

り。(六七二—六七三參照)

蒙古のクリルタイが、世祖以後幾とその影を絶ちた。これは、君權の漸次強大になつたことにも歸着するが、一には、その包容せられた部族が、必しも一律ではない、統治の上にも、クリルタイは、不便であるといふ事情もあつたであらう。吾人の阿保機に視るところは、契丹が今や一人の手に統一され得べき機運に到達した、そしてその一般が少くも、純粹の游牧生活から離脱して、城廓生活に進みつゝあつたと觀測するを得る。阿保機が漢城を經營し、それを基礎として、統一の基をなしたといふことは、此間の消息を明かにするものであるであらう。

契丹益興隆す 契丹の搏噬に最初に遭遇したものは、奚の部族であつたことは、いふまでもない、彼等の根據地たるシラムレン水には、阿保機が即位した後數年(九一九)にして著名な臨潢府といふ名城が築かれ、此民族の最高幕府は、それに置かるゝことゝなつた。臨潢は、今の東蒙古の巴林の東北に

ある波羅城が、それである。契丹人の手は、北に展び、黒龍江の上源地、ブールノール附近に居つた室韋や、嫩江のそれも、服屬することゝなつた。彼等は、更に東して、渤海が契丹道の押へであるといつて居つた扶餘城を取り、天顯元年(九二六)にその首都たりし、忽汗城を陥れ、その王の一族を、臨潢に遷し、東丹國と改稱して、長子倍といふのを、それに鎮守たらしめた。渤海の滅亡で、朝鮮に當時新に興つた高麗朝は、多少の土地を、その接壤地方に得たらし、く思はるゝが、多數の渤海人は、半島に逃げ込みたので、契丹の眼光は、新にさし向けらるゝことゝなつた。契丹の旗幟が、かつては、前數世紀の間に亘つて威脅せられつゝあつた外蒙古なる突厥の故地に翻されたことは、獨り太祖阿保機の名譽とするのみではなかつたであらう。遼史によるに、彼等は、天贊四年九月を以て、古回鶻城に次し、金河の水を鑿ちて、烏山の石を取り、之を潢河なる木葉山に輦致し、以て山川朝海宗嶽の意を示したとある。この烏山は、前に言ひ及びた烏德健山、即ち都斤山のことで、金河は、オルコン河の

雅名であらう。遼史は、又た太祖の詔で、その地にあつた開遇可汗の故碑を替つて、それに契丹突厥漢の三體字を用ひ、功を勅せしめたとあるが、この開遇可汗は唐代で著名なる苾伽可汗のことをいふので、元の耶律鐔の和林城に遼碑ありといふのは、大方この碑を指すものであらう。太祖死て子の太宗徳光繼いだが、彼れの手腕は、又た父に抗敵するに足るものであつた。

高麗との衝突の一 唐の安東都護府が、平壤を撤去したといふことは、新羅の半島統一に利益であつたやうにも思はれたが、その國の西北境の大同道を越ゆることを得なかつた事實は、吾人をして徒らに怪訝の眼を鴨綠江方面に注がざるを得ぬこととなる。渤海でも同様鴨綠江は、唐への朝貢道であるといふけれども、瓊河の鴨綠江に合流する地點より以下は、又た必しも渤海の領土ではなかつたので、さればとて、唐の行政が完全に此地方に行はれたとする左券も得ない。朝鮮近代の史家丁茶山は、この問題を解釋して、唐の安東都護府退去以後、平安南北道は、まるで賊藪に淪落した。渤海が

亡びてからは、女真人に取られたこと必然であるが、新羅の末期に弓裔といふ叛將が、その地方に據つたので、平壤から清川江あたりまで、幸にも高麗の太祖の手に承繼することゝなつたとある。いづれにしても、高麗朝はその初期に於て三國統一の實を擧げんとする企圖もあり、且つ平安北道の形勢は、この企圖の上に好望であるといふので、女真攻略に手を下したものと觀ぜられたが、渤海を滅して、今の遼陽に東平府を置いた契丹遼にも、此希望があつて、兩國の衝突は、先づ清川江以北の女真人問題によりて開始された。

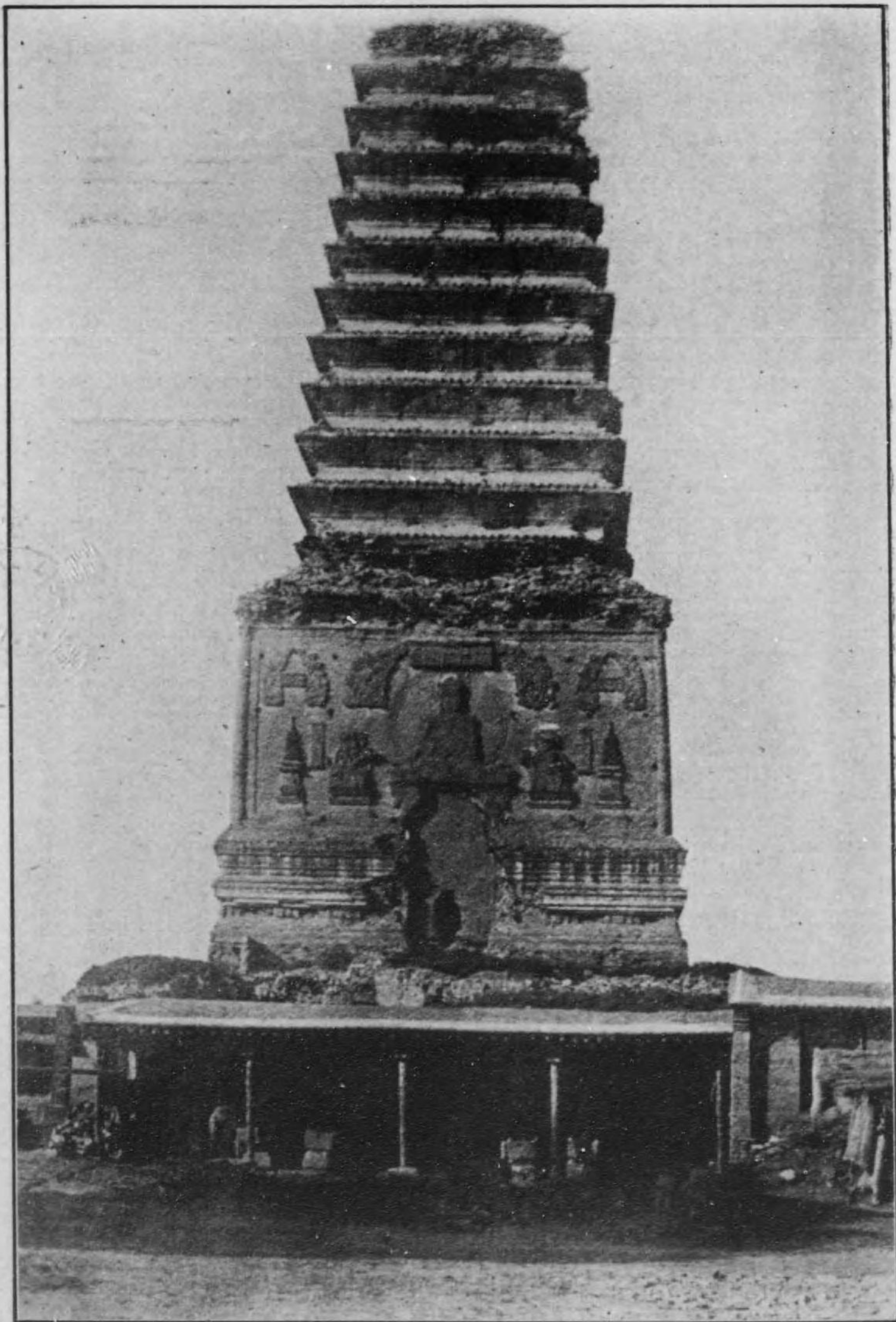
高麗との衝突の二 契丹には高麗を討たざるを得ない事情がある。高麗は、契丹が渤海の與國でありながら、却つてそれを滅ぼしたといふ事實に恐怖の念を抱いて、此國と連盟することを好まない。契丹では、南方支那を窺つて居る時であるから、聊かでも、此方面の平穩なるべきを要望する、そこで、以て契丹の太宗は、交聘使に五十頭の橐駝を附けて差向けたが、無法にも高麗はその使者三十餘人を海島に流し、橐駝は橋の下に繋いで遂に餓死せ

しめた。契丹には尙ほ此國を討伐するの口實がある、それは現に敵國たるところの北宋と交通が行はれてあるからといふので兩國の形勢は一時危殆に陥つたが契丹の目的の始めより鴨綠江以東の割地を要求するに在ることは前後の情形で判知せられる。高麗は如何なる面目を潰しても新たに手に入れた平安道を放棄したくはない、問々朝臣には例の開城の北なる慈悲嶺を割いて契丹に與へんとするものもあつたがこれは花より團子の譬で高麗は北宋と往來を絶つといふこと及び契丹の正朔を奉ずるといふことで契丹はその主張を放棄した。高麗は爾後數回に亘りて契丹の攻撃を受けその國の兵は遙かに開城を蹂躪したこともあつたが北宋の末期高麗では睿宗の時代に女真人は新に金國なる一大集團として現はれたので契丹は鴨綠江の守備を放棄し去つた。高麗は新に金國と折衝して此問題を解決せざるを得ないのである。

契丹の漢人利用

契丹の南下は幾ど國是である。阿保機は傳ふるとこ

ろによると、其の八部統一の密謀すら漢人の入れ智慧に因つたとある程であるから漢人といふものについて深甚の興味を抱いて居つたことも認められる。彼れのかつて經營した遼河上流の漢城はその邑屋塵市が恰も幽州のそれに同じいといふので漢人は安住して歸らうともせなかつたと傳へられる。阿保機は又た文字を製作したがそれも漢人の智慧を參酌したと稱せられる。記録の示すところでは漢人の王郁や盧文進やが契丹に投じた際に數州の士女を驅つてその國に入つたもので、織紉でも工作でも漢人の工藝品は何れも充足した。契丹の強盛は彼等の力であるといつてあるがこれは阿保機その人の政策を窺ふに足るものであるであらう。契丹の行政には塞外民族のかつて試みたことのない特徴がある、それは南面と北面との二大政廳を置いたことで、國制で契丹人を理め漢制で漢人を待つといふ根本義に基づき、北面は舊部族や屬國の政治を、南面は漢人の州縣の租税や兵役に關することを司どることになる。太祖阿保機の言だといつ



塔 古 の 陽 朝

て傳へられたのに、吾能漢語、然絶口不道部人懼其效漢而怯弱也とあるが、彼れは漢人利用を知つて居つたけれども、その方法の誤たれときは國家の根本をも失はれるといふことを知つて居つた。北南二面の區別を置いて、詳細なる行政を施したのは太宗の時代であるが、その大綱を示して契丹興國の基礎を明示したものは依然太祖の功に歸さなければならぬ。太祖の南下の機は、今の直隸省一帶の内亂で、漸くその歩を進めつゝ、遂に大志を果さず、に歿したが、太宗が石敬瑭といふ後唐の叛將を擁して後晋を創建するに及び、石晋はその報酬として今の雁門以北、盧龍一道所謂燕雲十七州を割與し、契丹を尊で父となし、自らは降つて子といふ位置を取り、且つ歲幣を納るゝことを公約した。支那本部の一角ことに山海關内部の崩壞は、永久に痛苦を後繼の王室たる宋朝に與へたもので、反對に契丹の財力なり、兵力なり文化なりは著るしく發展した。契丹の東方民族に與へた文化の影響は今詳述することを避くるが漢人利用といふ政策やその方法やは、後來の女真

人に好模範を示したものであらう。

九 金國大に興る

女真とは何ぞ 契丹の國勢が西北に大なる發展を遂げつゝあつた割合に、その東北滿洲に於ける勢力は、必しも成功といふことを得ないので、長白山東西の地には、幾多の半獨立國を容認せざるを得なかつたことは、吾人をして寧ろ異様の感を抱かしむる。東北滿洲の土人は、いふまでもなく、かつて契丹人に亡ぼされた渤海の遺種や、黒水靺鞨の部族であるが、此時代に入りてから、女真といふ名で現はれた女真は、朱里真とも書かれてある。支那史家の説には、女真は、肅慎の轉音であるといふけれども、肅慎は、紀元前に於て此地方に使用された名稱であるのと、その後、幾多異つた名稱も起りつゝあつたことに考へ、此解釋は寧ろ受取り難いやうにも思はれる。一説に女真は契丹から得た名稱であるから、契丹語で解釋されるであらうといふが、

それも未だ定説といふことを得ない。女眞は、一に女直とも書かれる、これは從來宗主國たりし遼の興宗の諱を避けて、眞を直に改めたといふのであるが、それは附會の説で、東胡民族の語尾に、斯やう音の省略は通例であるといはねばならぬのである。ともあれ、契丹人は、最初から此民族の行動に留意したので、太祖阿保機は、かつて、その強宗大姓數千戸を遼陽の南に移置し、兩者の交通を遮断して、それを合蘇歎といつた、この場合合蘇歎は熟女眞を意味すとも傳へられる。契丹人は、又た、東北滿洲を懐柔するの一法として、その土着の君長を節度使に任命したのであるが、その範圍は、いづれも、大姓強宗に限られたので、しかも、それは世襲であつた。これらによつて考察するに、契丹人は、女眞を羈縻會のみといつたといふ説は、最も妥當の見解であるであらう。

頭魚宴に於ける女眞の會長 契丹の文化の發達は、至竟は女眞人をして自覺を興ふるの徑路に立つものと視るより外はないので、蒙昧な黑龍江の

蕃族ですらも、その羈絆の位置を離脱せんとする希望は、發生するのであつた。契丹人には、その建國の要素たる射獵生活に、格段の行樂遊戯の伴ひつゝあつたことは、此際思量せざるを得ざる當面の問題であつたであらう。遼史の營衛志には、天子の行營が、春夏秋冬に分かれたれ、その行在の所を捺鉢といつたことが書いてあるので、就中毎歲正月から二三月までの間に行はるゝ春の捺鉢は、今の松花江の吉林より伯都訥に至る江面に行はるのであつた。春の捺鉢は、二つに分れてある、その一は、氷面を穿ちて、大魚をひつゝ釣けるので、今の朝鮮の大同江や鴨綠江やの、冬季に行はるゝ釣魚の方法と同じいやり方であつた。皇帝は、此の最初の釣魚に臨みて、一大盛宴を張るので、それを頭魚宴といはれてある。氷が泮けてから、鶯や鴈やが、この附近の湖澤一面に集つて来る。遼史では、その地をば鴨子河梁といひ、四面沙塼榆柳杏林多しといひ、それに皇帝は侍臣と放鷹にやつて来るので、その最初の放鷹で、同じく盛宴を張る、それは、頭鶯宴といつてある。天慶元年(一一二二)

遼帝天祚は正月を以て鴨子河に幸し二月混同江(松花江)に幸して釣魚を試みた。東北滿洲に於ける各屬國の君長が此時を以て來集して頭魚宴に與るといふは必しも契丹が懷柔政策の意味の加はらぬといふことも得ないであらう。遼史によるに此日頭魚宴の酒半酣にして天祚帝は軒に臨み來集の諸君長に命じて次第に起舞せしめた。諸君長はいづれも命をかしまて盛宴を助けたが獨り阿骨打なるものは應じない之を諭す再三終に従はずと認めてある。頭魚宴はとうとう不首尾に終はつた否な少くも契丹の威望は傷けられたものといはざるを得ない。天祚帝は密かにこの會長を誅せんとしたがそれは諫むるものあつて果さなかつたといふこの不遜の君長は何人であらうかそれは宴後數年ならざるに金國の創建者として早くも叛旗を翻した女眞の會長であつた。

鷹路問題の經過 頭魚宴とは限らぬが契丹人は放鷹をば唯一の行樂とするのであつたそしてその鷹は海東青の名で呼ばれてある。海東青でも

小さくて俊健で爪の白いやつが第一に歡賞される大さ僅かに鵲の如き海東青が虞人の手を離れて直に青冥に上るときは殆ど肉眼にて見えなほどに達するそこで天鷲の來るのを待ち受けて程のよい半空に達したと思ふと上から下へ搏撃して例の白爪で首を攫む鵲は驚鳴する海東青は攫むだまゝで地に落つると徐昌祚がいつて居るが彼等は之の快樂を得んがためにいかなる犠牲をも拂つて名鷹を得んとするのであつた。名鷹が海東青といはれたについては吾人の知らざるべからざることがある。海東とは今の露領沿海州一帶をいひ青といふのはその色の青白を指すのであつてもとより契丹の本地には無いそこでもつて彼等は例の女眞人を先鋒となし五國部といふ今の三姓地方からウスリ地方の土人と戦つて然る後鷹を手に入れたあつたのであるがその都度に起る騷亂はなかなかで女眞人は争擾に耐へきれない。貿易市上に於ける契丹人の暴力や出張官吏の法外の收賄も此問題に關連して女眞の忿怨を惹起したのであるが更に銀

牌天使といふ契丹特派の使者が女眞の地面に來ると、彼等は旅中の等閑を
 憚めんとしてか、婦人を要求する女眞では已むを得ないから、中以下の戸主に
 命じ順番に宿を取らせ處女を出して侍せしめたが、何分にも使者の多いの
 と、使者が大國の威を恃みて、美婦を要求するところから、遂には有夫とかど
 うとかいふこと、又は閨閣の高いものをも遠慮なく隨意に徵發する、女眞は
 益々怨恨を重ぬるに至つたといふ、阿骨打が、擧兵にいたつては、自ら以上の
 如き内面の事情もあるが實は、彼れが契丹人の漸く漢人がぶれに陥つて、此
 兵力の微弱に赴いたのを洞見したことに因るであらう。

金人の始祖は朝鮮人 女眞人の中堅たる阿骨打は今のハルビンの東阿
 什河から起つたといふから、勿吉七部の一であつた安車骨部の故地に相當
 するものとも思はれるが、金史のいふところによるに、その始祖は新羅人で、
 それが最初に今の東間島に流れ込み、やがて完顔部の一賢女に婿入りした、
 完顔とは支那語の王を意味すとのことであるが、いづれにせよ始祖の事業

は、これから發展する。後世のことであるが、清の太祖が明國への最後通牒
 を致した中にも、葉赫の老女を改嫁して自分に呉れなかつたと見えてある
 が、これは女子の財産が争奪の問題となつたのであるに考へて、始祖は定め
 て老女の財産を襲ひ、同時に閨閣の株を取り上げたことと想像される。始
 祖から徳祖それから安祖、それから猷祖、この時になつて完顔氏は始めて海
 古水乃ら今のハルビンの東に徙り、そこに棟宇の制を採用した。猷祖から
 昭祖、それから景祖となる、始祖より景祖に至る凡べて六世、約三百餘年で、完
 顔氏は漸く聲望ある酋長として頭を擡げたのであるが、西紀一〇四〇年、太
 祖の出づるに及び、遂に巨大なる金國の基礎を設定した。

大金國號の由來 阿骨打が國號を大金としたのは、その土地を阿祿阻と
 いつた、阿祿阻は女眞語で金をいふから、國號もそれに因みた、尙ほ契丹の遼
 が、その國の水名によつた如きであらうと解釋するものもあるが、金史は、別
 個の意見を提出して、金は、遼に對抗する意味にて採用された乃ち遼といふ

は寶鐵のことで、その堅きに因みたのである。寶鐵は堅いけれども、變壞するが、金は不變不壞である。金の色は白い。完顔部は從來白色を尙びつゝあつた。こゝを以て大金と號し、元を收國と立てたのであるといつて居る。遼といふことが、寶鐵から出でたといふ解釋の果して正當であるかは尙ほ疑はるゝが、吾人の考ふるところでは、完顔部の始祖の新羅人であつたといふことは、此問題を解釋するに有力な史實であるといはねばならぬので、金氏は新羅の王族の姓と緊密の關係があるやうにも思はざるを得ない。尤も金について起つた蒙古は、銀のことだといふ説もあるから、この鐵なり金なり銀なりが、國號の象徴となつたといふことにも解せられる。ともあれ、大金といふ名稱は、爾世後世紀に亘りて女真人には、その徽號の如く崇敬され、反對に南方漢人からは、惡魔や、なにかの名稱のやうに戰慄されたものである。

女真人南伐す

女真人は南伐した。衝突は、吉林の北方、石頭城子附近で

開始されたが、契丹は、脆くも、その十數萬の精兵を失つた。遼契丹人の語に、女真兵若し萬に滿つれば、敵すべからずといふことがあつたさうであるが、その諺は實現され、彼等は、破竹の勢にて、黃龍府を陥れ、長驅して遼東一帯を占領した。遼帝天祚が此期になつてから、阿骨打を懐柔せんとて、彼れを東懷國皇帝に冊封したなどは、愚かさにも程があるといはねばならぬ。阿骨打は冊文を見て、大に怒り、その冊封使を鞭ちて追ひ回へしたが、翌天輔二年（西紀一一八）北宋の密使は、宰相蔡京童貫の指金で、買馬に托して遼東半島に上陸し、阿骨打の朝廷に款を通せんと企てつゝあつた。

宋金會盟の魂膽 一一一年以降、北宋の朝廷には、遼國が女真人から迫害されて、その國家も或は支持しきれぬであらうとの情報を手にしたの、契丹人に對する輕侮の念やら、此機會に乗じて一と角の手柄を立てやうとする當局者やらの計略で、時の帝徽宗の慢心をそゝりつゝあつたとは、掩ふべからざる事實であつた。契丹と此國との大なる衝突は、眞宗の景德元年

著名なる澶淵の一役となり、宋は歲幣として、銀十萬兩、絹貳十萬匹を提供する。その代りに契丹は、兄弟の弟の位置を取るといふことゝなつたので、兩國の紛糾は、一と先づ解決せられ、契丹は、百年の久しき間、歲幣の増加を要求したのみで、敢てその馬を南牧することをせなない。北宋の文化といふやうなものも、産業といふやうなものも、公平にいふと、實は、契丹人が背盟の行爲に出でなかつた恩恵に歸着するので、黄河の屈折點から陝西や四川を窺ひつゝある西夏に、適當の折衝を施すを得たのでも、知ることが出来る。人を精らば、穴二たつ、契丹は、北宋の與國であるといふに、その衰亡を探り得たといふので、却て與國の敵と結托し、敢て、挾撃の態度に出でんとする密謀は、徒らに邊釁を開くのみで、國家の禍は、これらの不謹慎から發生するといつて上書切諫したのもあつたが、徽宗は、それらに耳を假さないで、童貫の獻策を納れ、燕京の無賴子馬植を金國に發遣し、下の如き密約を訂結した曰く、金は、遼國の西京大同を攻め、宋は南京、燕京を取り、事若し成つた曉には、五代の時

に契丹に陥つた十七州は、宋に歸與する、その代償に、歲幣五十萬は、金國に贈與する、金軍は南伐しても、古北口、松亭關及び平州、榆關の線を越ゆるを得ず、そは兩軍の紛争を醸すことを避けんが爲めである。

夷を以て夷を利す

宋人の此策が、始めより、極めて老猾なる遣口であつたことは、金人ならずとも、その心事を洞見することが出来るであらう、北盟會編によると、宋使馬政が第二回の使節として、金の上京にて、阿骨打に謁見した時に、彼れ金主は、西京一帶を宋に與ふることを認めなかつた。金人の内議は、こうである。南朝(宋)は、たゞ從來契丹に贈與しつゝあるところの銀絹を以つて坐ながらに、燕雲十七州を奪取するといふ寸法である。元來我が北人が雄勢の地位を占むることを得つゝあるのは、外ならず、燕地の漢民即ち十七州の土地を得つゝあるに縁るので、今一旦にして南朝に割與すとせば、それは、惟に國勢が微弱になるのみならず、退いて松亭、古北等の五關を守るといふなるに、坐らに、その敵を受くるものである。かりに若し我々が獨力

で契丹を滅して、その領土を承継すとせば南朝いかでか我命を奉せざるべき、今日の策は燕山を下してから宋と會議するも未だ必しも遅しとせずと。これは定めて金人の本音であつたので、その宋人の提議を納れたのは、一時の權略であつたものといふことが出来る。漢人の地金も漸く呈露した宋人は女真なる夷種の力で、契丹なる夷種を制しその間に漁父の利を獲んとを希望し、その目的のためには、輿國を賣り盟約を反古にするをも敢て辭せなかつた。天輔五年一一二一金軍は約に従ひ契丹の中京及び西京を陥れて、天祚帝を逐ひ、宋も亦た童貫等をして、南京、燕山を攻めしめたが、宋軍は脆くも、その守將に撃退され、金軍に援兵を請はざるを得なくなつた。訂約の齟齬は、これから来る。宋人は自ら進みて、契丹の南京を取らんとまで宣言し、金人の戦線をも束限して、今の北京の北方の長城一帯より南出することを拒斥したに關らず、意氣地なくも、却りて援兵を乞ふに至つた。金軍の得意は知るべきである。太祖は直に居庸關から昌平に出で、南京府を陥れた。

そこで、宋は談判の結果、過當の代償で、南京及びその附近を得たが、南京の金帛子女は擧げて、金人に鹵掠し去られたので、實は徒らに一空城を譲り受け、たに止まつたと傳へられる。

宋の二帝生擒せらる 天會三年一一二五、乃ち太祖の没してから三年の後、太宗は天祚帝を捕へて遼を滅ぼした。兵力の微弱な宋の外交は、やがて知るべきであらう。此年金兵は南して燕山の州縣を取り、登春進みて宋の首都は汴京を包圍し、少なからざる償金と、中山、河間、太原の三鎮とを割取し得、兩國は伯姪の關係といふと、一時を收拾し得たが、彼等は眼前に宋人が背盟の處置を視たといふて再び大舉して首都を屠り、五年正月、太上皇徽宗と帝欽宗の二人を生擒し去つた。攻圍軍の首將は金國隨一の猛者粘罕のこゝとであるから、その荒仕事も想像されるので、著名なる靖康の亂とは之をいふ。二帝はやがて韓州といふ今の長春の南八面城の寨に暫らく安置され、幾もなくして又東北して五國城に發遣せられ、そこで果敢ない最後を遂げ

られた。五國城は恐らくは、今の三姓附近であらうと思はれる。金兵の主將宗弼(兀朮)は新に即位した宋帝高宗が、臣と稱するに假籍せずして、長驅揚子江を渡り、江寧を屠り、杭州に克ち、その別軍は高宗を、今の寧波の海中なる舟山島に逐ひ込みた。疾風枯葉を捲くの神速とは、真に金兵のそれをいふべきであらう。

遼金と宋の交聘形式

人倫の關係で、國家の交聘を圓滑ならしむといふ筆法は、近いところで、唐末五代の時晋の高祖(石敬瑭)が、契丹を父となし、自らは子の位置を取つたとに始まるであらう。宋も眞宗の時に、著名な澶淵の役後に、契丹と兄弟といふ形をとり、宋からは契丹の太后を叔母といふことにした。このやり口は一部は漢人には、擯斥されたが、これ又た一時の便法として採用されたのである。金起り遼運柁かりしより、宋は徽宗の時に金國と訂盟し、其の兵力で、契丹の南京(燕山)乃ち今の北京を取り、併ひにその附近を得たが、數年の後、金國に汴京を圍まれて、三鎮を割いた。その時は伯姪の關係、乃ち宋は姪、金は伯といふことで終局をつけた。宋はついで又た盟を敗つた、そこで金人は、大舉侵伐し、徽欽二帝をまで生捕りにし去つた

か、この時は伯姪どころか君臣といふことになり、南宋初度の帝高宗は、實に金人の册命するところとなり、兩國の外の淮河を以て割せられたのも、此時であつた。世宗の大定三年に、この形式は變更されて、再び叔姪といふことになつたといふまで約そ三十年足らずの間、君臣の形式でいつたものと想はれる。宋は、寧宗の時に、權臣韓侂胄が、金地に北伐して皆な敗れ、反對に金から襲はれた、宋はそこで狼狽の餘、侂胄の首を斫りて送り、自ら叔姪を改めて伯姪とし、少からざる貳幣を増加した。此事實は、金人の裔孫と稱せられ、清國と李氏朝鮮との間に、始は兄弟の關係にて交聘し、やがて、太宗の親征で君臣に改められたことと對照すべきであらう。詮ずるところ、此等の形式は、唐の藩鎮の將帥等が、塞外種族と結托する便法から出たもので、いはば博徒の親分とか、乾兒とか、哥とかいふ語の、國交上に適用されたにすぎないものである。

十 金國の衰亡及び元代の滿洲統治

漢軍の利用 塞外民族が支那人から成り立つところの軍隊をば漢軍といつて、それを支那征伐の先鋒に立たしめたことは、契丹人に始まつて居る、これは、異なつた部族の多數を統帥して居るもの、軍制上から必要視され

たものでもあるが、契丹の名王の考では、支那を伐つには支那人を使用するといふ政策を抱いて居つたことが、明瞭に知られ得る。石晋の天福八年といへば、契丹の太宗の時代である。契丹主は、漢人趙延壽の策を納れ、大舉して兵を晋境に進めたのであるが、當時太宗は、山後及び盧龍の兵、山西大同の一帯及び北京五萬人を合はせ、趙をしてそれに將たらしめた。詔して曰く、若し晋地を得れば、汝を帝とする。又た常に趙を指し、晋人に示して、これは汝等の主君であるといつたので、趙は、それを信じ切つて、一倍に支那を取り策を進めたと通鑑に書いてあるが、胡三省は、それに注して、契丹用中國之將將中國之兵以攻晋、藉寇兵而齎盜糧、中國自此胥爲夷矣といつて居る。漢軍利用は、これで見ても、その効果は、想像されるので、爾後金でも清でも、その政策を利用して、著るしい成績を擧げて居る。然しながら、これ果た契丹なり女真なりが、その根本とすべき自國の兵力の、微弱な點を捕はんとする政策から採用されたものとも思はれるので、一轉すると、寧ろ甚しい危険が呈露する。

金漢兩族の調節の一

韓企先といふ漢人が金の太宗の謀臣となつて、

大政を賛畫し、密謀に加り、凡そ朝章典例は此人の手に出たといふことは、世宗の後人に語つたことに由るも明白であるが、この企先の祖が、偶然にも韓知古といつて、契丹の太祖が開國の功臣といふのであるから、面白い。尤も企先の金國に降つた頃は、北京附近より北徙して、今の朝陽附近に居つたものと思はるゝが、その本地を質せば、依然として燕人であるから、契丹でも女真でも、一面からいへば、燕地の世族を利用することに於て成功したもので、他方から見ると、趙氏なり、韓氏なりが、塞外の民族を利用して得た形にも受け取られる。金人の必しも漢人を信用しつゝ、あつたものでないことは、世宗が嘗つて、燕人自古忠直者、鮮遼兵至則從、遼宋人至則從、宋本朝至則從、本朝其俗詭隨有自來矣、雖屢經遷變而未嘗殘破者、凡以此也といつて、北部支那人の性格は、概して詭隨て頼もしからぬものであるといつたので、知るとが出来るが、斯くと知りつゝも、尙ほそれら漢人を併用せざるを得ない内面の事

情もあつた。金史の兵志などを點檢すると、下のことが知れる。それは金人の松花江方面に起つた最初に於て國人の數は尙ほ少いから、廣く漢人を招徠して、それらに奉公せしむるの必要が生じたので、女真人にも、契丹や漢人やと通婚するを許し、又た漢人から成り立つところの猛安千戶長、謀克百戶長を採用したが、天會二年、燕山、北京を平ぐるに及びて、その弊があるといふ理由の下に撤廢した。ところが五年に伐宋の役が起つたので、再び漢軍を編制し、今度は、國人をしてその主將たらしめ、漸次に實權を收むることとした。これで見ると、凡そ大征伐、大行軍があるごとに、漢軍は新に編制され、又は増徴されるが、その徴兵は必しも不親切でなかつたといふことも得ない事實もある。金の兵力の中堅をなした女真人が、その國勢の發展して、黃河流域の全土を占領するに及びて、漸次に漢人化し去つたことは、帝海陵がハルビン附近の上京が不便だといつて、今の北京に都し、更らに汴京、開封の宮殿を營造した前後から始まるので、その頃から、風俗なり嗜好なりが、戰敗國

たる宋人に同化され、而も急激な速度であつたことと思はれる。金は、收國元年(一一一五)から海陵遷都(一一五三)まで三十八年にすら充たざるに、以上風習どころか、世宗のいふところでは、國語すらも打ち忘れ、その國初に製作した文字をも悉く通曉せざるに至つたとは、寧ろ此の民族の實質について疑はざるを得ない事實であらう。女眞の小堯舜とまで賛せられた世宗は、非常にそれを懸念し、かつては東宮に忘本の危險を諭し、國人の漢姓を譯造することを禁じ、宮廷の衛士等までに女眞語を學習させて、一面に漢語を禁止し、ついで、諸王の小字の女眞名ないものには、それぞれ賜名した。世宗の政策は、果して既倒の大勢を挽回するを得たであらうか。

金漢兩族の調節の二、世宗の努力は、これらに止まらなかつた。帝は遙々上京(ハルビン)の東に行幸して、親しく不忘本の觀念を鼓吹した。金史によるに、面白い記事がある。それは、帝は上京に着してから、宗室や宗婦や年高者やを招集して、各々下賜があつて、さていふやうには、朕は尋常のことで

酒を飲まぬが今日こそは、泥酔したく思ふ、何なとらば、かゝる快樂は得易すからざるからである、そこで來集の人々は、次第に起舞して酒を進めたのであつた。帝は満足せない。帝は、朕は、こゝに來て數個月を経たが未だ一人の本曲(國風)を歌ふものもない、朕は汝等に歌つて聽かせてやらうといつて、宗室の子弟の下坐して居つたものを殿上に召し升せて、自ら本曲を歌つた。歌詞は、王業の艱難から始め、繼述の易からざることをいつたもので、その祖宗を慨想するに至ては、宛然として睹るが如く、慷慨悲咽して聲を成す能はず、歌ひ畢つて泣いた下つた。かくと見たる宰相は、羣臣宗戚を率ゐ、觴を捧げて皆な萬歳を稱へたので、氣分は遽かに景色立つ、諸夫人等は、更らに國風を歌ひ出して、恰も私家の會の如くに感ぜられた。帝は酔つて復び一曲を歌ひ、初更に至つて散したとある。帝の此の旅行中、或る時には祖先の艱難を説いては、垂泣し、或る時には太祖の遺事をいふ、老人に出會しては、歡喜に打たれつゝ、回鑿したのであるが、女真本位國粹保存といふ信念は、益

々ために強められたことが明白であつた。帝は女真人の訴訟は女直語で問へ、漢人の訴訟は漢語で之を問へ、大凡そ本朝の語を習ふものは善とすべく、否らざるものは、國粹が亡びると勅した帝の意志は果して實際に行はれたであつたであらうか、但恐るべきは、漢人の同化力であつた。

金人の衰亡は清人と同一轍 世宗の政策は、上代に於て、契丹の太祖が國語本位の微旨を傳へたことに、密接な回想を與ふるもので、後世では清代の乾隆帝が、滿洲本位を主張したこと、符節を合するの感想があらねばならぬ。乾隆帝も、滿洲語の位置を高むることや、漢姓を稱することの禁止や、れぞれ國人の保護に努力したのであつたが、それは、遂に失敗に了はつて終つた。世宗の努力は、蓋し乾隆帝に勝るとも劣ることはなかつたと思はれるが、乾隆帝のそれと同一の徑路を辿らざるを得なくなつたことは、是非もない次第である。吾人は、今その好個の適例として、金の猛安千戶官謀克(百戶官等が驕縦に流れ、肝心の農業に親まず、亦家人等をして、農作せしめず、

盡く漢人の小作に一任して、租税を徵收する。そこで以て富家は絹や緞子の衣服を着け、酒食遊宴の贅澤三昧に日を送る、それを見習つて貧者までも無い袖を振るといふ次第。世宗はひどく憂慮して、屢々訓誡を下したが、一向に效果は擧がらざるのみか、彼等は漢人の小作から二三年の前借までをもして、贅澤を盡す、貧乏はついで逐ひかけて来る、千戸や百戸の兵數は自ら減少するといふ始末は、恰度清代の滿洲八旗が給賜された土地を典賣して遊惰に耽りつゝ、遂に懦弱救ふべからざるに陥つた事實と、古今同一轍であるといはねばならぬのである。女真人は開國十年にして、支那の一半を領有したので、何人もその速度に駭かざるを得ないが、反對に民族の元氣の衰退の迅速なるには、寧ろ怪しまざるを得ぬのであるが、その原因の兵制の得失に在つたことは、正さに吾人の知らざるを得ざるところであらう。章宗の泰和六年(一二〇六)蒙古の巨人鐵木真オノン河源に於て即位、數年の間に東蒙古はいふに及ばず、北京を陥れ、山東を屠り、河北を破り、いたるところに破

竹の勢を示した。

愛王大辨の叛亂と蒙古 蒙古の雄強はいふまでもないが、彼等の國勢を斯ほどまで滿洲や支那本部に誘致した原因については、自ら二個の機會が與へられた。その一は、明昌五年(一一九四)世宗の孫に、愛王大辨といふのがあつて、王の父なる鄭王が、暗愚なる章宗に殺されたのを憤り、叛旗を自らの任地たりし五國城(三姓)に翻した。大金國志のいふところでは、凶報を手にしたる章宗は、ひどく立腹して、前後二十萬の兵を五國城へと差向け、一氣に愛王を捕殺せんとしたとあるが、これは丁度契丹の天祚帝が、その昔金の太祖(阿骨打)を混同江に強襲したやうのやり口である。愛王の叛兵と官兵とは先づ東壇津といふところに戦ひ、叛兵は破れて五國城へと退いた。愛王は頻りに戦ひ、頻りに破れた。そこでもつて、愛王は使者を蒙古の太祖の許に出して、應援を懇求したらしい。王は、ともかくも蒙古兵の救援によりて、辛らうじて危難を免れ、和龍朝陽以北は、一氣にし攻取することを得たが、愛

王の勢力は、之が爲め、かつて得るところがない、反對に來援軍たる蒙古は、著るしく、その國力を西南に發展するのであつた。南人ことに宋人が蒙古といふ強國の北方から迫つて、金國を腦まじつゝあるといふ風説を耳にしたのは、漸く此頃にあるのであらう。

宋人の慣手段 宋人は、果して、その昔女真人(金國)と相約して、契丹を夾攻せる手段をば、再びこゝに繰り返さんとはするのであつた。歴史家は宋朝の此の主謀者は韓侂胄その人であるといふが、實際は獨り彼れをのみ責むべきものではない、ともあれ、彼等は新たに蒙古と結托して、與國たりし金人を討たんとはするのである。これが蒙古發展の第二因であらう。金人の前途は、最早知るべきでも、汴京を脱出してから、蔡州に走つた哀宗は、その城中に自盡せざるを得なくなつた。金國は、果敢ない最後を遂げた(一二三四)。若し彼等の末後史にして、多少にても氣を吐くに足るものありとすれば、それは、滿洲の一角、祖宗の故地に東真國の旗幟を翻した蒲鮮萬奴であ

つたであらう。萬奴は、今の東間島なる延吉府の東城子山に南京を建てた、その確實な領土の南界は、一時、朝鮮咸鏡道の定平に達して居つたらしい。萬奴は、固より金朝の叛將ではあるが、一時の勢威の能く南半島の朝廷を壓迫し、新興の蒙古と抗衡して、二十年の長期に互つたことは、寧ろ賞賛に値すといふべきであらう。蒙古が半島への壓迫も、黑龍江方面の經路も、すべて萬奴の行動が、一種の導火を與へたと、歴史家は、解釋する。

朝鮮半島益々壓迫さる 契丹の亡びた後、金國と半島との交渉は、どちらと云へば、平靜であつたといはねばならぬ。金の興つた時代に、高麗でも將軍尹權などを、今の咸鏡道に出して、その南界を犯さしめ、豆滿江邊なる公險鎮までも開拓したと傳へられるが、それも一時の奇勝としか視做されぬもので、彼等は、漸次に撃退せられ、今の咸興の東南定州(定平)に至つて界をなした。金人は、それより南下せなかつたらしく思はれるが、蒙古(元)の起りて、東真國を併合するに及びては、尙ほ南下して、今の安邊の東の鐵嶺まで切り取

るとした。鴨綠城方面には、これにもまして著しい壓迫がある、それは元の世祖クビライ汗の時代に高麗の叛臣が西京平壤以北の諸城を捧げて蒙古に降つたことのあるので、世祖は開城の西慈悲嶺以西を割取して、今の平壤には東寧府といふを置いた。蒙古と半島との開釁はその國の使者が鴨綠江あたりで盜賊に殺害されたといふ口實からでもあるが既に滿洲を併せ支那本部に君臨した部族が半島を経略せんとすることは寧ろ當然到來の順序として怪むべきものではない、況んや世界を打つて一丸とせんと企圖しつゝあつた蒙古に於てをや。朝鮮の劍害も恐らくは前古に稀れな程度であつたであらう。尤もその國では忠烈王以來蒙古の公主に向すること、蒙古名をつけること、辮髪をすることなどで絶對服従の誠意を示したところから辛うじて東寧府一帯を回復することを得た、そして蒙古のこの態度に出でたことは、定めて彼れがかつて高麗を先鋒として我が日本を取らんとする計畫の放棄に關連するものであらう。高麗の都城なる太平館内

には征東行中書省(征日本)も設定され、日本征服の根據地としては、濟州島耽羅を占領しつゝあつたが、それも放棄することゝした。

元代の滿洲統治 金國のそれを受けた元代の滿洲行政區劃は、シラムレン、オハ方面と大凌河遼西方面とに大なる區劃の作られたる以外甚しい變動ありとは思はれぬので、其地方官といつても、大概ねは女眞の名族を採用しつゝあつたと想像されるが、金末に於てその強宗大姓といふやうなのが離散し盡した事情もある、その内部には著るしい叛亂も出さず、元代を終へた。元は世祖の時に征東元帥府といふ官署を黑龍江の江口なる奴兒哥といふ地方に設定し、又た海峽を越えて骨覓即ち今の樺太の土人を征服せんしたこともあつた、樺太を通して我が蝦夷地との貿易が起つたかどうかは寧ろ疑問である。

黄河と宋遼金

所謂禹の黄河水道

黄河は、支那の上代に於いて、今の天津附近で海に入つた、支那の古記録によると禹といふ聖人が治水に巧みで、河水(黄河)をば、北方の高地に導いたとある。禹がいかに聖人でも、河流を高地へ導くことの出来ないことは明白で、これは後世から視れば、高地であるところの北京天津間に、河道を求めたといふ意味であらう。北京天津の地方は、段々黄河の本支流が吐き出すところの土砂で、昂まつて来た結果、黄河は、漸く南遷せんとする傾向を示しつゝあつた。支那の史家のいふところでは、黄河は上代に大體に於て二條の吐口を得て居る。その一は冀河で、今の衛輝府の東、滑縣の西あたりから北々流して天津に入る。その二は濟水、澤水で、今の滑縣の東あたりから分流し、二水とも殆ど平行して今の黄河口の東で海に入る。こゝにいふ工合になつて居つたらしいが、それが漸次に南遷し、後漢の初期に於ては、とうとう濟水を奪ひ、澤水を併せ、泰山の東北を繞り、東阿から濟南を経て武定府の利津縣といふ工合に、大體今日の河道で以て海に入つた。魏源は、この南遷をば、周の定王の時であるといふが、愈々この位地をとつたのは、後漢の初期で、それまでに漸次南遷、漸次潰決しつゝあつたと視るのが至當かと思はれる。何となれば、漢書地理志には、未だ黄河河口の南遷を認めないので、著名な後漢の治水工事は、明帝の永平年間に始まつて居るからである。

後漢王景の治水事業

永平の黄河堤防事業は、その詳細を傳へないが、樂浪の人王景といふものゝ、大なる手腕によつたことは認められる。王景の祖先について吾人は、特に知るべきことがある、それは彼れの祖先は、山東人であつたが、前漢の呂氏の亂の時に朝鮮に逃れて来て、その地に永住しつゝあつた。王氏の一族が、爾後益々繁衍したことは、景の父が、樂浪郡の三老になつたことでも想像されぬでもない。さて、王景は、明帝に召されて、治水工事を擔當したが、その方法は、汴水を塞いで、専ら濟水に注がしむるので、堤防を滎陽から千乗の海口まで約千餘里(邦里百餘)に互つて築造したと傳へられ、明帝は、ひどく、それを賞賛し、禹貢圖や山海經などをも下賜されたといふ。漢書などで見ると、汴水即ち今の開封あたりの枝水が、黄河堤防の眼目で、武帝時代にすら黄河は、それらの地點を突破して、南流し、淮水に注いだこともあつて、山東、河南、江蘇の交會は、まるで水澤となつたこともあつた。王景は、流石にそれを觀破して、格段の注意をそれに拂つたらしい。魏源は、それを贊歎して、行之千年、閼魏晉南北朝、迨唐五代、猶無河患、是禹後一大治、蓋不用禹冀州漳衛之故道、而用禹兗州澤川之故道、といひ、濟水といふ河は、流が急で且澄て居るから、黄河の弊害には妙薬であるといつて居る。

北宋人の黄河界敵策

北宋になつてから、黄河は、却て益々北上の傾向を示して來たらしいが、こゝで治河事業の上に重大な厄難が起つた。それは、北宋と契丹との戦争は、直隸の南部より山東に互つた線で行はれたので、黄河といふ水道は、宋人にとりて唯一の險隘であらねばならぬ。そこでもつて、黄河は、北上すればするほど、河患は減ずるわけであるが、宋人は、それを欲しない、恚せとならば、黄河の水隘が、敵人たる契丹に利用さるゝ恐れがあるからである。宋人は、今はとうとう、別に水道を起して、それを東に挽かんと企てたのであつたが、さりとて、從來あつた漯河の故道乃ち大清河を利用することは講求するを敢てせない、要するに北宋人は、黄河を以て界敵の第一線とするのであつて、志は、治河に在るのではない、そこで南宋の紹熙、金の明昌の際のことと思はるゝが、黄河は山東の壽張あたりから南北に兩分し、北流は北清河に由て渤海に入り、南派は、南清河で淮水に合流することゝなつた。魏源のいふところでは、其時金人以那魯爲壑、故縱河南下、與北清河並行其弊、又在于以河病敵、亦無志治河也とあるが、まことに、この説の如くんば、金人は北宋人が、かつて、契丹に施した手段を轉用して、南宋人を苦むることゝなつたものであるといはねばならぬのであらう。

河患始まる

黄河は、益々汎濫した。汎濫すれば、するほど金人は、その鄰人を惱ますといふ利益を得るのであるが、元の始めになつて、クビライ汗(世祖)は、會通河といふ、今の山東の汶上縣から、江蘇の淮安府清河縣に至る河道を開いて南流せしめ、それと同時に北流を斷ちてしまつた。さあ、事は大變である、さらぬだに汎濫し易しい淮河は黄河の全水量を受くることになつたので、支那人の所謂河患は、これから著しく發展して來た、元代よりは明代、明初よりは明末と、河患の程度は漸次増加したが、黄河は北流すべきが自然か、南流すべきが自然かといふ根本問題には、何人も觸れたことは無い、いづれにしても、治河は、財政の豊富なるに期待すべきこととて、假令魏源その人の、注意によつて、歴代の遺算は證せられたにせよ、清朝の財政は之を如何ともすべからざる否運にあつたのであるが、一八五三年(咸豐三年)七月五日長髮賊の開封府攻撃中、黄河は、偶然にも又々北流し、五五年には、全然今の北道に歸したのである。

馮道朝耶律德光於京師、德光責道事晉無狀、道不能對、又問曰、何以來朝、對曰、無城、無兵、敢不來、德光謂之曰、爾是何等老子、對曰、無才無德、痴頑老子、德光喜、以爲太傅、德光北歸、從至常山、漢高祖立、乃歸漢、德光嘗向道曰、天下百姓、如何救得、道爲俳語、以對曰、此時佛出、救不得、惟皇帝救得、人皆謂契丹不夷滅中國之人者、賴道一言之善也。……五代史

第三章 明代の滿洲經營

一 遼河流域に創設せられたる政廳

元朝内政に亡ぶ 元朝の滅亡は内にしては帝位の篡奪外にしては財政の紊亂乃ち交鈔(紙幣)の亂發に原因すといふことも出来るが最大なる原因は、その民族が游牧生活から城廓生活に遷つたので、兵力の速かに衰退したとに在ると觀察されぬでもない。色目といつて朝廷の欽定した外種族、それも比較的少數の人々に、特權を與へて、多數漢人の不平を招いたといふこともある。元の漢人統治については、漢人の訴訟は、漢人の法により、色目人の法は、色目人の法によるといふ區劃も設けられたと信ずべき事例もあるが、果してどの邊まで公平に行はれたかは寧ろ疑はれざるを得ない。兵力の弛廢、統束力の缺陷といふところから、群盜は次第に蜂起する。始めの間は、

朝廷でも支那通例の盜賊であると思惟しつゝあつたであらうが、汴京を抜いて都した韓林兒は宋と號し、漢陽に都した陳友諒は漢と號し、方國珍や張士誠や江浙を占領し、それら群盜の間から皇覺寺の僧であつたといふ明の太祖朱元璋が現はれ出で、安徽より金陵に據り、武運目出度くも十年にして、その京師たる大都(北京)を陥れ、その最後の君主順帝(妥懽帖木兒)は今の多倫泊の北方に近い應昌達里泊ダリノールで殞落した。元は最早支那本部の主人公ではない然ども、その子孫は外蒙古に逃れ、例の和林及びその附近に據りつゝ、韃靼可汗として、一時の覇を稱しつゝあつた。

明の北伐軍蒙古に入る 大都を陥れた明人が徒らに長城以南を略し得たるに満足せないうで、今の内蒙古は、いふをまたず長驅して外蒙古に急進したことは、かの永樂帝の北征といふもに光彩ある事業といはざるを得ぬのである。名將李文忠の傳によるに、彼は洪武四年を以て、居庸關を出で、沙漠を越えて、直ちに和林を衝かんとしたが、元の君臣の通れたと聞いて進みて、

臚胸河(ケルロン河)に至り、それに輜重を置いて、自らは二十日の糧を齎らし、土刺河に奮闘し、阿魯渾河に苦戦し、遂に稱海に至つたとあるから、かつて清の康熙大帝の派遣した遠征軍が、オイラット(瓦剌)のカルダン(噶爾丹)と衝突した昭莫多よりも遙かに北進したことが知れる。勇將藍玉の傳によるに、彼は捕兒海の東北八十餘里、大約今の海拉爾附近で順帝の孫にあたる脱古思帖木兒の次子や、太子の妃や、凡べて男女七萬七千餘人を生擒にし、夥多しい財産を鹵獲し得たので、太祖は、彼れを漢の武帝の時の衛青や李靖に比して居る。勿論これらは、一時の奇捷であつて、外蒙古の經營といふやうな意味に於ては、何等見るべきものは無い然れども、唐末五代以來、契丹なり女真なりに壓迫せられ、最後には蒙古に併呑されて、漢人といふものは、いかに文弱で不甲斐な過ぎるとまで思はしめた侮蔑の念に對して、駭くべき彈力を示したものだといはねばならぬのであつた。洪武四年遼東の元の官吏は、その一切の圖籍を齎らして、降服を明廷に申込みて來た、明國の滿洲

經營は、これから着手される。

金山に據れる元の殘將 大都(北京)は陥れられ上都(チヤヲナイマン)ス、ホトンは屠られ、かつては渤海とまで歌はれた戈壁でさへ明人はやすやすと経過して来て、東方ではケルロン河やブールノールに飲ひ、北方ではオルコントラの流域を犯すといふ勢、滿洲の元の領土が、かゝる際に維持されぬことは、寧ろ既知の數であらねばならぬ。元の南滿洲の最高行政廳は、遼陽路といつて、今の遼陽に在つたのであるが、その政廳の長官たる平章劉益は、太祖の派遣した招撫の官吏に、兵馬錢糧輿地の數を書き上げて降伏した。明は、それを機會として、遼東衛といふ政廳を創建したが、劉益の處置に不平を抱いた元の官吏は、合同して劉を殺害し、反對に、明國からの招撫官を捕へ、金山に據つて、霸を稱へつゝ、あつた將軍納哈出の下に走つた。遼東の群盜は、果然蜂起し、山寨に割據した。將軍納哈出について、吾人は、尙ほ數言を費さざるを得ぬのである。彼れは、元の太祖の功臣として聞え、特に滿洲方面

に殊勳を建てた木華黎の裔孫であるといふので、父祖の威望は、彼れの遼東に於ける位置を手傳つて居る。彼れは、金末に於ける滿鮮萬奴といふ格で、南は朝鮮の高麗王朝を威赫し、東は長白山、東西の女真人を綏撫しつゝ、あつたが、その一時の勢の能く、全滿洲を威壓したといふことは、彼れの據りつゝあつた金山の地形に待つところの多いことを認めねばならぬ。金山は、大方今の奉化、懷徳の東、長春、農安の西で、東遼河と松花江の支流たる伊通河との分水高地であつたであらう。金山の名は、唐と高句麗との戰の時に、金山から進みて扶餘城を奪ひ、その地方の四十餘城を下したとも見え、遼東志には、遼河の北邊に近く三つの金山あると記されてあつて、夫餘城の今の農安であることも明白である以上、納哈出の據つて居つた金山は、それと同一地であること認むべきであらう、明の遼東經營は、先づ彼れの根據地を覆へすに非れば、今や、何事も爲し得ざる境涯に在る、彼れは、機を見ては、その兵を南して、遼河の河孟を蹂躪した。

明軍の東征 納哈出に對する明軍の攻撃は久しい間積極的態度に出づることを許さなかつた。それは、いふまでもなく、西北諸省に出沒する元の主力は、名將王保保に統率され、洪武八年、王が病死した後でも、西邊の兵亂は、續いて居るので、此方面の肅清されない以上は、東征は不可能である、切言すれば、唐が高句麗に兵を出した時期、漢が朝鮮を討つた時期、その西北の大敵たりし突厥や匈奴を撃退し得た後であることの順序は、明代の東征にも同様に適用されるので、韃靼征伐が、ともかくも、一段落を告げ、西北一帯の整頓も行はれたといふ條件の下に行はれざるを得なかつた事實が認められる。納哈出の南滿洲攻撃も、蓋平城の南で甚しく失敗し、金州の東の畢利河から岫岩方面に走り、鴨綠江の流域を辿つて、金山に遁げ込み、始末は必しも不手際でないといふことも得ないので、軍容は、ともかくも立て直し難い。さりとて、太祖から送られた招撫の使者は、數回に及びたけれども、それらには應ぜざる始末、洪武十九年十二月、太祖は、愈々東征の論文を將軍馮勝に

下した。

金山遂に陥る 太祖の金山攻撃が、何人も思量する遼東方面を擇ばないで、大寧を擇びたことは、歎賞すべき用兵といはざるを得ない。大寧は元の大定府の所在であるから、今の承德府建昌縣の西北、老哈河の西なる大名城、俗にチャハンスバルカンと呼ぶる、地點のそれであるが、明軍は、兵站の主力をそれに置いた。將軍馮勝の用意は、敵の有力な枝隊がシラムレン水なる巴林附近に在ることを顧慮したので、彼れはその主力を携へて、松亭關、喜峯口を出て、大寧城に進出して偵察したが、果してその方面に果來といふ敵の部將の居つたことを探り得たので、降雪に乗じて奇襲を試み、見事に目的を果すことを得た。馮勝は、今少しく大部隊の敵を、此方面に預期したので、巴林附近の小衝突は、寧ろ意外であつたことであらう。彼れは、洪武廿年の三月から五月までに、大寧附近に堅固な四城を築造し、六月に全師を擧げて、金山に突進したが、納哈出は、脆くも降服した。明の滿洲經營はこの戦役で

益々進捗する。明人は元朝の承繼者であるから南北滿洲も朝鮮の咸鏡道も擧げて併略する否なせざるべからずといふ考も起つたので、その行動の痕跡も多少は認められたが、太祖は遼東では開原から以西の遼河流域北京方面ではラオハ河の流域を把持するの決意を下したと察せられ、そこには、それぞれの施設を試みた。

太祖の東北經略の一 太祖の意志の東北防邊に努めたことは、元の大寧城の附近なる黒城カラホトンに置かれた大寧都司でも遼陽城内に定められた遼東都司でも、何れも軍政を主としたもので、布政使乃ち民政に關する何者をも創設せなかつたことと推知せられる。明代の記録では北平行都司を大寧に置いたやうにも見ゆるが、若し事實であるとすれば、それは定めて一時のことであるであらう。吾人をして太祖が經營措置の迹を批評せしむれば、彼れは、彼れの前代に於て北支那破壊の外敵は、北京の東北方から突入して來るといふこと、そして古北口や松亭關(喜峯口)や、古でいふ盧龍塞

なるものは、必しも外敵を防禦するに足らぬ。何となれば、それら長城の外には、個強な足溜まりがあるので、外敵は、それらの地方を根據として南下する鮮卑に於て然り、契丹に於て然りといふことを解して居る。そこで以て、太祖は寧ろ我れより進みて、それらの足溜まりを取り上ぐるに若かずとの見當であつた、これが第一の理由である。つぎには、右の足溜りなるものは、畢竟宣府の北部乃ち今の歸化城の地方を根據とする外敵と、遼東の北部に據るところの外敵との連絡を補助するもので、これが結合するといつても油々しい外難を醸すからといふのが第二の理由。さらに注意すべきことは、北京から遼東へ行くには、上代に於て、大凌河の上流を經たが、五代以降は、山海關の海岸道に由り、錦州から廣寧を通ることになつて居る、かゝる場合若しそれらの所謂足溜り地方を放棄すると、遼西道は危殆になつて、遼東への連絡は斷たれるといふのが第三の理由。太祖は實にそれら重大なる國防上の攷察の下に、大寧新城を築造し、それに守備兵を置き、やがて又

た彼れの第十四子權をば、寧王として、その地に封建した。

太祖の東北經略の二 滿洲の經營について、明軍の勢は、一時燎原の火の如く思はれたにも關らず、その局限を開原以西に限つたことは、内面の實情の然らしめたものとはいへ、吾人をして、大なる遺算であつたことを想はしめざるを得ないのである。元代の制度を見るに、滿洲方面の遼河の流域は、咸平、遼陽、廣寧の三路に分かたれてあつて、その最初の咸平路は、開原に主府を置き、東遼河の一圓を包容しつゝ、あつたのであるが、この制度は、東北女眞を防禦する上に於て、格段なる形勢を占むるものといはねばならぬのである。何とならば、咸平路の包容すべき領域は、松花江の一大支流をなすところの伊通河と赫爾蘇河(東遼河)との分水嶺、或る意味からいへば、寧ろ接源地帯であつて、南北兩滿洲の一大關節と視做さるゝので、滿洲に覇を争ふもの必ずや争奪の主題とするところであるに關らず、太祖は、それを放棄して、開原に近い北方に境界を置くのであつた。開原占領は、こゝに於いて、か外

敵防禦の意義の、一半を失つたものと推測せざるを得ぬのである。開原の地形は、必竟進では、奉化懷徳の一线に若かず、退いては、鐵嶺のそれに若かざるを想はしむる。たゞそれ、明國は、太祖の歿後、靖難の役といつて、太祖が、かつて北京に封建し、北方兵馬の重任を委任しつゝ、あつた燕王は、南京の建文帝に對して、叛旗を翻へし、遂に明國を承繼した、著名なる永樂帝は、それである。帝や雄才大略、父なる太祖の鴻謨は、帝によりて、成功を告げたと解せられ、帝は、蓋し近世支那が産出した最大なる偉人の一であらう。滿洲經營も、帝の時代に入りて、一段の光彩を放ちつゝ、あつた。

明代遼東政廳一覽表

衛名	所屬	位置	備註
定遼中衛		今の遼陽	洪武十年陞せて衛とす
定遼左衛		今の遼陽	同上
定遼右衛		今の遼陽	同上

定遼前衛	定遼後衛	東寧衛	自在州	廣寧中衛	廣寧左衛	廣寧右衛	義州衛	廣寧後屯衛	廣寧中屯衛
今の遼陽	今の遼陽	今の遼陽	今の遼陽	今の廣寧	今の廣寧	今の廣寧	今の義州	今の義州	今の錦州
初名遼東衛、得利威城より遷す	初名遼東衛、得利威城より遷す	舊名五千戸所、洪武十九年衛を置き、左右前後四千戸所となし、専ら外種族を收容するに充つ、後、中、左の二千戸所を増設し、流人を安置す。	永樂七年置、開原城より移治、新附の外人を收容す。	遼王の封建地、洪武二十三年建つ。	洪武二十七年大凌河に設けられ、永樂元年移治。	洪武二十六年置、十三山より移治す。	洪武二十二年十三山より移置。	洪武二十五年建、舊宜州より移徙。	洪武二十四年建。

計二十五衛二州

廣寧左屯衛	寧遠衛	廣寧前屯衛	三萬衛	遼海衛	安樂州	鐵嶺衛	瀋陽衛	海州衛	蓋州衛	復州衛	金州衛
今の錦州	今の寧遠	今の前屯衛	今の開原	今の開原	今の開原	今の鐵嶺	今の奉天	今の海城	今の蓋平	今の復州	今の金州
洪武二十四年建、舊顯州より移置。	永樂五年建？	洪武二十五年建、屬所は宣德三年増置。	洪武二十一年建、萬戸府二を置く、二十二年龍府、千戸所を領せしむ。	洪武十一年建、二十六年牛家莊より移置。	永樂七年建、新附の外人を置く。	元と高麗の鐵嶺の名なり、洪武二十六年建。	洪武二十年建。	洪武九年建。	洪武九年建。	洪武十四年建。	洪武四年建。

明初の行政範圍 右の表の示すところでは、明代初期の滿洲經營が、開原から以西の千山山脈以北の遼河の平野と、遼西の海岸とだけに東限されてあることが明白である。後世の記録に由ると、遼陽に置かれた政廳には、鳳城方面を管轄したやうにも見ゆるが、それは全然信ずべからざるものである。次ぎに、此表で知られるのは、滿洲に加はつた明人の勢力は、直隸から來たのではないので、山東からやつて來たことのそれである。明一代を通じて、滿洲の民政的方面が、山東の指配下に立ちつゝあつたことは、やがで、國初の事情に原因するものといはねばならぬ。それについても、遼西の各行政廳の建置であるが、山海關より廣寧に至る間一として、洪武二十三年以降ならざるものは無い。甚しきは、永樂初年になつて、漸く創建されてあるが、これらは、將軍馮勝の金山征伐以後始めて、此方面の蒙古人を擊退し得たといふ事實を證明するものであらう。瀋陽遼陽の對岸乃ち今の新民府一帶の地に、何等行政廳の設けられなかつたといふことも、特に注意せらるべきものである。

のである。

遼陽の東寧衛が、國初の時に招降した女真人などを收容し、その地の自在州と開原の安樂州とが、永樂以降の招降者を收容するに充てつゝあつたことは、或は明代の進歩した外人待遇法であつたかも知れぬ。通事といふやうな種類は、多くはこの間から採用された。東寧衛は、東寧女直海洋、南京草河の五千戸所を收容したといふが、この東寧は、鴨綠江方面の外人なりしなべく、女直に長白山方面のそれ海洋は、朝鮮なる咸鏡道の一部、南京は、東間島の一角、草河といふのは、多分は今の賽馬集附近のそれであらう。概括していへば、明國は東寧衛なる招牌を掲げて、鴨綠江、豆滿江及び朝鮮方面の外人を招納し、又たそれらとの接觸の緩和を企てたものといふことも出来るのである。

二 初期の兀良哈關係

外人調節の傾向 外人排斥を以て標榜して起つた明國のことであるから、従来の風俗や習慣やの上に著しい改革の行はれたことも認められるが、明の末季(萬曆崇禎)に漲りつゝあつた排外(排外)の思想で、國初のそれを律することは寧ろ謬見とすべきであらう。明の兵力はもとより蒙古兵を長城外に驅り出すことに於て不足ではない、そしてその勢の發展するにつれ外蒙古なるオルコン、トラの流域にまでも、明人の足跡を印したのであつたが、前にもいふ如く、それは一時の奇捷であつて、明兵退却の後ろから、蒙古兵は追躡するといふ始末支那本部についても視るも、蒙古兵はともあれ、蒙古人や回鶻人や内地に定住の色目を驅逐することは出来べからざる事實であらねばならぬので、太祖や成祖(永樂帝)には、その間に處する政策が講ぜられつゝあつた。早い話が、支那の共和國政府が、滿洲を倒したといつても、新たにその政府を組織するところの分子は、前清の大官等であること、同一に太祖や成祖の宮廷は、蒙古人を排斥することが出来なかつたので、一部の口

碑には、成祖は馬皇后の子ではない、實は元の宮女の腹に出来たのであるとさへ傳へられ、そして又成祖の外國婦人を内廷に納れたことは、或は從來知れて居る以外尙ほ多數であつたとも想像されぬでもない。成祖には、その即位の事情として、更らに外人に密接の關係がある。

永樂帝(寧王)を執る 太祖の歿後、その孫の建文帝が、南京に即位して、燕王(永樂帝)が靖難の旗を翻へし、遂に帝位を承繼したことは、前にも言ひ及びたが、永樂帝が、擧兵の名は、不條理であつて、多數太祖の諸王の同情を得なかつたことも想像され、殊には、帝の背後、即ち大寧に於て重兵を掌握するところの寧王が、一種監視の眼を、北平(北京)の政廳に放ちつゝあつたので、大寧を處分せざれば、一步も南下の出来ないことは、帝が當面の急務といはざるを得なかつた。建文元年(一三九九)秋、靖難の兵は、大寧の兵と先づ松亭關(喜峯口)に衝突したが、帝は、問道から敵の背後に出で、單騎で大寧城に寧王と會見した。明代の記録によると、帝は寧王の手を執つて、南京との調停を懇泣した。

るに、王は帝が偽りの空涙だとも覺らずして、全然心を許したらしい。そこで帝は、そろそろ從者をば城内に引き入れて、密かに諸胡と結託した。陰謀は成り立つた。帝は辭別したので、王はそれを郊外に餞送した。伏兵は突として起り、須臾の猶豫もあらばこそ、王を擁して北平(北京)へと立ち去つた。大寧城は爲めに空虚となつたとあるが、この記事は帝が、いかに詐略を以て、大寧を陥れたかといふことの一半を語るものであらう。ともあれ、帝は大寧略取によつて、後顧の患を絶つを得たが、帝には、さらに重大なる兵力を得た、それは、大寧にて結託し得た諸胡のそれである。

朮顔三衛と靖難 元の末明の初に、東蒙古の北方に據りつゝあつた蒙古人は、兀良哈といふ部族の名で知られてゐる。太祖の洪武二十年(一三八七)明で、大寧新城(黑城カラホトン)を築いた翌々歳に、元の宗室なる遼王や、朮顔元帥等が、各々明廷に内附を乞ふたが、それらは、いふまでもなく、兀良哈の名王巨帥と呼ばれるものであつた。彼等が内附の動機は、明兵の金山討伐に恐

れを抱いたに外ならぬが、それらの部族の據つて居つた地方は、多分は今の洮南府一帶であつたであらう。明では、それを機會として、彼等に三衛を置くことを命じ、第一は朮顔、第二は福餘、第三は泰寧といつた。朮顔(蒙古語官人の意)といふのは、成吉思汗の曾孫に朮顔といふのがあつて、その封地は、嫩江あたりであつたらしい。福餘は、前代の扶餘、即ち今の農安附近に居つたといふ部族、泰寧は、明白ではないが、多分は元の泰州、即ち伯都訥の北方に居つた部族といふ意味に於て、それぞれ命名したものであるであらう。尤も明代の譯語では、泰寧をば往流、福餘をば我着、朮顔をば五兩案といつて居るところから見ると、兀良哈(オランカイ)の主體と目せられたもの、朮顔であることは疑はれない。さて明では、いかなる政策で、三衛を設けたか、それは別に述ぶるとして、ともかくも、太祖は、右の三衛をば、大寧都司に屬せしめたので、永樂帝の寧王を執つた時には、大寧の守備兵が、半ばそれら蒙古人から成り立つて居つたといふことも想像される。永樂帝が得意は、思ふべし。帝

は實に蒙古騎兵數萬を得て、それらをば各軍に分隸せしめ、疾驅して包圍に陥りつゝあつた北京を救解した。以上の事實をあり體にいふと、永樂帝は、兀良哈なる蒙古人の集團を利用することに於て、當面の危機を免れたのみならず、さらに此等の兵力で南京を滅ぼしたと解せらるべきである。靖難の兵は、一種の内亂で、いはば帝の私心から出でた騷亂ではあるが、帝は、外國人を雇ひ來つて私慾を果した、何喬遠は、永樂帝は、毎々自ら唐の太宗を以て擬しつゝあつたといふが、帝の建文帝を倒したことは、太宗が兄なる建成と弟の元吉とを殺して即位した徑路に酷似するので、多分はそれらの事功を以て自ら擬せられたものとも認められるけれども、吾人をしていはしむれば、唐の創業に東突厥なる外國兵の力の與つたとは、靖難の役に兀良哈の兵力の加つたこと、對照をなすものであらねばならぬ、唐は爾來外國兵ことに突厥の輕侮を買つて、屢々その害を受けつゝあつたが、それは、明にても著しく認むることが出来る。靖難の兵に加はつた外國兵には、北滿洲なる女真人

もあつた。

永樂帝の宮妃

永樂七年に冊立された賢妃は、朝鮮の權氏の出であつた、明史黨に、時、朝鮮貢女、充披庭妃、與焉、委質穠粹、善吹玉簫、帝愛憐之、命其父永均爲光祿卿、八年十月、待帝北征、凱還、葬於臨城云々とあるから、帝は難征伐の陣中、賢妃を伴へつゝあつたので、多分は、胡沙吹く風に病を得たものであらう。朝鮮の貢女は、蓋し元代からの繼續であつて、半島の君臣は、その力で壓迫の度を緩和せんとしたものらしい。

永樂帝には、女眞の名會の女子を宮廷に納れたといふ形迹もある、それは、李朝の太祖實錄(卷八)四年十二月の條に

庚午、遼東惣旗張李羅、小旗王羅哈等至、上就見于太平館、李羅等奉帝勅諭、授參政於虛田、於建州衛者也、初帝爲燕王時、納於虛田女、及即位、除建州衛參政、欲使招諭野人、賜書慰之。

とあるが、この於虛田は、明の實錄にいふところの建州衛の名會阿哈出で、燕王は即ち永樂であるから、建州女直の女子を徴したことは疑はれない。同じ李朝實錄太宗實錄(卷十)乙酉五年九月の條には

處人民二千餘口已皆准請何惜二猛哥帖木兒乎、猛哥帖木兒、皇后之親也、遣人招來者、皇后之願欲也、骨肉相見、人之大倫也、朕奪汝土地、則請之可也、皇親帖木兒何關於汝乎、

とある、童猛哥帖木兒は、建州左衛の始祖で、宣德中、朝鮮の會寧で殺された女眞の名倉と知られ、これ又皇后之親也とある。皇后といふのは、較怪まれるが、多分は、阿哈出の女の宮廷に出仕しつゝあつたのを皇后と誤り傳へたもので、がなあらう。帝は、韃靼語にも、女眞語にも、巧みであつたといふが、これらは、必ずしも、帝の性格の一端を語るものとして受けとられぬでもない。耶蘇教徒であつた何喬遠の成祖論にも、夫拘孿之行豈所以論上聖之主哉ある位だから、物も觀察次第だといふことも出来る。

三 初期の女眞人關係

女眞の三大區分 明代では吉林省以北の女眞人を三個の大なる集團として區分する、その一は海西女直といつて、松花江の大屈折點乃ち今の伯都訥からハルビン阿什河の一帶を指したものであつた、その海西といつたこ

とは海東といふ沿海州一帶の稱呼と關聯あるやにも思はれるが、實は元代からの名稱を襲用したので、朝鮮では、古くから松花江の下流を海西江と呼びつゝあつたのでも解せられる。明人には、海西女直は、完顏氏即ち金國の殘部であるといふが、それは明白でない。その二は、建州女直といつて、長白山の東から寧古塔、フルハ河の流域三姓一帶、それらを概括して、この名を附して居る、建州といふ名は、渤海時代に始まるのであつても、とより一地方の名稱に過ぎないのであるが、明人の此名を一般に使用するに至つたのは、此方面の最大なる會長をば、建州衛の長官として任命したからで、その以前には、單に女直野人の頭目として知られたに過ぎないのである。明人には、建州女直は、渤海大氏の裔であるともいひ、黑水靺鞨の後であるともいふが、これ又た確證は提供されて無い。その三は、野人女直といつて、黑龍江南北の土人をいふので、その果して女眞人を以て認むべきかどうかは、寧ろ疑はざるを得ないので、乞利迷とか赫哲とかいふものも、此の名の下に括稱されて

居る。吾人を以ていはしむれば、明人の區別は、何等根據のあるものとも覺えぬが、たゞ今のハルピンの東に近い阿什河附近が一つの集團、三姓附近が一つの集團、黒龍江下流が、又た一つの集團を成しつゝあつたことは種々の方面から認むることが出来るであらう。

三姓附近に在りし女真人 以上の女真人で今の三姓附近に據りつゝあつたものは、建州女直の直系であるとして彼等が有するところの最古の記録を、その隣人に傳へて居るが、而もそれは、支那側に於てせずして、朝鮮に傳はりつゝあることは、此民族と半島との交通の悠久なるを想はしむるに足るものであらねばならぬ。半島では李朝創業の事跡を鼓吹せんがため、正統十二年(一四四七)に敎命で編纂した龍飛御天歌といふ歌曲があつて、その一節に、移闌豆漫 *Iran-tumun* の記事がある、そして、その所註によると、移闌とは、女真語で數詞の三をいひ、豆漫とは、萬戸なる元代の地方官廳を意味するから、移闌豆漫は、三萬戸といふことであると見え、そして、右の三萬戸は、幹朶

里と火兒阿と托温との三城であるとしてある。御天歌の次節には、三城の一なる幹朶里の酋長は、夾温猛哥帖木兒火兒阿のそれは古論阿哈出托温のそれは高ト兒闊とあつて、右の幹朶里城は、海西江(松花江)の東火兒阿江(フルハ河)の西火兒阿城は、二江の合流の東で、托温は二江合流の下に在るとあるから、以上は、今の三姓城が火兒阿で、その西の對岸が幹朶里で、それより下流今の屯河の松花江に合流する附近が托温であつたと解せられる。高麗史や、李朝の記録によると、右三萬戸府の中で、幹朶里の酋長は、屢次半島の王廷に出入して優遇を受けたことを認むるが、他の二酋長は、顯著ではない、反對に、火兒阿の酋長阿哈出は、女眞の最大なる君長として、南京や北京の朝廷に優遇せられたのであつた。

開元城占領の希望 明人が阿哈出と出會したことの何時であつたかは明白でないが、一三八七年金山征伐の後間もないことで、多分は、八九年前後に在ることゝ想像される。その次第は、明の朝廷では、南滿洲とは限らず、北

滿洲に於けるものでも朝鮮の北部でも約そ元代の行政應はその一切を承繼せずんば已まずとする意氣込みで遠征軍を四方に出したことが知れる。そこでもつて第一に着手されたのは朝鮮で、明兵は鴨綠江の上流から咸興の平野に出で東して鐵嶺關に政應を置いた。此の政應は高麗の抗議を容れて數年の後に撤退し、元の銀州乃ち今の鐵嶺に移治したが、その名稱だけは元との儘にすることとしたらしい。これと同一の徑路は、開原にも認められるので、明は鐵嶺創建と幾ど同時に、歩騎二千を東方に派遣して、今の三姓の對岸にまで進みて、そこに幹朶里衛を立てたが、糧餉の不便から退師した。思ふに、此遠征は、元の開元城乃ち三姓を占領せんとする計畫であつたので、それが不可能に終はつたといふところから、退いて今の開原に三萬戸府を置き、これ又た名義だけを存續することゝしたらしい、これらの事實を基礎として考ふるに、女真人ことには、三姓附近の名會が、右の遠征軍との間に何等かの交渉の行はれたといふとも想像されるので、それらが縁をなし

て、遂に建州衛創建の基礎をなした。會長阿哈出の一族と明廷との間には、さらに複雑な事情もある。

永樂帝の韃靼遠征 永樂帝の時代に入つてから、韃靼蒙古は頗るその當年の勢を回復した。順帝の後も種々の内訌が行はれたが、本雅失里といふものを別失八里から迎立した功があるといふので、その補佐官の阿魯台は事實上の君主となつて、頻りに明國を侵犯する。永樂四年(一四〇五)本雅失里は、今の伊犁の谷地に據りつゝあつたところの瓦剌に、その和親を襲破せられて、阿魯台と共に臚胸河(タルロン河)に逃げ込みたといふ情報に到着したので、帝は將軍丘福に追撃せしめたが、反對に掩殺されて、五將軍一時に戦歿した。蒙古人は益々南下する。帝は益々憤怒する。そこで帝は翌六年に、愈々親征の命を下すことにした。帝が行軍路に關する記事は、今の蒙古の地名と一致せないから、明白ではないが、清の聖祖(康熙)は、帝と略ぼ同一の道路を辿つたらしいから、それによると、獨石口から達里泊の西を過ぎ、錫

林格勒盟を北々東に横断して、クルロン河の中央に突出したらしい。蒙古兵は情報を得て、その一部は本雅失里に附いて西方に逃れ、一部は阿魯台に附屬して東方に逃れたが、帝は先づ本雅失里を幹難河に追撃して、その輜重を奪略し、歸途についた時に、そこで以て阿魯台に出會し、激戦の後歸還した。帝の遠征は、多少の効果あつたらしいが、鞑靼人の苦むところは、明軍の來襲よりも寧ろ瓦剌に在るので、例のオルコン、トラの流域を、彼等に犯さるゝとすると、南遷して明廷に哀求する、この態度は、恰も清代に喀爾喀の名王が、オイラツトに侵犯され、内蒙古に逃げ込み、聖祖の救を求めたと同一の經路であつたので、瓦剌が西歸すれば、又た直ぐに戈を逆にするといふ始末、永樂帝は、一四二二年に、又も鞑靼征伐の途に上つた。

蒙古關係の調節 帝が始めより蒙古との關係を親善にせんことに努力しつゝ、あつたことは、種々な政策の上に徴せられる。帝は、游牧生活ことには、蒙古の如き廣莫の野に馳驅する民族と衝を争ふことは、究竟明國の失敗

に歸着せねばならぬといふを會得し、可成たけ平和の手段で、局面を收拾せんと試みた、一例をいはい、阿魯台がオイラツトに逐はれて、内蒙古に逃げ込みた時に、彼れの母なり夫人なりを、王太夫人や王夫人に冊封する、王子の也先が來降した時に、忠勇王に冊封し、漢名を金忠とつけてやつた、金といふ姓を與へたのは、多分漢代に匈奴の名王の來降者に、武帝が金日磾と賜名した故事を學びたもので、なあらう、ともあれ、帝は蒙古鞑靼との關係を調節するの必要を認めて、その最善なる手段を講しつゝ、あつたが、彼等以外例のオイラツトは、さらに支那の西邊を脅かしつゝある。

土刺河の會戰 蒙古人の敵たるオイラツト(瓦剌)のモハメツド(瑪哈木)は、一四一二年に、とうとう和林に突入して、鞑靼可汗を掩殺し、その傳國の玉璽までをも奪ひ取つた。明國では、始めから、彼等との衝突を緩和するがために、モハメツドをば特に順寧王に、その同列の太平といふものをば、賢義王に、さらに同列の把禿孛羅をば安樂王に冊封したが、これらの態度は、徒らにオ

イラツトの驕傲を買つたにすぎないので、彼等は明國の保護の下に在るところの阿魯台を襲はんとすと聲言して、實は支那を衝かんとする、この態度は恰も亦た康熙の時に喀爾喀の活佛チエブゾンタンバを捕らんと聲言して、支那に迫つたカルダンのそれに酷似して居るといふことが出来る。オイラツトは南下して開平(今の熱河)の附近に寄せて來たらしい。永樂帝は今は默守すべき秋でないといふと決意し、一四一四年の秋遂に大舉して、沙漠を越え、外蒙古へと進軍した。明代の記録によると、明帝は兩高山を度つて、土刺河に至つたとあるから、抗愛山(汗山)を越えて、深かく侵入したので、平生文弱と侮つて居つたオイラツトは、甚しく失敗して、モハメツトは纔に身を脱して遁れた。オイラツトは、その後、鞏固にも撃破せられたが、彼れ死して、その子の脱權といふのが承繼し、更めて明國と平和の交通を求めた。明は再び册封した。以上を約言するに、永樂時代の蒙古は、鞏固と瓦刺との兩部族が、今の喀爾喀を舞臺として、烈しい衝突を繼續しつゝあつたので、どちらとい

へば、瓦刺の方が強い、鞏固は彼等をばアルタイ山の高地で防ぎきれないから東しては帳幕をケルロン河に移すか否らされば、今の東蒙古に逃げ込みて兀良哈と同居する、さもなければ西して熱河附近に逃げ込みといふ始末で、宣德九年(一四三四代)には、脱權は遂に阿魯台を殺し、事實上外蒙古を併呑し盡した、朶顔三衛の如きすら、今はオイラツトの手先となつて支那の北邊を衝くといふことになつた。形勢は甚しく廻轉して、北方支那の維持は、一時危殆に陥ることになる。然ども吾人をしていはしむれば、これらの形勢の變化は、早く永樂帝の豫測し得たところであつた、帝は滿洲の女真人が、蒙古人と連結することの危険を恐れ、少くとも蒙古方面の争亂の此方面に影響せんことを防禦することに腐心した形迹が認められる。帝は實にその鞏固征伐にも、女真人を従軍せしめたが、それによつて兩者の關係を切斷せんと欲したらしい。帝の對女真策の這般の用意から割り出されたことは、種々の情形から揣摩されるが、一面に於て、帝は、又た女真人そのものゝ結合を分

離せしめんと努力した。

建州衛の創設 永樂元年十一月建州衛軍指揮使司は勅命を以て創建され、女眞の頭目阿哈出は指揮使となり、その部下は千戸、百戸、鎮撫といふ官に、それぞれ任命された。これは阿哈出が、南京に來朝したのを期會として、愈々辭命を交附したものと、思はれる。阿哈出は、又朝廷から李思誠といふ名を頂戴した。賜名のことは、衛の創建と同時にあるか、どうかは疑はれるが、朝鮮の記録で見ると、彼れは、その女を、永樂帝の宮廷に納れて、大分寵遇を受けたらしいから、或は、その折りのことであるかも知れぬ。明の實錄の載するところでは、永樂元年の條に於て、右の建州衛の創建より、以外何物をも收めてないから、判然せぬ。然れども、阿哈出の來朝と同時に、多數の女眞人の南京にやつて來たことは明白で、それには、海西の女眞人もあつた。明の統一統志によるに、此衛と幾んど同時に、兀者衛、兀者左衛、兀者右衛、兀者後衛といふ兀者の名を冠した衛が、四つも創建されてある。そして兀者は、海西女直

のそれを指すものとして知られてあるから、事實上海西衛は、此時を以て創建されたものと解することが出來やう。海西と建州とは、女眞人の大集團であつて、その集團の族長が、今や明の正朔を奉ずるといふのであるから、松花江東西の女眞人の、靡然として新興國の下風に立たんことを要望したことも、略ぼ想像せざるを得ない。明國と女眞人との關涉は、實に此歳を劃して著るしく發展する。

明の招撫使黑龍江に入る 金山征伐以降太祖は、招撫使を海西の地方に派遣したので、多少の効果の在つたことは、想像されるが、永樂帝のその如く、女眞の地面について、衛所創建を命ずるといふやり方は、採用されたとは思はれない。そして、永樂元年に來朝したといふ女眞の酋長の、それらは、全然帝が、大規模の招撫使をば、北滿洲一體に派遣した結果に基くものと、即斷すべきであらう。帝が、如何やうの動機で、此政策を、決行されたかは、別に述べることとして、招撫使の勇敢なる行動は、吾人をして、寧ろ贊辭を放たしむる

に足るものあるを覺えしむる。帝は内亂の平定して自ら位に即いた第一
 年に先づ行人の邢樞といふものをば、知縣の張斌ともにもに、奴兒干の地方ま
 でも踏み込ませ、その地方の吉烈迷(ギリヤーク)部落を招撫せしめた。これ
 については、爾時ギリヤークの酋長が、或る婦人を邢樞に進めたけれども、樞
 はそれを拒絶したといふ噂もあるが、彼等は、邢樞の一行をば、上代契丹の使
 者が、海東青鷹を取りにやつて来て、婦人を徵發したことのそれを以て擬し
 たらしい。奴兒干は吾人が前章の終りに言ひ及びた弩兒哥で、黒龍江口の
 右岸一帯をいふのであるが、邢樞が永樂十一年九月(一四一三)に勅を奉じて
 修建した今のアムゲン(Amgen)河口の對岸チル(Chil)の觀音堂記念碑は、著名
 なる永寧寺碑(浦鹽博物館藏)として、今に行人銅臺邢樞書丹の名を勅してあ
 る。碑面の所録で見ると、此盛舉に加はつた土酋には、一年前に創建された
 弗提衛の指揮もあり、千戸もあり、開原なる快活城の安樂州に歸附した千戸
 官や、遼陽なる自在州の降人や、兀良哈や鎮國將軍指揮同知康旺やが、その名

を留めてあるが、之を明實録に徴するに、幾ど一致するものといはざるを得
 ない。前後の情形からいふと、邢樞の招撫は、松花江から、漸次黒龍江に及びた
 もので、その年次も、永樂元年から、毎歲又は隔年ほどに實行されたといふこ
 とが出来る。帝は、これらの諸情報により、奴兒干に政廳を設くることとし
 た。

奴兒干都司の創設 吾人をして、今少しく奴兒干を語らしめよ。奴兒干
 は、前代元朝に於ける征東元帥府の所在地で、雄圖一世を蓋ふた忽必烈の東
 樺太を征服し、西、黒龍江を彈壓せんと試みたる策源地であつた。遠三萬戸と
 もいつたと明代の記録にあるから、元代では、此地に萬戸官三名を置いたら
 しい。明の實録によるに、奴兒干地方の酋長の來朝したのは、永樂九年の春
 で、ついで、間もなく、都指揮使司なる最高官廳を置いたが、それは、その地に派
 遣された官吏から、奴兒干は要衝の地だから、宜しく元帥府を立つべしとの
 奏議に基いたので、右の都司の創建ともにも、長官以下のものも、それゝ任

命され、翌年の秋には、遼東から滿涇站今のマンガチヤン乃ちアムゲン河の黑龍江に入る左岸にまで四十五個處の驛站を置いた。永樂帝は、此の政廳に對して、多大の望みを屬したらしい。開原以外の女真人の衛所は、擧げて此の都司で統べたと解するものもあるが、それは誤傳であらう。前の驛站は、又た前代のそれを襲ふたもので、莽吉塔ムクテムといふ今の烏蘇利江の黑龍江に合流する以北には、狗站を置いた。

吉林に遷徙せる建州衛 永樂帝の招撫は、大體に於て効果を收めた。女真や野人の地面に置かれた衛も、遞次累加したのであるが、女真人は、その頃より漸次南下の傾向を示しつゝ、永樂十年に建州衛は、今の三姓から吉林附近に移住したらしい。彼等は、何を以てその故土を棄てたかといふことは、此場合に吟味するべきではないので、寧ろ明廷が何を以て、彼等に吉林の如き重地を與へたかと疑はれざるを得ないのであらう。明代に於て、吉林が黑龍江水師の船廠を置いたことや、凡べての水師が、此の埠頭から出發した

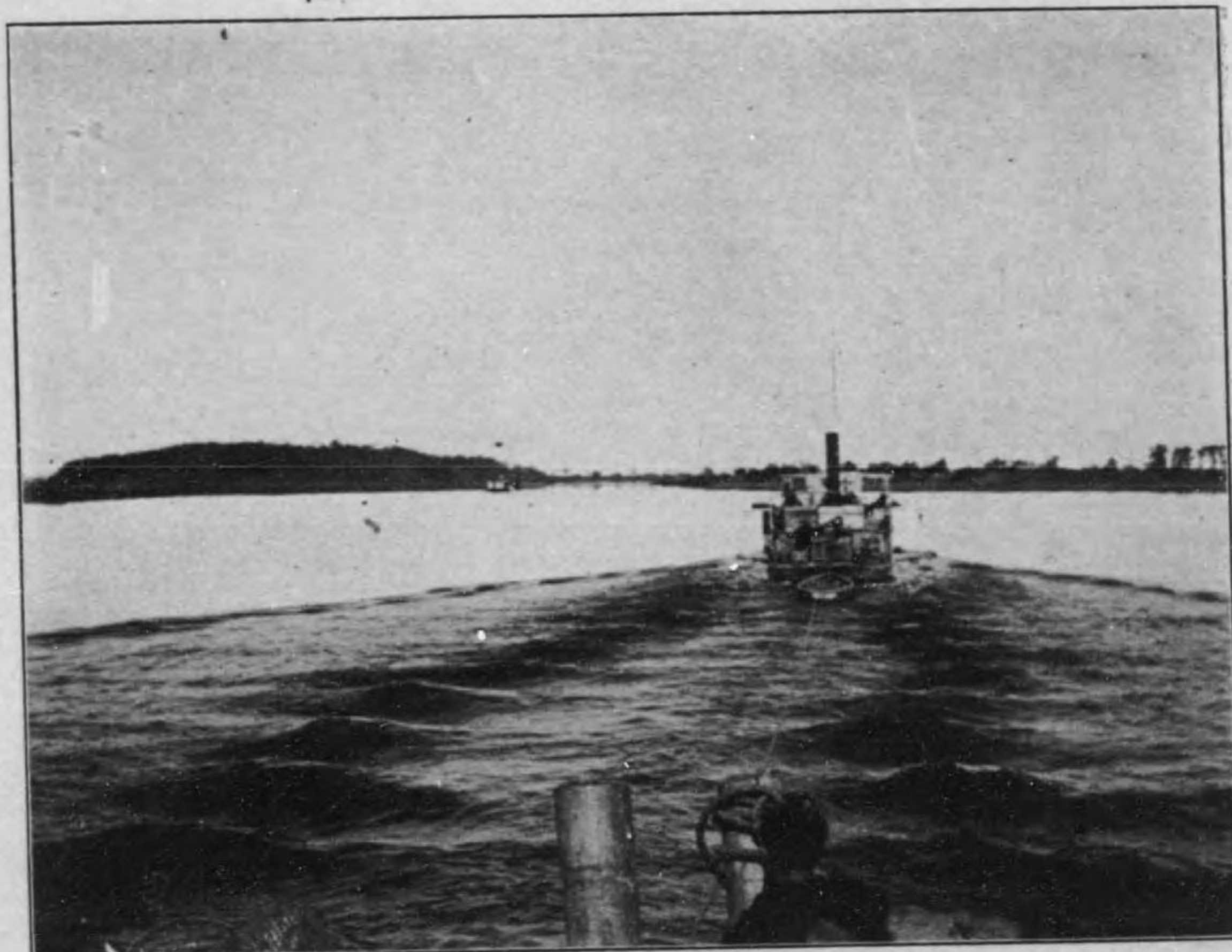
といふことの考證は、別章に述ぶる機會もあるが、明の實錄によると、李思誠の死後に、衛の指揮使を相續したところの釋家奴は、李顯忠といふ漢名を頂戴し、彼れと同時に賜名のもは、三人もあつたほどで、それは韃靼征伐の功に與かるとあるから、明廷の覺えも當時彼等には格別であつたらしい。果して然らば、帝には彼等を重用して事實上女真人の探題たらしめんとする用意のなかつたともいはれぬのであらう。これと前後して、建州右衛が、豆滿江の右岸なる今の會寧に創建せられて、李氏朝鮮との交渉が、新たに頻繁を加へた。

豆滿江方面の女真人 朝鮮の咸鏡道は、元代では滿洲なる開元路の領域に屬しつゝ、あつたので、明國でそれらを承繼するの意志のあつたことは、前にも言ひ及びたか、高麗の末期に、勇將李成桂、李朝の太祖が、元將納哈出と咸興の平野に衝突したことや、次ぎの李芳遠、太宗が、祖業を繼いで、益々北方に土地を開拓したことや、朝鮮でいふところの東北面は、意外に發展し、一時

は、豆滿江邊にまで行政廳を置いたらしく思はれたが、一四一〇年に女真人が大舉して南下したところから、朝鮮人は車輪嶺といふ鏡城の東北山脈以南に退却した。朝鮮の歴史家は、此の事變を庚寅之變といつて、當時侵入した女眞の種族や酋長の名を擧げて居る。それによつて見ると、右の女真人は兀狄哈といふ烏蘇利方面の部族であつて、朝鮮人の設備は、彼等の襲撃に一と溜りもなく破壊されたらしい。朝鮮人は、愈々政廳を退いた。そこでもつて、韓采里といふ女眞は、酋長の童猛哥帖木兒に統率せられ、突として今の琿春方面から、韓木河の谷地に入居した。韓木河(吾音會)は、即ち今の會寧であるとしてある。吾人は、此記事あるに由つて、重大な事實を知り得たといはねばならぬ。何となれば、韓采里の童猛哥帖木兒は、吾人が前に指摘したる今の三姓の對岸にて、フルハ河の左岸に居つた元代の萬戸官のそれで、彼れは、何時の頃よりかして、琿春の平野に移り、住みそれから今の會寧に入居したといふ經路を知るを得た。朝鮮の記録には、さらに此事實に關連して、明

國が、朝鮮の兵民の徹退に乗じて、衛をその地に立てんとしたといふことを收めてあつて、その衛の何たるやは認めてはないが、それが偶然にも、明の統一統志に、建州左衛が一四一二年(永樂十年)に創建されたことが書いてあり、それより二年に、この衛の指揮猛哥帖木兒が來朝して、それに賜宴のことが實錄に收めてあるので、韓木河(會寧)に立てられた衛は、建州左衛であるといふことが明白になつた。左衛創建のことに就いては、吾人をして、一言の批評を下さしむるの要がある、それは、李氏朝鮮の發達につれて、彼等には、豆滿江左右の地を領略したいといふ希望、又た女真人をば、自己の保護の下に置いて、有利な貿易を通じたいといふ慾望があつたので、明人の勢力の、それに加はることは、必しも好むところではない否、此の如きは、絶對に拒絶せんとを要するのであつた。朝鮮の記録からすると、彼等は、相當の壓迫を猛哥帖木兒に加へて、明との直接交通を遮斷せんとした形跡があるが、如何にせん、明は宗主國であるので、十分に此目的を果すことを得なかつたらしい。

江 花 松



林 吉

(内藤博士撮影より)

然りしに、圖らずも宣徳八年(一四三三)の秋、左衛門傾覆の事件が出来して朝鮮は多年の宿志を伸ばすことの機會を得たのである。

野人地面の施設 一概に野人地面といつても、衛を置くに足ると認められたところは、それぞれ施設されたのであるが、それに及ばざるところには、千戸所地面、寨站といふやうな名を附することとした。一例をいはいは、屯河千戸所、可木地、西弗苔林、站忽里、平寨といふ如きである。(滿洲歴史地理第二卷 建州女眞の本地及び遷住、清朝全史上卷女眞人の遷徙参照)

四 永樂帝の對女眞策

招撫軍の内容 韃靼人の復讐や瓦剌の來襲やに、不斷の注意を拂はねばならぬところの明國が滿洲の女眞人を懷柔して、側面の防禦に當らしめんと希望は、永樂帝の夙に苦慮するところであつたので、帝は即位の元年から招撫使を此方面に發遣した。招撫といつても、一面には、新興國の威嚴を

耀かして、土豪を脅威するといふ必要があるので、遼東の方面から、今の吉林に、それを集注せしめ、それより戦艦を運ねて松花江、黒龍江の水面を遊弋した。勿論此場合に於て、軍の主力は漢人から組織されたのであるが、永樂十一年勅建の永寧寺碑に刻せられた人名を點檢するに及びて、吾人は、その異種族の代表者を、遺憾なく網羅しつゝあるに考へ、招撫軍そのものゝ規模の小ならざりしを想像し得る。右の碑記の中に、朝廷から直派された行人邢樞のあることは、前にも言ひ及びたが、さらに注意すべきは、鎮國將軍指揮同知康旺と、修答刺哈との名の明瞭に認められることであらう。此の康旺といふ男は、元と韃靼人で、開原の千戸官であつたのを、永樂帝は、命して招撫軍に加はらしめ、やがて、奴兒干都司の指揮使に任じたのであるが、この處置は、元人の策源地であつたところの黒龍江口の鎮守として、適材であつたことを思はしむる、康旺が死でからも、明では彼れの子の福伐といふものをして、指揮使を承襲せしめたのであつた。修答刺哈は、同じく開原の望族正しく

は、修姓の女真人で、元代の頭目であつたらしい、錢謙益の書いた修卜年の墓誌銘によれば、修氏は世々遼陽の人で、始祖の達禮は、奴兒干野人を招降するに功あつたそこで、以て明は三萬衛開原の指揮を世襲せしめたとあるが、達禮は答刺哈をいふのであらう、此事實は遼東に威望のあつた世族を抜いて、招撫の任に當らしめたといふとに解せられる。自在州と安樂州との降人を官吏として、此一行に加はしめた事實もあるが、右の二招は、遼陽と開原とに特置された異種族收容の政廳として知られてゐるから、招撫の便宜には、格段のものがあつたであらう。

女眞の衛所益増加す

招撫軍の成績は、永樂十年以降に於て著るしく顯はれたので、帝が一代二十二年間に、百八十餘りの衛所が、南北滿洲の女眞部落に分布せらるゝに至つた、此事實は、少くとも、慄悍な野人女直が、明廷の約束に就いた語を換ふれば、明帝の威嚴に屈從したといふ意味に解せられるので、永樂帝の得意は、思ふべしであらう。衛とか千戸所とかいふことにつ

いて、吾人は一言を挾むの要がある。明の行政でいふと、大體は文武の兩班に區別されるが、文官の地方最高政廳は布政司、武官のそれは都指揮司、都司であつて、右の都司の下に、衛千戸所、百戸所といふ分營があつた、明の記録によると、衛千戸、百戸の區別は、その地の丁口を標準したもので、大率は五千六百人が一衛、一千二百二十人が千戸所、百十二人が百戸所といふことで、一例を示せば、奉天には、瀋陽衛といふのがあつて、その屬下に撫順、蒲河の二千戸所があるといふ如きである、右の次第であれば、衛なるものは、中央兵部で指定した土地に創設され、國防とか地方彈壓とかいふ意義の下に置かるゝのであるから、明廷では、それと同一名義の衛なり、千戸所なりを、滿洲全土に置いたことになるのであるが、明の實力でもつて、果して當初からこの目的を遂行し得つゝあつたかといふことは、一大疑問であるといはねばならぬのであつた。吾人は再び外種族防禦に關する明廷の意向について、回顧を與へざるを得ざることがある。それは明では、最初から外種族を控制するの

手段として、その地面に都司なり衛所を置くことゝしたのであるが、天山南北路では、土魯番を懐柔せんか爲めに、哈密衛を置き、西藏を控制せんか爲めに、拉薩に烏思藏都指揮司や、萬戸府や千戸所を設けしためだ、然とも此等の衛所なるものは、空名であつて、彼等外人は、右の都指揮なり萬戸なりの誥命(勅書)と印章とを明廷から受け取つて、交通の便をなしたにしか過ぎぬので、何にも明國の指定した位置に留住することはせない、明國の側でも、それは認めて居る、自國さへ侵犯せないとすれば、誥命印章の行き方は、どうならうと、朝廷で下附した本身と相違があらうと、敢て問ふところではないのであつたが、滿洲の女真地面に於て、最初から、此政策と一様であつたか、どうかは、さらに、一段の吟味を要せざるを得ぬのである。

女眞の分離を要望す 吾人をしていはしむれば、永樂帝は、女眞の衛所設定について、格段の考慮を拂へつゝあつた、帝は支那を侵略した外人は、北方の韃靼に次いで、東北の女真であつたことを過去に知つて居るので、長白山

や黒龍江の方面に、女真人の大集團の現はるゝといふことは、國家の深憂大患である、と考へ、なるべくだけ、彼等の分離を要望し、又た畫策したらしい。そこでもつて、海西にも、建州にも、野人にも、各々衛を置いて、互に牽制せしめ、又た同一の海西にも、建州にも、多數の衛所を置いて、内部の合同を妨ぐるといふ仕組にした。女真人が氏族系譜を格段に尊重するといふことも、此際には思量せられることで、明廷では、衛所の長官を任命した底簿を嚴にして、その承襲をば監視する。衛所の土地に關する指定については、下の如く想像される。それは明に於て、彼等が現住地を沒收して、新に任地するといふことは、不可能であつたが、彼等が移住の際には、明廷の承諾を得たといふ事例があるから、その最初の場合に於ても、多少の權威の働かなかつたといふことも得まい。さらに、思量せらるゝことは、奴兒干都司の設定の如き、その長官は、多年歸服の韃靼人を採用したものであるとはいへ、最初に派遣せられた行人刑樞や、太監亦失哈等は、帝の左右の近臣で、相當の兵力と財力とによ

りて、土人を脅威したものであるから明は、實力で滿洲經營の基礎を置いたと解釋することも出来る。それ然しながら、此政策は、永樂帝の偉大なる實力の發揮に由つて、効果を收めたものであつて、帝の一旦にして殞落するやその統束力すらも漸く危殆に陥つて、衛所設定といふ意義は、哈密や拉薩の方面に働いた勅道印章と甚しい差を見出すことを得なくなつた。守備鐵嶺衛奴兒干都司指揮同知康福の死罪を許すといふ勅諭は、正統三年に發せられてあるが、これらは奴兒干の長官が鐵嶺に引き上げてあることの指示ともなるのであれば、帝の政策は、此時代に入りて殆ど臺なしになつたことが知れるであらう、明國の國力といふものも、いかにその脆弱であつたかは、寧ろ意外といはざるを得ないのである。

緞絹は招撫の好餌 招撫軍がその戰艦に數多の緞子や絹帛をば積載しつゝあつたことは、上古以來支那と此地方の民族との連鎖を辿つていつた遣口で、其効果の上には著るしきものがあつた。遼東志に、建州吉林の位置

を示した記事があるが、それに、建州は、奴兒干征伐をやつた時に船を造つたところで、その船には賞賚を裝載して松花江を下つたといふことが書いてある。賞賚とは、廣ろい意味で、支那の種々の工藝品をいふのであるが、その主なるものが、南方支那に織造さるゝところの衣服材料乃ち緞子や絹であつたことは、疑はれないのである。緞子といふことを、今では絹織物の代表のやうにも取り扱はれるが、古くは段と書かれ、遼金代に權賞されたものらしいので、その名稱が此地方の民族の發展につれて、漢人の織物にまで適用されることになつたといふ説もある。漢の時、漢廷から匈奴の冒頓單于に贈遣した品目には、繡十匹、錦二十匹、赤緋、綠、繪、各四十匹といふのがあつたが、漢の匈奴に降つた中行説といふ男は、その君臣か漸く漢人の財貨を嗜みて、その風俗に變化を來すのを見て、單于に對して意見を加へて居る。その説に、少數な匈奴が、大衆の漢に打ち勝つ所以のものは、外でない衣食が、漢人と異りて居つて、漢からの供給を仰ぐの必要がないからである、見よ、漢の製

作品たる繪紮を着けて、草叢の中を馳騁すれば、衣袴は悉く裂破するではな
 いか、然らば始めより旃裘といふ毛皮で造つた衣の堅善なるに若ざること
 を知るであらうといつた。單于も、これは大に尤もであると思惟して頗る
 中行説に傾聴したのであつたが、それは一時のこと、匈奴は依然繪紮や絹
 帛を愛好する。契丹と宋の如き近古でも、外人と支那人との和親の標準に
 なるものは、金や銀の外に絹帛の多寡が主題をなしたので、この關係は、女真
 人と宋人との和親にも適用されてあるから面白い。永樂帝の言つたこと
 だとして殊域周咨錄に載せてあるのに由るに、朕は女真人等の土地をば、要
 求するものでない、彼等は昔より邊患をなしつゝあつたが、宋代に毎歲金銀
 や幣帛を賂つたので、卒に大患を爲した。今や彼等は來朝した此時に當り、
 彼等の欲するがまゝに、一官位を授けて、賜賚を量給することは、少費を捐て
 重患を彌むるのである、朕は然かせざるを得ざるを思ふといつたところ
 が、この賜賚は即ち賞賚であつて、等しく緞子絹帛の類や貨幣などを供給

することであらねばならぬ。數量や種類は、こゝで明白にすることは出来
 ないが、招撫軍は、まさに緞絹を好餌として、彼等女真人を歸服せしめたもの
 と解することが出来やう。かの清代に行はれた黒龍江地方官の賞鳥林は、
 永樂時代のそれと密接なる關涉のあるものと認むべきで、我が蝦夷錦の淵
 源も或は明代まで溯ることが出来るであらう、永寧寺碑には、自海西抵奴兒
 于及海外、苦夷諸民、男婦賜以衣服器用、給以穀米、宴以酒食、綵繪とあるから、樺
 太(苦夷)の土人も、奴兒干に出で、所謂賞賚を受けたことが疑はれない。
 賜官賜印及び賜姓の概評 賜官の標準は内地の武官と一樣に、その最上
 級は、衛の都指揮で、指揮僉事、同知、正千戶、副千戶、百戶等であつたが、後には都
 督又は都督僉事などいふ顯官を附與することゝなつた。明では、京師に五
 軍都督を置いたのであるから、それに準じたものでがなあらう、かゝる場合
 皇帝は奉天誥命の文字を織り出した勅書を、その本身に賜へて、左券とする、
 鐵券を下賜することもあつたが、女真には行はれなかつた。以上の官階は、

たゞの空銜であることも知られるが、賞賚を受くる場合や、朝貢や、互市に於て、官銜相當の待遇を享受するべきは認められる。衛所の關防として使用さるゝ印章は、一衛一印の定めであつたらしい。鞮靴や瓦刺や土魯番琉球には、王號が贈ぐられて、冊封使も發遣したが、女真人間には遂にその議なくして已みた。日本には、足利氏の時に、義滿が日本國王に冊封せられたことがあつた當時、室町の官僚が、都督とか、都指揮とかの待遇を受けたか、どうかは疑はれるが、豊臣秀吉の國王冊封の使を引見した時には、前田上杉などの五大老は、却ていづれも都督同知に任せられ、賞賚の緞絹を據くせられたらしい、勿論この場合、秀吉は、明使を逐ひ返したのであるが、當日の冊封でも、緞絹でも、今に傳はつてあるから、寧ろ不思議であるといふ説もある。賜姓のことは、獨り建州衛に李姓や張姓を興へたゞけであるが、國姓を興へなかつたといふことは、寧ろ歴代支那の態度と違つたところも認められる、以上を通覽するに、元末明初の女真人は大體に於て、微弱なるもので、その建州とい

ひ、海西といつても、大なる部落とは受け取られなかつたが、宣徳の末期より正統に及びては、西力からの瓦刺の刺激やら、漢人に對する不平やら、果た又た内部の鬭争やらで、局面は漸次に轉開した、明人の説では、永樂の時に、賞賚が甚だ厚かつたので、彼等は命ずるがまゝに征調に應じたとあるが、若し果して然らば、明人は頼み少き隣人を持ちたことを語るものといはねばならぬのである。

皇明實錄に見えたる漢人の奴兒干征討及び
阿什哈達 Ashi Hada の磨崖

清朝が滿洲の地に起つてから、漢人のその地に侵入することを防歴したるのみならず、前代即ち明朝にも、かつて、その國勢の、滿洲北部に及びたることは無い、彼等の疆圉は、鐵嶺開原に盡きたものであること、あらねばならぬと主張したが、その説が全然政策上から試みられたものであることは、支那では、曹廷杰の西伯利東編紀要や、吉林通志や、漸次明白になつて來たが、前年侯爵前田利爲君の明代に編纂された遼東志を覆印せられた時、吾人は、その書の終りに、下の如き解説を試みた。

支那の邊郡の地志は、各々其時代國勢の展縮を測知するの便あり、漢書地理志に朝鮮の四郡を收むるが如し。かの樂浪南部の山川の今に其名を傳へたるは、武帝用兵の賜に外ならずして、亦以て漢家の國勢の遙かに半島を壓せしことを知るを得ん。明代の滿洲は分ちて二となす、其一は確實なる明の領域にて他は明の屬衛なり、前朝に稱する所の羈縻州なる者、或は即ちこれに近し。清朝官撰の諸書、即ち謂らく、明初の疆圉は東、開原鐵嶺遼瀋海蓋に盡く、蓋し其東北の境は全く我朝及び國初の烏拉、哈達、葉赫輝發の諸國、并に長白山の納殷東海の窩集等の部に屬し、明人曾て未だ其境を涉らず、永樂二年、唐の羈縻州の制に倣ひ、尼嚕罕衛を設け、七年改めて尼嚕罕都司となす、後又續いて衛所の空名を設く、其疆域遠近、原と知るに及はず、稱する所の山川城站、亦多く傳聞疑似の間にあると、此の解釋は、從來多くの人々に首肯せらる。然れども尼嚕罕、奴兒干、用兵の事實は、實に皇明實錄の記載に止らずして、黑龍江口「チル」の永寧寺碑は、今尙ほ儼として當時の偉業を傳ふるに非るか、本書（遼東志）の卷末を檢すれば、東北滿洲の交通路を載せたる中、海西東水陸城站の一節を收む、こは明人が開原より北、哈爾濱附近に至り、其地方を起點となして更に東北向し、松花黑龍二江の沿岸を辿りて、下韃靼海峡に出づるの、驛站を示し、ものなり、吾人は先づ此等驛站の遺址を今日に檢して、其十の六七を知るを得べきを確實す

べし。更に開原より東北して長白山の北、松花江の上源地を繞りて今の延に出で、豆滿江より南、威鏡南道に通ずるの驛站を檢するに、又十の七八を今日に檢し得べし。明人曾て其境を涉らずといひ、稱する所の山川城站、亦多く傳聞疑似の間にあるとすは、誣ひたるも甚しからずや。吾人は本書の記載の遠く滿洲東北陲の山川に及ぶを得たるは、永樂宣德二朝用兵の結果に外ならざるを斷じ得ると共に、當時國勢の進運を驚異せずんば非ず。かの萬曆以降、外難頻りに至り、其疆圉の遂に遼河流域を出でざりしは、今絮説を須むず。右にいふところの驛站設定の詳細は、別に本書に述ぶべきであるが、皇明實錄に收められた記事は、多くの人の知らんとするところであらうから、次に抄出することとした。

永樂七年二月、已酉、設奴兒干都指揮使司、初頭日忽刺冬、奴等來朝、已立衛、至是復奏其地、衛要立元帥府、故置都司、以東寧衛指揮康旺爲都指揮、同知千戶王華舟爲

都指揮、僉事統屬其衆、歲貢海東青等物、仍設狗站遞送。
永樂十年九月、己未、遼海衛指揮王謹等百六十六人奉命招諭奴兒干、還賜鈔幣表裏有差、所招野人女直、付羊古等悉授罕河衛指揮千戶等官、有言願居遼東開原者、從之、循例給賜。

永樂十年九月、丁卯、置遼東、外、滿、遼、等四十五站、勅其提領那司孟常等曰、朝廷設奴

兒干都司并各衛。凡使命往來所經之地。舊有站赤者。復設各站。頭目悉恭命母意。
 永樂十二年九月辛未。奴兒干都司都指揮同知康旺來朝。貢貂鼠皮等物。賜賚有差。
 永樂十二年九月壬子。命遼東都司以兵三百往奴兒干都司護印。先是與兵二百。至是
 都指揮同知康旺請益有是命。具勅諭二年遣還。
 洪熙元年十一月。勅遼東都司賜隨內官亦失哈等往奴兒干官軍一千五百五十人鈔
 有差。

宣德五年八月庚午。勅遣都指揮康旺王肇舟。修答刺哈仍往奴兒干都司撫恤軍民。又
 勅諭奴兒干海東囊阿里吉列迷。恨古河。黑龍江。松花江。阿速江等處野人頭目哥奉阿。
 囊哈奴等令皆受節制。
 宣德五年十一月。罷松花江造船之役。初命遼東運糧。造船於松花江。將遣往奴兒干之
 地招諭。至是總兵官都督巫凱奏虜寇犯邊。上曰。虜寇邊實故來鈔掠。命悉罷之。
 宣德六年冬十月乙未。命奴兒干都司都指揮康旺致仕。以其子福伐爲本司都指揮同
 知。旺本韃靼人。洪武間以父陰爲三萬衛千戶。自永樂以來。頗奉使奴兒干之地。累陞至
 都指揮使。至是復命往奴兒干改都司。旺辭疾乞以福伐。故有是命。
 宣德七年五月丙寅。以松花江造船軍士多未還。勅海西地面指揮塔失納答。野人指揮
 頭目葛郎哥納等。日比遣中官亦失哈等往使奴兒干等處。令都指揮劉清領軍松花江。
 造船運糧。令各官還朝。而軍士未還者五百餘人。朕以爾等歸心朝廷。女直亦遵法度。未

必誘引藏匿。勅至即爲尋究。遣人送遼東總兵官處。庶見爾等歸向之誠。

以上は、永樂七年(一四〇九)以降、宣德七年(一四三二)に至るまでの記録であるが、
 重建永寧寺碑には、宣德九年(一四三四)の春に創建されたと書いてあることに考
 へて、それは恐らくは奴兒干招撫軍の最後であつたであらう、吉林の東、十二清里
 なる江邊に磨崖の文字がある、吉林通志には、それを阿什哈達 *Asi huda* 磨崖字と
 して下の文字を著録する。

奉天遼興孔兵馬陣前將軍遼東郡同都指揮使劉書

丁未十八年領軍至此

洪熙元年領軍至此

□□七年領軍至此
 通志の按語に、丁未十八年は、永樂十八年の剝文であらうとあるが、それは従ふべき
 である。□□七年は、正さしく宣德七年であらねばならぬ、右の皇明實錄には、明
 白に、中官亦失哈が奴兒干に使したこと、や都指揮劉清に、軍を松花江に領して遣
 船運糧せしめたことがあるから、磨崖の文字の劉清によりて刻せられたことを
 確むる、尙ほ實錄によると、大監院堯民(阮堯民?)は、造船監督としてその地に往つ
 て居つたので、其間に女真人と貿易上の紛議を起し、劉清ともども鞫問されたと
 ある。磨崖の文字は、簡單ではあるが、種々の指示を與ふる記念といつてよい。

泛松花江

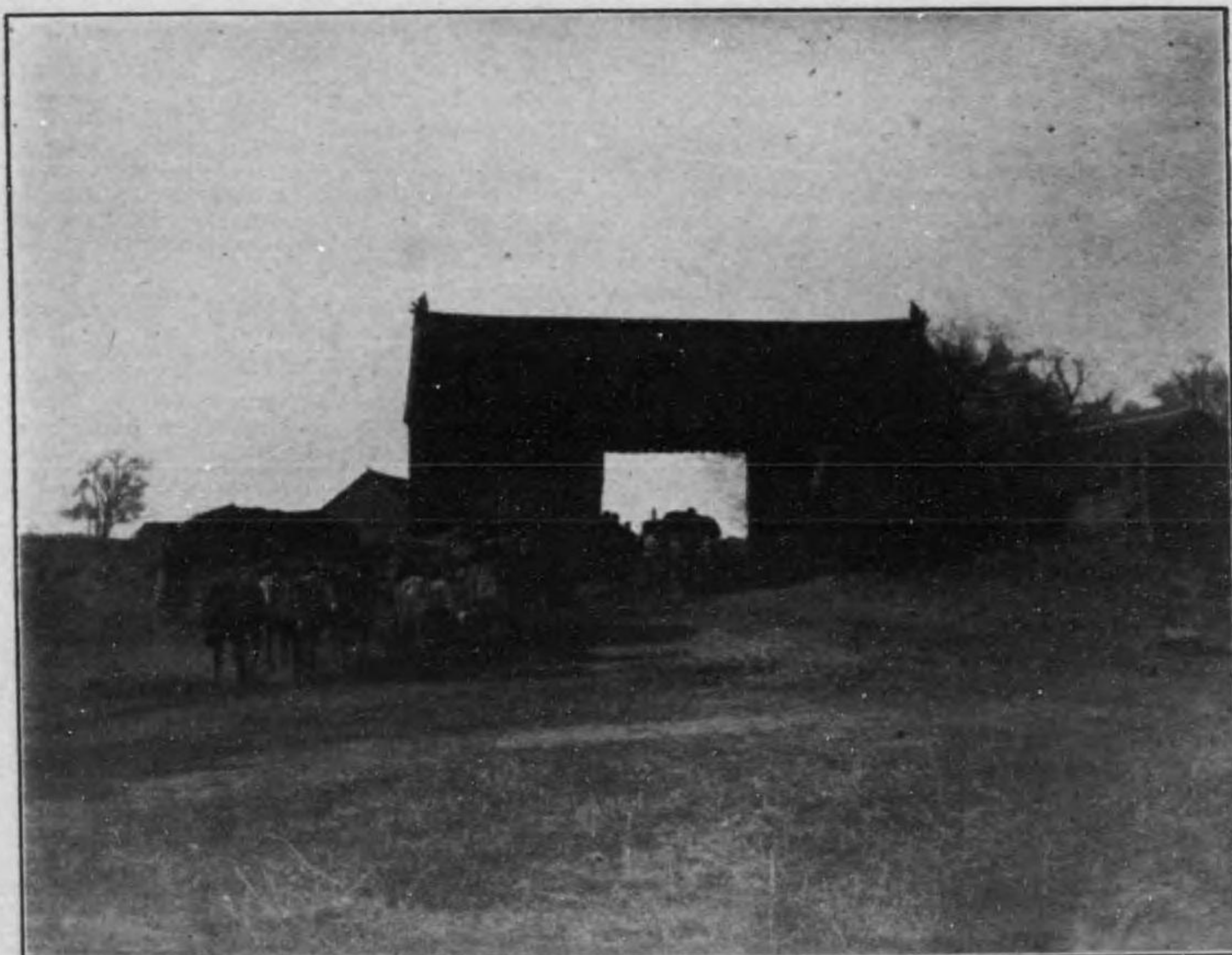
康熙大帝

源分長白波流迅。支合島江水勢雄。
木落霜空天氣肅。旌麾過處映飛虹。

第四章 明代の遼東拓殖事業

漢人再び遼東に入る 漢人は後漢の末期から漸次滿洲に於ける勢力を
 失墜して東晉以降該方面に於て殆ど彼等の影をたに認むるを得なくなつ
 た。隋や唐の時代數回の遠征軍によつて幾分の回復も行はれたりと思は
 れたがこれもやがて一時のことで何等繼續的の施設を認むるを得ない、五
 代の時契丹の旺盛に際してはさらにもいはず北宋の末期にその金國への
 使者を今の遼東半島に出すさへ實は甚しい疑懼の間に行はれたものであ
 つたとすれば宋人が他日江南に偏安してから黃龍今の長春に痛飲せんな
 どといつたとも或は一場の嘔語としか受け取られないとであらう。元に
 ついで起つたものは明人であるが彼等はその偏師を以て遼東を陥れた、吾
 人は寧ろ之を以て意外なりとせざるを得ない。概括すれば漢人は西紀三

威遠堡邊門



(内藤博士撮影より)

廢柳條邊牆

一七年代から殆ど喪失した滿洲の一部をば、一三六八年代になつて回復したものの、即ち一〇五一年目で始めて、その版籍を奪回したといふとも出来るが、一面からいへば、かゝる悠久の歴史上に漢人の足跡を印したとの極めて一小部分なるに徴して、滿洲は漢人の故土ではない、主人公たるべきは寧ろ長城以外の民族であるといふとも否定されないものである。長城といふ文字も、この時代に入りて新たに事實として回復されたことを覺えしむる。

長城と邊牆は一樣 支那の民族が、その古に外敵防禦の一法として、長城を築いたことは、今にその痕跡を留めつゝあるが、その一進一退は、この民族の伸縮を語るものといはねばならぬ。吾人をしていはしむれば、秦漢の際は、長城の第一期で三國が第二期南北朝か第四期唐末五代か第五期をなすものであつて、契丹人が北部支那の一部を占領してからは、その終末を告げたものとする事が出来る。以上五期の經過は、大體に於て退嬰を示すものであるが、その間に自ら進展を以て視られないこともない。さりなが

ら、長城の基礎と指された地點は、吾人がいふところの第二期代の位置を出
でないで、その極東は今の山海關附近に盡きたものとせられ、何人もその
外面を議せなかつたが意外にも、明人はそれを以て満足せないうで、邊牆を遼
河の東西にまで築いたのである。名は長城と異なるけれども、邊牆はまさし
く、長城で或は乃ち秦漢のそれと相似たるものとも思議せられ、長城が、胡人
を防禦せる如く、邊牆もその急要の下に計畫されたのであつた。邊牆は、そ
の地方に於いて、多少目的の上に差異はあるが大體に於ては、遼河の沿岸に
築設され經營された明人の拓殖を保護するに在つたことは、こゝに絮説す
るの必要はないであらう。

邊牆の三大区分 邊牆は三大部に區分せられる。その一は遼河流域の
邊牆、その二は遼西の邊牆、その三は遼東東邊の邊牆である。以上三大部の
邊牆の位置は、各々變遷があるので、それには、又た格段の歴史が伴はれる。
年代の順序からすると、遼河流域及び遼西の邊牆は、先づ最初に起り、東邊は

これより後代に起築された然れどもその變遷の著るしきを擧ぐれば東邊を推さざるを得ないのである。更めていふが明人の遼東經營は此等邊牆の創造によりて始めて確實なる意義を有するに至つた國防といふことも拓地といふことも凡へてこの施設を基礎としたことは疑はれない事實である。

註 長城は支那の戰國時代を起因とするのであるが、この思想は城廓思想の擴大されたものと視ることが出来やう。吾人の想像するところでは支那人の祖先が黄河を下つてそこに沃土を認め得た時代に、先づ創造されたものは城廓で、それを基礎として、農業に着手しつゝあつた、即ち平時には城外に出て、農作に従ひ、外敵の恐るべき襲撃に逢着すれば、退いて城内に立て籠るといふ方法であつた。何とならば、微弱なる漢人が慄悍なる先住民族の間に突入して、その農業なり生活なりを繼續することは、この方法に縁るの外、適當の方法はなかつたらである。彼等は既に城廓生活を開始した。そこで以て、甲の城廓は乙のそれと交通して、聯絡を維持するに至り、そこに國といふのもが形成されたが、城廓は、この場合、漸く原始的の意義を失つて、外國から來る敵を防禦する方法は、一層

今よりは共同的な組織を擇ぶことゝなつたらしい、此點からいへば、長城は、國の城廓と見るの外は無いので、若し家を化して國としたといふ唐の高祖の言の信ずべければ、長城は城廓を化したものと即斷することが出来やう。支那人の行き方が、どこまでも、尙古的で、就中明代の國際思想や、手段などの、多くは漢唐に模倣したことは、各節に指摘したところでも知るを得るが、遼東に築造された邊牆の、上代の長城と同一の根柢から割り出された計畫であることは推せらる。吾人は、此點から見て、遼河左岸の衛所は、滿洲拓殖の根據地で、邊牆は、それらを防護する連續的要害であると解釋する。

一 東北防備の根本破壊せらる

瓦刺益南下す 外蒙古を併呑した瓦刺が、新たに也先可汗を首長に戴いてから、國勢は益々發展し、今の青海でも西藏でも、天山南路でも、靡然として彼れの號令を奉じたりし。彼れは實に清代の準噶爾王國のそれであつた。彼れと支那との間に設けられた貢市は、平和の安全瓣とも思はれたが、今では、漸次にその効力を失つて、寧ろ一大衝突を見ざれば、已むまじき氣勢

を示して居る。明史葉の記事によるに、太祖や成祖の時代に定めた此民族との條約(例)は入貢の使者の數をば、五十名を限りてあつたのに、也先の代になつて二千人も増發したとあるから、此民族に對する北京政府の負擔は、定例の四十倍にも踰えた、彼等は、それにも満足せず、兀良哈や西藏人の通貢權を取り上げて、その報酬を要求するといふ始末である。正統十二年瓦剌の使者は、さらに増して三千人といふことに吹聴せられたが、實際はその數だけの米鹽なり食糧なりを明國から受取らうとする詐略に出でたことが探知され、明の方では、請求の五分の一だけを供給したところから、也先はひとく憤慨し、大舉して南伐することゝなつた。

土木の變 正統十四年(一四四九)七月、也先は自ら山西省の大同を衝き、一軍は、東蒙古の兀良哈や女真人を煽動して遼東を犯し、他の一軍は、張家口から宣化を取り進みて、赤城を包圍した。北方支那がどの程度まで損害を受けたかは、寧ろ想像すべきであるが、帝英宗は、輕卒にも大同に親征して失敗

し、退却の途は、土木堡といふ地點にて也先に包圍せられた土木堡は、今の八達嶺から宣化に通ずる道路上の一小部落であるので、明帝は、その附近の懷來城に立て籠ろうとしたが、それも出來ずに包圍に陥つたらしい。明史葉の記事によるに、也先の戰略は、寧ろ巧妙といはざるを得ぬので、彼れは先づ桑乾河の上流を斷ちて、汲水道を杜塞した、土木といふところは、一帶の山地で、地を二丈までも掘り下げたが、遂に水は出なかつたと傳へられるから、明兵が先づ死地に陥つたことは、想像せられるであらう。也先は、やがて伴り退いた。明の總指揮官王振は、計略とも知らず、遽に營を移さんとして號令を傳へたが、この機會は、恰も敵の待ち設けたところであつたから、須臾の猶豫はない。敵は強大な騎兵をして四面より衝入せしめたので、陣形は忽に潰亂する兵卒は先を争つて走るといふ始末、扈從の大臣等は幾と全滅の厄に遭ひ、帝亦也先の兵に生擒られた、明代でいふ土木之變とは、此事實をいふのである、也先の兵は更らに南下して、北京を犯した。明史によるに、也先は

北京の城壁の高大に避易して、媾和の念を起したともいふが彼れをして容易に退却せしめたのは尙書于謙の功であるといふことも出来る。彼れは遂に明帝を執へて北に去つた。

瓦剌明帝を送還す 瓦剌の酋長は景泰元年(一四五〇)を以て明國の帝を新に即位した景帝の許に送還した。送還するに至つた經過について漢人の記録には種々の奇蹟と覺ぼしき口碑を傳へるがそれは漢人の附會たるに過ぎぬものでがなあらう。吾人をしていはしむれば也先可汗のこの武斷的處置は必しもその國人の好感を以て迎へられたとはいふを得ない。とちらといへば明國との國交斷絶はかつて平和より得たる通貢上の特權をも悉く放棄することゝなつたので、部族内の不平は自ら發生することとなる。そこでもつて彼れは決意明帝を發還することゝしたらしい。瓦剌は益々發展し、明國への國書には大元田盛可汗と認め、添元元年の年號をさへ加ふることゝなつた。田盛といふことは天聖といふ意味だといふことであ

る。也先は一四五五年その部下の大人に殺害され、一時部衆は四散した。で再び曩時の國勢を回復する能はざるに至つた。瓦剌の爾後支那本部を侵略したことは甚だ稀れで、さしもの威力は例令ばかの旋風か颶風の一やにして、収息したかのやう支那の西北は、一とまづ平穩を見ることゝなつたが、也先可汗の北支那を荒れ廻はつた當時、その手先きとなつて漠地を侵掠した東蒙古の朮顔三衛や滿洲の女真人は今や漸くその態度を一變して明人の敵たるに至つたのである。

兀良哈の南下の一 兀良哈の部族の根據地については前に言ひ及びたが、假令その部族の兵となつて寧王の部下に編ぜられたものは長城附近に南下しつゝあつたとはいへ、それらの居住地は依然としてシラムレンの北方なる今の哲里木盟の地方に在つたものと觀測され、寧王の撤藩後に於ては、彼等と明の長城附近との間には一種の空地が保留されてあつたらしく思はれる。明史の朮顔傳は、吾人の此想像と全然反對の地位に立つもので、

その大要は下の如くにある。

太祖(朱元璋)の天下を平定しける時、元の東藩なる遼王寧王、梁頤、元帥府など、いづれも内附を乞ふた、此等は、凡べて、前元の遺類といふべきである。そこでもつて、古會州の地に、大寧都司、營州等の諸衛を置き、王子の權といふものを、寧王に封建した。此の地方は、その當時にも、數々難組に抄掠せらるゝことがあつた。洪武二十二年(一四二四)泰寧、梁頤、福餘の三衛の指揮使司を置き、それらの頭目に命じ、各自にその衆を領するを得せしめたのであるが、大寧と喜峯口との間に抵り、山西の宣化府に近いのを、梁頤といひ、錦州、義州より廣寧を歴、遼河に至るを、泰寧といひ、遼陽の西の黃泥窪より、瀋陽(奉天)鐵嶺を逾え、開原に至るを、福餘といつた、中にも、梁頤は、地形險阻である上に、兵力も強大であつたので、久しい間に、皆な明から叛き去つた。成祖(永樂帝)の燕京(北京)より、靖難の兵を起した時、彼れは、寧王の、その背後を躡することを患ひ、永平から大寧に入り、梁頤等の三衛に厚く賂つた。かくして、寧王は、成祖の行を避らんとて、郊外に出で來たのを見計らひ、三衛の衆は、一呼して、皆な起ち、遂に寧王を擁して、西、北京へと去つた。成祖は、またそれらの内から三千人を撰び、奇兵として、戰に従はしめたが、成祖の帝位に上つてから後、寧王を江西省なる南昌に徙し、その行都司は、保定に徙し、遂に大寧の地を割いて、三衛に界ひ、以て前勞を償つた。

以上の解釋は、梁頤三衛は、太祖の洪武年間から早くシラムレン以南の土地を占領しつゝあつたものであるとするので、明代の政治家として知られた馬文升でも、鄭曉でも、史家の王世貞でも、何れも、これと同一の事實を繰り返すに過ぎないが、清代の勅選なる明史は、やはり、それらの所説を利として、それに従ふことゝなつたもので、なあらう。さりながら、若しも此等の説が正當であるとする、茲に重要な疑問が提出せられる。明史によるに、梁頤三衛は、西紀一三八七年代、太祖によりて創建を命ぜられたもので、寧王の大寧に赴いたのは、九三年であるから、その間、相距ること僅に六年にしかすぎぬ、そして、寧王は、九九年まで、その地に居つたことが知られてゐる。明史は、一面に、此事實を承認しつゝあるに、關はらず、他の一面に於て、前記の如く、梁頤三衛の位置をば、寧王の藩内に比定せんとすることは、いかにしても、矛盾であるといはねばならぬのである。明史の記事は、明の中世以降の現形を基礎として立論した、明人の記録に盲從したことの誤であるであらうが、吾

人には、別に重要な一つの疑問がある。

兀良哈の南下の二 永樂帝が靖難の役に參加した功勞に報いんがために、大寧の地を兀良哈三衛に割與したといふ説は、これ又た從來有力な議論の一をなしたものである。然れども、これには第一に怪まるゝことのあるところがある。永樂帝といふ方は、餘人とは違ひ、北方支那に於ける東蒙古の位置を十分に會得して居つたので、その程度は父なる太祖に勝ることあるといつても、敢て劣ることはない。太祖は南京に都したが、彼れ永樂帝は、斷然として首都を北京に遷した。首都の北遷といふことは、もとより帝が燕王時代からの策源地であつたからでもあるが、帝は、元代の大都の位置を棄つることが出来なかつた。今の北京が、史上に優越な位置を占むるに至つたのは、契丹の太宗に始まるので、塞外の民族は、それをば北京と呼び、南京といつた。これは彼等北人の南下せんとするの唯一策源地であることを表明したものといはざるを得ない。金人(女真)が北方支那を取つた時には

その進出した地點が遙かに南方に在つたので、北京は、中都と呼ばれ、元代には大都といはれた。以上の事實は、明瞭に北京の政治的位置を語るものでらう。永樂帝は、その生涯中に、三たび沙漠を度つたほどで、北族の武力といふことや、またそれらを防禦する地帯や、らに甚しく腐心した結果、やがてその首都をば北平(北京)に徙したといふ推測が先づ下される。大寧乃ち今の承德地方は、直ちに北京の背後に毘連するので、帝には、いかに三衛の功を認めればとて、直にそれら重要な地帯を放棄せんとは寧ろ想像し易からざるところであらう。明職方地圖の著者陳組綬が大寧邊圖考に、寧藩を撤した時の永樂帝の詔勅を擧げて居る、それによるに、下の如き意味が發表せられてあつた。

兀良哈に勅す、朕は、天の眷寵を承け、天下に君臨せしとき、かつて、使を遣はして汝等を招諭しぬ、汝等命を聽きて、即時に入朝せり、その誠や喜ぶべし。今舊制により、泰寧、福餘、朵顏の三衛を設く、汝等軍民を統べ、邊境を鎮守せよ、舊とかつて官職を授けたるものは、その名を列ねて奉聞せよ、或は之を復することあらん、頭目

人の近く官職を授けありしものは、その名を來報せよ、朕は、これに官職を授け、世々本土に居りて、その生業に安ぜしむべし。

この詔勅の示すところでは、明國が新たに大寧を割與したといふ事實が認められざるのみか、帝は舊制即ち太祖の時代の制度で、三衛を設くべく、それらの本土でもつて、各々生業に安ぜよとの意を明かにしたに止まるものであつた。陳組綬は、尙ほ下の説を試むる。福餘、泰寧、朵顏の三衛は、以前シラムレン(潢水)の北に在つたので、懷山といふ地方から東金山(長春西)に至る一線こそは、それらの地界であつた。後になつてから、福餘は、黃泥窪より開原を逾え、泰寧は錦州義州から、シラムレンを渡りて、白雲山に至り、朵顏は東廣寧の前屯から、喜峯口を歴、宣化府に近いた、これ然ども、後年竊據したもので、宣德以前には、大寧にすら入らなかつたとある、陳氏が懷山—東金山地界説が何によつたものであるかは、知るを得ないが、一々確實な記録に依つたことは、想像されるのである。従は、さらに左の論證を下した。

兀良哈の地は、潢水(シラムレン)の北に在つた。洪武二十三年(一三八九)に、兀良哈の來降するもの多かつたから、詔して潢水の北、兀良哈の地に、三衛を置き、我が東北の外藩となさしめた。その地を計るに古の詳穩群牧の故地であらう。然るに、英宗土木の變(一四四九)に際して、地方守臣は、その施設宜からざりしたため、朵顏は、乃ち大寧を取り、竊かに潢水(シラムレン)の南に入り、漸く内地に近づいた。然れども、成祖(永樂帝)は、未だかつて、大寧を三衛に與へたることはない。永樂二十年(一四一四)三月、帝の親しく韃靼なる阿魯台を征伐した時に、殺胡原といふ地にて、下の詔を發してある、曰く阿魯台の、敢て無狀をなすのは、兀良哈が、その羽翼をなすからである、今、阿魯台は、遠く逃れたけれども、兀良哈は、尙ほ敢て入寇する、須らく、師を遣へして、之を剪滅せざるべからずと、かくて、帝は、歩騎二萬を簡びて、五道より、東、兀良哈を撃たしめた。當時、帝は、自ら西路より進み、騎兵を左右の翼となし、前鋒を帥ゐて、彼等を衝き、敵は、爲めに大に敗れた。帝は、又た、兵を麾いで、敵を追撃し、遂に潰亂に終はらしめたのである。八月に兀良哈捕殺の捷詔が頒かたれ、九月に凱旋した。當時の形勢からいふと、和林(カラコルム)地方までも、明國の威力下に入つたといふも不可ではない。されば、鳴鑿戍といふ地方に在りしとき、の勅に、明年虜(蒙古)を滅ぼせば、まさに大寧を守り、遼東、興和と並びに重鎮となすべきであらうとある。大寧が未だかつて、三衛の兀良哈に與へられなかつた

ことはまた以て證とすべきである。以上の論證は鑿々として聽くべきので、その見解は遙かに前輩の陋蒙を闢くに足るものといふべきであらう。清代になつて張穆といふ學者は蒙古游牧記を書いて陳氏の所説よりも尙ほ有力な史料を吾人に提供して居る。遼西邊牆の急要喚起せらる。以上を約言するに太祖の時代に兀良哈はシラムレン以南の地には侵入せずにあつた。永樂帝又た彼等に寧王の封地を割與したといふことは無い却て大寧に重鎮を置かんことを要求したのであつたがそれはたしかに一片の希望にすぎなかつたので帝の死とともに北人はどしどしその地帯に侵入したといふ事實を認むる。吾人は此事實に對して絶對の責任を永樂帝その人に負はせざるを得ぬので經過の跡からいふことになる。如何なる惡評——三衛の北族に大寧を割與して靖難の勞に報いたといふことも甘受せざるを得ぬのであるであらう。何とならば寧王の居城たる大寧都司を把持せずしてシラムレン以南の地を

保有せんとすることは全然失敗であるといはねばならぬのである。たゞに然るのみならずラオハ以南長城以北の地は擧げて北族に委ぬるといふことになるのであつた。帝は不用意にして自己の野心の満足のために國防の根本を犠牲に供したことに解せられ父なる太祖の雄圖は一旦に破棄せられた善く泳ぐものは水に溺るといふが帝はあまりに自らの力量を頼みて身後百年の計を粗略にした。記録によるに兀良哈は正統六七年代に於て山海關より錦州に通ずる道路上の一要砦なる前屯を脅かしたといふがこれらに徴するも大凌河上流の沃土の北人に占領せられたことは最早疑ふに由がない。明人は今やその北京より遼東に通ずる唯一の通路たる遼西の海岸道に對して、特種の防禦を施さざるを得ない。邊牆は始めてそこに必要が喚び起された。

二 凹字形の邊牆

遼東の防備始めて危殆 兀良哈が遼東への侵略も、また此時代に至つて頻繁になつて來た記録によるに、泰寧衛の柵赤といふ酋長は例の瓦剌の也先可汗に、その女を遣つて、その耳目となり、屢次遼東を侵したとある、この場合女真人も彼等と合同して、遼東を衝いたことは首肯されるが、彼等は主として、今の遼河方面から侵犯して來たらしい、そして、その程度は歳を追ふて激烈を加ふるといふので、北京政府は當時一流の政治家として知られたる都御史王翱を抜いて、遼東を經略せしめたのである。王翱は正統七年一四四二の冬を以て赴任したが、彼れは着任匆々、その經營の第一着手段として、五清里毎に堡を置き、十里毎に屯を設け、それ守備兵を配置して、東西の連絡をとることに努力したらしい。明代の記録や奏疏などには、遼東防備の基礎をなすところの屯堡や邊牆は、洪武や永樂の時代に始まると認められたものも多いが、それは全然誤謬と認むべきもので、明人には何等外敵に対する防備の必要の喚起されない時代に於て、根本的の施設のあるべきやうは、

斷じて受け取られぬ次第である。吾人は反覆していふが、遼東の防禦は兀良哈の南下に基くので、その根本の事情は遼西のそれと一樣に觀測される。明人は、遼東の守備は、山西の宣化府のそれと相待つもので、それら兩者を連接する地點は大寧であらねばならぬといふが、肝心の大寧の截取された場合、遼東の孤立に陥りつゝあることは、寧ろ必然といふべきであらう。約言すれば、シラムレンラオハの喪失は、朝陽一帯の喪失を意味し、朝陽一帯の喪失は、やがて遼河以西の喪失を語るもので、明の遼東は始めてそこに格段なる危殆を覺知することゝなつた。王翱の應急手段は、果して成功したのであらうか、これはやがて攷究すべき事實である。

畢恭邊牆を創建す 王翱は無論右の如き重大な形勢を觀取したので、畢恭といふ人物を遼陽の百戸官から抜き、その意見に聽從したといふが、それは、大方正統七年(一四四二)中であつたことであらう。畢恭の所傳といふものは、簡略に失するのであるが、唯た彼れの遼河に沿ふた邊牆を創設した

ことは明かに知られる。一般の記録などで見ると、その事業は王翺自らの施設に歸して居るが、その實際の經營は、まさしく畢恭自らの非常なる努力によつたものであつて、その一證は、弘治中、李善といふ人が、朝廷に差し出した意見書に、王翺のことは言ひ及ばないで、單に畢恭が邊牆を立てたとあるから、一段明白であるであらう。吾人は以上の推測の下に、彼等明人の最初の施設を考ふるに、彼等は先づ遼東に於いては、開原や鐵嶺、遼陽の西を流駛するところの遼河に注意したので、それらの水險を利用して、その沿岸の要處に木柵を立て列ねた。遼西では、海岸道に沿ふて、大虹螺山の山脈があるが、それらを利用して、石壘を置いた、そしてその要害と思はるゝところには、烽燧臺や屯堡を設定することゝしたのである。吾人は前に王翺の施設をば、一種の應急手段であるといひ、それらの手段に成功を疑つて置いたが、正統八年十一月の詔勅によるに、遼東では沿河の牆柵が不整頓であつたところから、敵人に侵されたとの詰責もあるほどで、絶對の效果の擧らう筈がな

いのである。然とも、彼等は、この失敗の經驗からして、漸次それらに改善を加へたのであつた。明代遼東の學者として知られた賀欽は、下の如くいつて居る、我が明國で始めて邊を立てた時には、木を立て、柵を作り、ついで壘壕を作り、又た、その後、に小規模の土牆を作つたのである。磚牆を造くるに至らなかつた次第は、民力を惜み、たからであらうといふが、それによつて見ても、王翺や畢恭の邊牆が、極めて原始的であつたといふことが明白である。然ども、彼等の最初の計畫が、明一代を終始した事實を思へば、彼等は、彼等の最善を盡したといふことを認め得るであらう、ともあれ、明人の遼東拓植は、この邊牆の成立で、その西邊を防護されたのであつた。

遼河套の喪失 以上吾人の見解に基いて、最初の邊牆の位置を略説すれば、遼西は、大虹螺山の山脈で、寧遠から錦州までの西邊及び北邊を圍繞する、邊牆は、これから、稍、東北走して、義州の西北を過ぎ、廣寧の北を走り、白土廠邊門あたりから、漸次東南々に折れ、やがて南して、今の牛莊の對岸なる三岔關

に達した。邊牆は、こゝでもつて、遼河に中斷される。遼東では、やはり牛莊に近い馬圈子あたりから、渾河の左岸を辿り、遼陽の西では、黄泥窪を表し、長灘といふあたりで、渾河を越え、彰義站、沙嶺、老邊の一線を過ぎ、石佛寺(十方寺)から、遼河を越えて、對岸の舊門老邊を經、鐵嶺の北、中固の西で、遼河の右岸に出で、開原の西を走つて、今の昌圖の北方に達したのであつた。それで地形からいふと、彼等の創造した邊牆は、その中央に遼河の本流があつて、それを南北に横斷する、邊牆は、恰も凹字形のそれをなしたものと、いはねばならぬのであつた。そして中央の凹處は、東西約三百清里に亘るので、泥淖沮洳の地も多いが、水草肥美といつて、牧場に適當したといはるゝ地方も少くはない。明人はそれらの地帯をば、遼河套と呼んで居つた。清代、楊寶の說に、遼河套は、開原の西北で、舊と金の顯州城の附近である。明の宣德以前には、皆な遼東の内部であつたが、畢恭が邊牆を立てゝから、遂に邊外に置かれた嘉靖一隆慶(一五二二—七二)の間であつたと思はるゝが、漸く福餘衛の頭目に占領さ

れたとあるが、この所説は、たしかに首肯すべきもので、就中畢恭を引き出したことは、相當の見解といふべきであらう。然も、彼が遼河套の喪失を以て畢恭その人の責任なるかに解釋するは、甚しい誤謬で、大寧一帶の地を喪つた明人が、いかに努力すればとて、遼河の右岸を併合することの不可能なるは、自明の理であつた。たゞそれ、凹字形の邊牆が、自後、無窮の禍を遼東に與へたことは、否定すべからざる一大事實であるといはねばならぬのであらう。

(明代の遼東の邊牆—滿洲歴史地理卷二、四六〇—四八一参照)

三 女真人防禦の東部邊牆

渾河に移住せる女眞の集團 吾人は前節に於いて、建州の女真人が、その原住地から兩道を擇び、一は東海岸から豆滿江の谷地に移住し、一は松花江を溯りて、今の吉林附近に移住したことを語つたが、吉林の居住者は、西紀一四二六年の前後に於て、酋長李滿住に統率せられ、南して、鴨綠江の枝水なる

今の修家江(古の婆猪江)に移住した。修家江といふ河は、鴨綠江の最大なる谷地を流駛して、その河口は朝鮮に向つて開かれる。従つて、此の移住者と韓人との間に衝突の起るべきことは豫期されるのであつたが、宛も半島に於ては、李朝第四代の英主世宗の時代に相當して、時の政府は銳意して西北及び東北疆を開拓しつゝ、あつた場合であるので、頻繁な衝突は、新移住者をして、少からぬ不安の念を起すの已むを得ざるに陥らしめた形跡が認められる。修家江は女真人にとりて、好個の移住地たることは、否むに由ないが、かにせん、右の壓迫が加へられ、彼等の實力は、未だそれらの外勢を防禦することに十分でなかつたところから、彼等は、さらに帳幕を移すこととなつたのである。昔人には、彼等女真人の性格をば、點詐に過ぐるなどいふものもあるが、實は漂泊の生涯を繼續した彼等にかやうの氣質の認められたとするは、寧ろ同情すべきものであるであらう。ともあれ、彼等は、朝鮮の壓迫を免れんがためであるといふので、渾河の上流、今の蘇子河の谿谷を擇

びたのであつた。吾人は、彼等が明廷に呈出した移住の請願書に、竈突山(ホランハダ)の東南渾河の上とあるので、その根據地の今の興京老城附近に設定されたことを想像せざるを得ないのである。勿論、明廷の彼等が請求を許したことは、その部落の微弱であつたといふこと、北京政府に忠勤を輸すといふ誓約からでもあらうが、後になつてから、建州女直の明國に禍した萌芽は、疑ひもなく、此の位置を占めたことによりて發生したものであらう。記録の示すところでは、此の事實は、西紀一四三八年の前後にあつたが、二三年の後、明廷では、朝鮮の會寧から遼東に逃れて來たところの建州左衛の女直人を、前の建州衛の會長なる李滿住と同居せしむべきよしの詔書を發表した。

建州女直の發達著るし 建州衛及び左衛の女真人の當時幾何を計上したかは、寧ろ疑問であらねばならぬ。然ども、その移住者が、二衛合計二三千を數へたといふことは、想像されるのである。彼等は、事實朝鮮人に壓迫され

て來たのであるから、遼東の明人に對して、恭虔であつたことも知られるが、それは始めの間であつたので、漸くにして、明の官憲に衝突し、就中、正統十四年也先の亂には、瓦刺の手先となつて、遼東の東邊を侵犯した。明人は、それらの女眞の頭目は、建州衛の李滿住と左衛の董山であるといつて居る。女眞は、年々に發展して、戸口も増加したといふが、それらの發達につれて、遼東の被害は益々著るしくなつて來たのであつた。馬文升の書いた撫安東夷記に、瓦刺の也先の北京を犯したとき、脱脫不花王は遼東を犯し、阿樂出は陝西を犯したので、各邊ともに失敗した、而して遼東の被害が最も甚しいとある。それでも、想像することを得るであらう。就中注意せらるべきことがある。それは、遼陽の東方の山地から採掘して、北京に進貢しつゝ、あつた人參が、てんで採れなくなつたといふことにあるので、それらが、動機となつたのか、明人は、愈々兵を運河の上流に加ふることにした、喧しい成化三年役といふのは、之をいふのである。

成化三年役効果疑はし 成化三年役の建州女直に對して、重大なる打撃を與へたことは、想像される。此の戦争は、獨り、明軍が遼東方面から進出したに止まらず、朝鮮でも、援軍を鴨綠江方面に進めたので、李滿住や、その子の古納哈は、脆くも、命を韓人に授けたのであつた。遼東から、渾河の上流に向つた將軍趙輔も、相應に敵寨を陥れ、今の蘇子河の上流に在つたところの虎城や、佟家江の山寨や、輝發江の上原地なるそれらをも、一時に攻略したらしいが、その歳の十月には、霜雪を恐れて、急遽軍を班へしたのであつた。趙輔には、平夷賦といふのがあつた。それを讀むといふと、建州女直は、全く跡を絶ちたかのやうに見ゆるのであるが、その實際は、さる程度のもではなかつたので、彼が兵を引き返へした後ろから、直ぐに、やつて來て、遼東を攻掠するところとは、従前に劣らなかつたのであつた、或る明人の此役を論評した言葉の中に、成化三年役は、その聲の大なりし割合に、その効果は、伴はなかつた、或る點からいふと、寧ろ、玩寇の譏りを免れないのであらうとあるが、これは、大に首

肯すべきことであるであらう、皇明實錄によれば、同年十一月、即ち退師の翌月に於いて都御史李秉の奏疏が提出された。

撫順東方の邊牆成る 李秉の奏疏の要點を摘録するに、下の如きものがある、曰く

建州三衛(建州衛、同左衛、同右衛)は、諸夷に結托して遼東を侵犯した、朝廷は、己に將軍に命じて、その根據地を搦かしたものである、苟くも、勝に乗じて、永久之計を立てざる時は、班師の後に於て逃遁した餘敵は、復び邊患をなすであらう。臣は、そこで、今將軍趙輔等と會議して、次ぎの如き方略を講じたのである、遼陽以東は、鳳凰山より北、奉集堡、撫順の南に抵るに、四百餘里(明里)の道程がある、そして、それらの地方は、山險に林密に、而も遼陽は、鳳凰城を去ること、僅に五百里(明里)に過ぎぬので、その守備の官軍はといふと、現に一千人あるのみであつて、こんな手薄では、如何とも防禦の方法のないものである。ついでには、前年徵集した廣寧(遼西)の兵二千四百人をば、此地方に増發することとする、また、遼陽以東、鳳凰山、鴨綠關、撫順所、奉集堡の諸地は、皆な通敵の大路で、昔は無事であつたので、何の備も施なかつたのであるが、今や、敵は、既に内地の虛實を探知して、入寇するのであるから、地の遠近を相して、千戸所の城堡を築設し、蓋州、復州、廣寧の三衛から、各々兵を摘發

し、二名の指揮をして統領せしむることとせり、仍ほ驛道の墩臺を増置して、往來に便し、情報を迅速に通ずることを得ば、至極周到といふべきであらう。(下略)

吾人は、この意見でもつて、明の遼東の官吏が、建州女直の再來を怕れたといふこと、及び彼等は、鳳凰城から清河城の北方を經、撫順の東邊を經由するところの一線を防禦陣地とするに注意したことを解するを得るのである、明の記録では、何年何月から、愈々それらの一線に邊牆を立てたといふ記事を見出さないが、全遼志などいふ當代の記録に收めてある邊將の傳に、成化三年役に從つて建州を討伐し、やがて墩臺を設備したといふことの記事が散見してあるから、東部の邊牆は、疑ひなく此時代に創造されたものと即斷するを得るであらう。顧炎武の説には、洪武年間に於て、既に遼陽東路なる馬群丹附近に一道の邊牆の存在したといふやうにあるが、それは、何等かの誤謬で、何等外敵の防備の必要のない場合に於て、明人が這般の施設を試みやうとは、寧ろ想像し難いことである、一説には、それは、朝鮮との關係で作ら

れたであらうといふが、西紀一三九二年代の半島は、内亂が繼續され前王朝の承繼者たる李成桂は、明國に依頼して、その地歩を占めんとしつゝあつたのであるから、遼東方面に向て、かゝる敵對行為に出でやうとは却て信ずべからざることである。約するところ、遼東東方の邊牆は、建州女直の著るしく發達した事實に與かるものである。後來起るところの邊牆の展退は、同じくこれらの盛衰に伴ふところの現象を以て認むべきであらう。

四 遼河套喪失の禍害

遼河水運の敵前暴露 遼東なる西部の邊牆の遼河套を包容するを得なかつたことは、大寧放棄に伴隨した弱點で、自後無窮の禍害を遼東に及ぼしたと、吾人は明言したが、それら禍害の最大なるものを指摘すれば、遼河水運の敵前に暴露したことであらう。遼東は、明人の新たに手に入れた殖民地で、彼等が開拓の根據地たる諸城の幾と凡べてが遼河の沿岸に沿ふて建設

せられたことは、吾人の預め知らざるべからざるところである。遼河の價値は、こゝに於いてか絶對の位置を占むるものといふを得べく、その得喪は、遼東開拓の一大樞軸に關するものといはざるを得ぬのである。遼河水運の、歴史的變遷は、地質上の研究と相待つて、知るを得るもので、一概に速斷は、出來かぬが、一八五八年六月天津條約で、英國に開放を據くせられた牛莊は、訂約後領事メドースが赴任の結果、河口を距るとの遠いのと、河身の淺い憂があるといふので、今の營口牛莊を距る十二里餘に退て領事館を設くることとした。然らば、訂約者たる英國は、最初から牛莊が開港地として不適當であることを知らなかつたかといふに、それは、全然誤りであるといふこともいひかねるので、該地方に傳つてある口碑によるに、今を距る百五十餘年前まで、牛莊一帯の地は、汪洋たる海面であつた、明の代では、渤海の水が、海城の西、三里に近いと、ころまで、波濤が打ち寄せたといふほどであるから、遼河の水運が、今日よりも、遙かに海運と連絡するの便宜を得て居つたといふ

ことが出来る。滿洲地理家は此のことについて、下の如くいつて居る。

遼河は、奉天省中、最大の水系で、その上流には、東西二派あつて、一を東遼河、一を西遼河といふのである。東遼河は、源を西安縣下の薩哈嶺山脈に發し、伊通州に入り、懷德奉化兩縣の間を西北流し、漸次半圓形を爲して西南に走り、遼源州三江口の北方に到り、西遼河と會流する、東西遼河相會するの後、南流して通江口に出て、開原の西境を経て、清河を合し、鐵嶺縣管内に入り、柴河の支流を受け、馬蜂溝より殆ど西流し、范河、懿路河の二支流を入れて法庫廳を過ぎ、新民府の上流より南下し、遼中縣下を通じ、三叉河に於て、渾河太子河の二大支流を包擁し、蜿蜒屈曲、田庄臺を経て、營口より海に注ぐ、その延長幾何なりや詳にする山なきも、上流遼源州より營口、太子河、渾河の支流を合し、民船の航行し得る間、實に七十餘里に及ぶといふ。

以上遼河の本支流と、その方向は、大體に於いて、明代と今日とは、差異はないが、今日ですら、民船の航行し得る間が、尙七十餘里に上るといふのであれば、三百年乃至五百年前の明初に於いては、この水運の便宜が巨大であつたと想像することも得られるであらう。これも、當今の口碑を酌量しての説で

あるが、今を距る百七十年前までは、大船が鐵嶺の西七里半なる馬蜂溝に通じたが、八十七年前には、巨流河鎮に止まり、尋で營口の上流三十海里の白華溝に止まり、順次二十海里の田庄臺十五海里の興隆臺に、遂に現時の營口に終るに至つたのである。元來、遼河は、巨流であるが、年々上流の森林濫伐から、水量は減少する、河底は埋没するといふ始末、地形からいへば、遼河は、年々その上流を昂起して、水流が急激に起くので、上流から沙を運ぶことが夥しい、今日の營口の如きも、不幸にして他日の田庄臺や牛莊の如き轍を再びすることであるであらうと觀測する。之を約するに、明代の遼河水運は、鐵嶺の馬蜂溝よりも、より以上に船運を通ずることを得たのであつたが、不幸にして、明人は、それを不安の地に陥れざるを得なかつたのであるから、遼東の拓殖は、先づこの一事に於て既に著るしい悲運に陥たものと速断することが出来るのであつた。

遼東遼西の連絡危し 明人は遼河の水運を十分に行使し得なかつたと

同時に外敵防禦の邊牆が遼河によつて中斷されて東西の連絡が甚だ危殆に陥ること多かつたことも、少くはないのであつた。そこで一四六七年、侍郎馬文升は、牛莊から遼西に通ずる三岔河の地點に、一大浮橋を設けんとする意見を提出したことがある。その大要は左の如くであつた。

遼東の地方は、三面に敵を受くるので、兵を三路に分けて防備する。その三路とは、中路を廣寧とし、東路を開原及び遼陽とし、西路を前屯及び寧遠、錦州、義州とする。臣の見るところでは、遼東の(遼陽)の西一百六十里(明里)廣寧の東二百里に一道の遼河があつて、遼東遼西を二分して居る。結氷の時になれば、馬の往來も自由であるが、一旦開水の時に至ると、此の流域は敵に占據せられ、が軍は渡船あるといつて、猝に濟ることが出来ない。東、西、彼、此、事を誤ることが多い。正統十四年、敵の廣寧を犯したとき、我が軍は、先づこの渡河點を固めたので、既に特効があつたのである。臣は、今さらに此地に強大なる浮橋を設け、守備兵を發遣して、東西の聯絡の誤らざること希望する。

明廷では、異存なく、彼れの建議に聽いた。彼れは、屢々遼東に任官して、苦い經驗を嘗めて居る。彼れは、既に畢恭が經營した邊形は、不自然で、それらの缺陷か

ら、右の如き危害の起りつゝあるとに、早くも注意したのであつたのが、どちらといへば、彼は、東西の連絡を圖るといふ消極的の政見を發表するに止まつたのである。彼れより後、八年將軍鄧玉といふ人は、邊牆更革の根本的意見を公にした。

邊牆の不自然を更革せんとす 將軍鄧玉の意見は、馬文升のそれに比して積極的政策を採らんとするのであつた。彼れは、遼河套を回復して、邊牆の凹處を前方に推出さんとするのであつた。鄧玉の意見は、弘治六年(一四九三)二月、巡按御史李善の遼東邊事に關する奏疏となつて、提出されたので、その政見は、明代を通じて、遼東を談するもの、必ず援いて論證したものである。李善は、下の如く立論する。

臣、遼陽及び開原に至りて、故老を詢及するに、彼等は皆ないふ、宣徳の年間、遼東に邊牆なかりし時、唯だ瞭望を嚴にし、烽堠を遠きに置きたれば、海運は、直ちに遼陽鐵嶺に通じ、以て開原に達しき。開原城の西に、老米灣とい

へるあり。又た舊行の陸路は、廣寧より直ちに開原に至るに三百餘里にすぎず。前年邊外の荒地を燒きたる時、東西の兵馬、碁盤山の地方に會合し、それより東北して開原に近き平頂山に至りたり。その中間に顯州の廢城あり。肥饒の地、萬頃に下らず。案ずるに、畢恭の邊牆を立てし後、此等の土地を境外に置きたり。爾後三衛の夷人、兀良哈、肆意に南侵し、漸くにして遼河套等の處に入り、牧畜に托して、潜行し、隙を伺ひて入寇したれば、邊牆の害を爲すこと、昔時よりも甚し。且つ現在の邊牆に沿ひたる地方は、多く平漫にて、土脈は鹹鹵なり。遞年春秋に、人夫四五萬名を徵集して、費すところの糧餉、萬石に上ほれども、邊防に益なきのみか、徒らに人力を勞するに過ぎず、最初の計畫の恃むところは、遼河を險となせはなり。然るに、夏旱には水淺く、敵の騎兵は、渡るを得べし。冬寒には水凍りて、坦途を履むが如し、人畜を抄掠し、敢て耕作せしめず、遂に田野荒蕪し、邊儲虛耗するに至りにき。又た地方の糧儲の不足なるよりして、北京よりの轉

運を仰ぐに、現今の道路は、遼河に隔阻せらる。加之、盤山より牛莊に抵るの地の、低窪なるより、雨量較々多ければ、水潦泛溢して、旅行者は、阻隔せらる。萬一、開原警ありとも、錦州、義州、及び廣寧の兵、何を以て應援せむや。且つ、遼東は、一方に孤懸して、女直、蒙古、及び漢人は、雜居せり。遼河の守、失はるれば、遼陽支えず、遼陽支えざれば、畿輔の地、豈に能く宴然たらむや。臣の慮、ここに及びて、之れが爲めに、寒心せざる能はず。計るに、今舊路を開復せば、墩、空、城、堡、及び、瞭、守の官軍、往來の道里は、三分の二を減ずべく、その山澤の利、舟楫の便、及び、肥饒の田は、勝けて、言ふべからざらむ。又た形勢の大略をいは、錦州、義州を西路となし、廣寧を中路となし、遼陽を東路となし、開原を北路とす、遠近を酌量し、聲勢を聯絡し、隨機應援、彼此相援くれば、常山の蛇の首尾、相應ずるが如く、邊疆は、磐石の安に擬すべし。

以上、李善の政見は、西邊の四字形から來る禍害を痛切に感得して、それを除かんと努力したものであつた。彼れは、廣寧から一直線に開原の西北に至

る通路を回復して、邊牆を西方に展出せむとしたものであるから、若しも此の政見の實行されたならば、今の新民府の疆域法庫廳の幾ど全部は收めて、遼東の内地に入るものと知られたが、それはとうとう果すことを得ず、有明一代を終始したのである。李善歿後一世紀餘にも、此議論は北京廷で反覆されたが、要するに、卓上の空論たるに止まつた。吾人は、繰り返していふが、遼河水道の敵前暴露は、新殖民地たる遼東の交通機關喪失を意味するのであつて、農事でも、農事でも、共に著るしい影響を受け、兵事には、根本的遺算を招致したのである。約するに、明代の遼東は、西邊の防備に疲かれたところから、東邊の外敵は、それに乘じたといふ形に陥つたものであらう。四字形の邊牆は、たしかに明一代の失策であらねばならぬが、これ果た漢人の當代に於ける實力の反影に外ならぬのである。

五 東邊展拓の要求起る

明初の東邊は連山關 滿洲に於て、明國の兵勢の波及した極際と、明人が確實に土地を把持した範圍とは、同一を以て論ずべきものではない、前者の例を擧ぐれば、かの永樂帝の奴兒干征伐の如きもので、明國の中央政府から派遣された官吏は、黒龍江の江口に駐在したりといふ之を以て確實なる領土占領といふことを得ないのであるから、明人の遼東といふ意味も、考量せられざるを得ぬのである。明初の記録を辿るに、明國の兵は一時鴨綠江の上流から朝鮮の咸興に出てたほどであつて、その勢力も大に見るべきものがあつたが、その割合に明人の遼東は、漢人を内地から吸收する上に於て好況を呈せず、終つたらしく思はれる。吾人の考ふるところでいふと、明人の遼東は、西は遼河に限られ、東は千山山脈に限られた、千山山脈といふと、聊か漠然たる界限のやうにも見ゆるが、撫順あたりでは、今の炭坑の東邊から清河城の東を行き、南して大摩天嶺の連山關に出でたといふことが知られる。景泰元年一四五〇明の官吏倪謙の朝鮮に使した日記によれば、下の如

き記事がある。

景泰元年正月十日。遼東を發す。時に遼陽の都司は、東寧衛の指揮一名百戸四名に二百の軍馬を率ゐしめて護送す……由來、遼東より鴨綠江に至るには八站あり。今は廢す。護送の官員は、帳房を齎らして隨行せり、高麗街、頭館站、車嶺を経て、浪子山に至りて人家に宿す。十一日。浪子山より發程し、背陰山、盤道嶺を過ぎ、辛寨に至りて宿す。十二日。辛寨より發程。高嶺より東山關の口に至りて宿す。東關は、華夷の界限に係れり。(下略)

本文に見ゆる東山は、連山の誤であらうといふ説もあるが、それは間違ひで、東山はその地方の土稱で、連山關を呼びたものである、その確かなることは、今日でも、遼陽人が鴨綠江方面を指して東山といふので知るを得る。倪謙は連山關を指して華夷即ち中外の界限であるといつて居るが、嘉靖年代に書かれた呼爲卿の遼陽副總兵題名記にも、我成祖(永樂帝)の都を北京に立てしより、遼東は、やがて東北の巨鎮となつたのである。景泰年間、外寇元良哈、瓦剌頻りに我遼東を侵せしより、遼陽は河によりて邊牆を設けた、舊邊は東

連山關に止つたが、今日では、驍陽等の諸城があるといつて、いづれも、連山關が遼東都司の極邊であつたことを證明して居る。連山關といふところは、大摩天嶺の山中で、鴨綠江と遼河との一大分水嶺を劃する地方であれば、之を扼して中外を限るといふことは、寧ろ自然であつたのであらう。概言するに、明國では、國初の八十年間、東南は僅かに八九里の地點に盡き、東北は二、十五六里の地點に抵りて界限をなしたに外ならぬので、狭長なる地域が遼河の右岸に沿ひて展開したのであつた。東部の邊牆といふものも、その當代では、何等設定されたことは認められぬので、連山關は、朝鮮への通路の關門として、獨立して置かれたに過ぎぬものである。

東邊初度の展拓 成化三年役の結果として、明國では、邊牆を東方に新たに設定したことは、前にも言ひ及びた、それは、いふまでもなく、此の戰役の動機が、女眞の侵略に原因したのであれば、邊牆も、國防の意義に解せられるが、他方より觀測すれば、右は、幾分遼東の明人の、該方面を開拓せんと企てた要

求に伴はなかつたといふことも得ない。戦役の勝利の功果として、明では遼陽の東三百六十清里ほどの地點に在る今の鳳凰城まで確實に領有することを得た乃ち明の遼東都司の東邊は從前に比して殆ど二倍の疆域を收め得たものと察知せられる。然ども、こゝに注意すべきことは、新邊と舊邊との中間乃ち連山關より鳳凰山に至るの地は、極めて磽确極めて薄瘠で耕作の餘力は幾ど無いといつてもよい程である、つまり兵要上からいふと、個強の防禦陣地であるだけ、それだけ、當時明で採用しつゝあつた屯田軍の利益に伴ふものといふことを得ない事實がある。一四六七年十二月御史李秉の上疏の中に、蓋州復州及び廣寧から鳳凰山關隘の守備兵を送發したが彼等は、多く樂從せないとあるが、これは這般の消息を傳ふるものであらう。天啓元年（一六二一）遼東經略熊廷弼の、その友人に與へた書中に、最も能く該地方の地形を述べた一節がある。

遼東の山脈たる、東北は長白山より發し、西南旅順海口に至りて止まりて

ある而して此山脈の一路は技脈を分出して峪地を形成し、每一峪には一河がある。水は、淙然として流れ、石は滾々として出で、屯田することは、不可能である、そこでもつて、居民は、山に依りて住み、山を控りて耕種する、今年は此一塊を控り、地力が盡れば、又た別の一塊を耕すといふ始末、空地のないといふことも、理の當然である。

と、此説明によりても、李秉が意見書を想像することを得るのである。果して然らば、此方面で多少でも屯田の便宜を得んとする場合には、何とかして救済の方法を採らざるを得ぬのであらう、吾人は、これらが當代明人の、久しきに亘つた宿題であつたことと想像する。かの鴨綠江西岸なる沃土の開拓は、斯くして新たに要求されることゝなつた。

鴨綠江下流域の拓地着手せらる 鴨綠江の下流なる今の安東縣附近の漢人によりて耕されたのは、蓋し嘉靖三年（一五二四）前後に始まるであらう。成化三年後に築造された邊牆の南端は、鳳凰山附近に止まるが、湯站即ち今

の湯山城の築かれことは成化十六年(一四八〇)の前後に在るから、鴨綠江下流の沃土の多數明人に知れ渡つたことは、大約その時代に在らねばならぬので、湯站創設のことは寧ろ東邊開拓の氣運を導いたといふ推測も下し得る。熊廷弼が遼東勸界の疏の一節に、下の意味の記事がある。嘉靖十六年以前に於て、鴨綠江の西湯站の東北、九連城の南北なる順江一帶には、遼東人と朝鮮人と雜住交通しつゝあつたが、後朝鮮の要求で、明人のそれらの地に住種するを禁止し朝鮮の民にも鴨綠江を越ゆることを許さないこととした。然どもそれは畢竟空文で、後には皆な我が明人の占住に歸したのである。かの鎮江城の九連城址に建設されたことは、右の結果たるに外ならぬのであると。吾人は、此等の事實に基いて、明人の東邊拓地の要求の久しき時代から懷抱されたといふことも推測し得らるゝのである。萬曆元年(一五七三)遼東の參將李成梁は、巡撫張學顏と謀つて、遂に、此計畫を實行するに至つた。明史でいふところの、寬奠六堡の徙築は、之をいふのである。

東邊第二の展拓 寬奠(寬甸)の六堡とは、寬奠、長奠、永奠、大奠、新奠及び張其哈刺奠子の各奠に創建せられんとする六城堡をいふのである。奠(甸)といふ意義は、明白でないが、一般には平地といふことに解せられるので、今の寬甸の地方には、六個の平地があつたのを、明人は、早くより開墾しつゝあつたものと解せられる。張學顏のいふところによると、鳳凰城の東方山地に、明の前哨であつた險山堡の管轄區域は、餘りに曠莫に過ぐるのみならず、建州女直の一部は、寬甸地方を根據地として、邊牆を侵すので、到底禦ぎ切れるもので無い、これは、寧ろ邊牆を前展して、敵の根據地を占領し、建州女直を寬奠の外に驅逐するの手段を採用するの勝れるに若かざるものであらう、かやうな決意の下に於て、彼れは、李成梁と協力し、六堡をそれぞれ創建した。吾人は、張李二人者の經營が、ともかくも、奏効して、その地に多數の明人を吸收して、蔚然たる一都會を形成したことを認めねばならぬのである。明の記録には、萬曆三十年前後に於て、總戶數六萬にも上つたといつてある。若し果して

これが實際であるとすれば、建州女直は、少からざる壓迫を受けたことを解
 釋されざるを得ぬのであつた。女真人からいふと、寬奠の喪失は、鴨綠江の
 下流に進出し、乃至は朝鮮を脅かすの要路を杜塞されたことになる。明人
 の當時の記録にいふと、李成梁は、寬奠占領の勢に驅られ、遂に兵を今の懷仁
 附近にまで進めたことがあるやに思はれるが、若しこれが信ぜられるなら
 ば、女真人は、兵力財賦の根本地を衝かれたことになる。寬奠六堡は、果して
 明人に支持されるであらうか、これは、限りなき興味を、吾人に興ふるものと
 いふべきである。

寬奠六堡の撤退 寬奠六堡の繁榮は、萬曆三十三年（一六〇五）まで持ち續
 いた。勿論、右は、鐵嶺なる李氏の子弟なり、家丁なりが、強かつたから、支持し
 たのであるが、彼等は、漸次驕奢と游惰とに流れ、將軍李成梁すら、暮氣用ふべ
 からざるに至り、餘すところは、執袴の子弟と怯懦なる兵卒のみとなつた。遼
 東の兵力は、爲めに激變せざるを得ない。反對に、建州女直では、前に李成梁

や張學顔に驅逐せられたところの君長は、勢力を失つたが、今の興京老城が
 ら、近古の英雄漢清の太祖、奴兒哈赤が躍出したので、渾河の上流から、修家江
 の流域は、第一着手に併呑され、その前線は、早く寬奠の邊牆に接觸すること
 となつたのであつた。女真人と明人との衝突は、果然激烈を加へて來たの
 である。これは、獨り寬奠方面と限らないで、清河城の東北でも、絶えず衝突
 が行はれる。李成梁は、この形勢を見て、ひどく苦心したらしいが、彼等は、第
 一に寬甸六堡、實際は五堡の戸口六萬が、ともすれば、敵に鹵獲されんことを
 憂慮した形跡が、觀取されたのであつた。そこで、彼等は、寬奠は、敵地に孤懸
 して守り難いといふ理由の下に、巡撫張楫と獻議して、六堡の戸口を、饒陽以
 西に復歸せしめた。傳ふところでは、居民には、土地に戀々して、朝命を用ひ
 ざるものもあつたが、それらは、兵力を以て驅迫して、死者狼藉たるを致した。
 然ども、成梁は、反りて、逃人を招復したといふ、とんでもない褒賞に與り、大に
 面目を施したとある。明國の東邊は、これでもつて、再び成化三年役の舊位

置に立ち戻つたことになつた。尤も鴨綠江の下流、九連城の附近のみは明を
終るまで、遼東拓殖の要地として支持されたのである。

邊牆の構造及び價值 吾人は、以上明人の遼東拓殖について、その外形の
大體を述べたのであるが、西邊に於て遼河の水險に依頼したことは、成功と
いふを得なかつたらしい。何とならば遼東は十一月に入ると河水が凍結す
るので、水險は、一向に働をなさぬので、敵の騎兵は、自在に河水を踏み來襲
する。夏になつては、河水が汎濫する、そしてその都度に土牆を崩壊した。
明の政治家中には、それを患として、磚牆を造らんとしたが、經濟が許さな
つたので、多くは果すこと得ずに終つたらしい。清代になつて、楊賓といふ
人は、其著柳邊紀略の一節に、明の時、遼東では、敵臺一千三百三十三坐、路臺二
百二十八坐を設けた、創建の當時、地勢を見計らひ、五明里毎に一臺もしくは、
二三里毎に一臺を作つたのである。路臺の制は、高さ三丈五尺、磚で築かれた
圓體の建造物にて、上に樓屋を設け、周圍に堞口といふ銃眼を施した。每一

臺に兵卒五名を配置して、専ら旅行者の敵から襲撃せられたのを收容する
こととしたとあるが、この記事の信すべきは、いふをまたず、吾人は、明人の邊
防がいかに粗略であつたかを想像せざるを得ぬのである。何とならば、彼等
は、既に邊牆の經營に鉅大の費を投じつゝあるに關らず、尙ほ旅行者保護の
ためにとて、その通路上に、此種の設備を要求したのであつたではないか、嘉
靖四十年代に、李輔といふ政治家の遼東經營に、大修繕を施した以前、或るも
の、語るところでは、開原城の如き、全く外敵の中に孤懸したといつて居る。
遼東拓殖の成績 明代に於ける遼東都司の戶口全數の、何程であつたか
は、精確を知るに由ないが、嘉靖四十四年に於て、三十八萬人内外であつた
ことが信ぜられる。若し之を西紀前の戶口二十七萬に比較すれば、僅かに
十萬餘の増加を認むるに過ぎないので、之を一九〇八年の奉天省人口一千
零十五萬に比較すれば、三十分一にしか相當せぬのである。屯田軍に供給
された土地で、租税の徴せられた耕地は、同じく嘉靖年代で、三百六十八萬畝

から三百四十二萬畝に出入することは、別表でも伺ひ知るを得るのである。若し果してその全耕地の利用されたことを確め得るならば、それは異常の好成绩を収めたものといふことを得るのであるが、吾人をしていはしむれば、別表多の耕地は、可耕地であつて既墾地ではない、従ひて、その租税でも實際と徴額とは甚しい差違の生じつゝあつたことを怪まざるを得ぬのである。

明代遼東耕地面積 (一般民地上卷)	
地方區劃	耕地面積 (全遼志)
定遼中衛	一一五、九〇三
定遼左衛	九三、七五六
定遼右衛	七七、八九七
定遼前衛	八九、三六〇
同	上 (遼東志)
	一一五、九〇三
	九三、七五六
	七七、八九七
	八九、三六〇

定遼後衛	一一三、九四七	一一三、九四七
東寧衛	七六、三三八	七六、三三八
海州衛	二四二、九八三	二三八、六八四
蓋州衛	二八三、二三〇	二九八、一二九
復州衛	三二、〇三四	一〇四、四七五
金州衛	五九九、六七〇	六七四、二〇四
廣寧衛	七一、六四一	七四、六三五
廣寧中衛	一二七、七八二	一一、八九九
廣寧左衛	一六〇、二一一	一四五、三九四
廣寧右衛	一四三、〇六九	一三八、九六八
義州衛	六六、〇五四	六六、一五四
廣寧後屯衛	三二、二八五	三二、三八五
廣寧中屯衛	一一九、三四〇	一一九、三四〇

廣寧左屯衛	一九五、一九二	一九五、一九二
廣寧右屯衛	八六、二六四	八二、二七九
廣寧前屯衛	六七、〇四八	六二、二七九
寧遠衛	一〇一、〇一〇	一〇二、〇二〇
瀋陽中衛	一一〇、九四四	一三〇、九四四
鐵嶺衛	三六、六九三	三六、六九三
三萬衛	三四、八八四	三四、八八四
遼海衛	二七、四四〇	二七、四四〇
永寧監	三七、六一七	三六、二一七
計	三、六八一、二〇三	三、四二九、二六〇

遼東志は最後の記念物

吾人の本書(遼東志)に對して更に新たななる感想を禁ずる能はざるは、西南より起りたる支那の國家の遼河の流域を保持するや極めて至難なりしこと是なり。支那の史乘の教ふる所にては、遼東を收めて郡縣を置きしもの漢と明との兩朝あるに過ぎず、漢の遼東郡は必しも明の都司と其疆域を一にせざれども、其西邊の遼西及び海道によりて、纔に本土と相連接せるの外、他の三面の擧げて外種族に毘連したるは、大體に於て相似ずと謂ふべからず、惟た明の遼東を維持せるの久しき、遂に炎漢に度越せるを見るは何ぞや。抑も又吾人に一感あり、明の國家の嘉靖隆慶の際に當り、武功文治、共に見るべきありしは、獨り東南沿海の地に止まらずして、北地邊郡の政績、又大に整ひたるが、萬曆の朝に入りて、其三大戰事の一として知られたる本邦との讐は、先づ遼東の隣地に啓かれ、後二十年にして又交戦は建州の女直に向て開かれたり。女直は、萬に滿たず、萬に滿つれば敵すべからずとの語は、當年の讖をなしたといは、豈に其地嘉靖以來の集積の早くも文祿壬ね、遂に宗社を屋するの禍を醸し、は、豈に其地嘉靖以來の集積の早くも文祿壬辰の際に於て、空虚を告げしに由るに非るか。此等の諸點より觀取すれば、遼東志は實に近古に於て、漢人の遼東滿洲に努力たしる最後の記念物といふも不可なきが如し。(解題遼東志の一節)

第二十四程、自兔兒湖六十里、至梁漁務、離兔兒湖、東行、即地勢卑下、盡皆蘆葦、沮洳積水、是日、凡三十八次渡水、多被溺、名曰遼河、瀕河南北千余里、東西二百里、北遼河居其中、其地如此、隋唐征高麗、路皆由此、秋夏多蚊虻、不分晝夜、無牛馬能至、行以衣被包裹胸腹、人皆重裳而披衣、坐則蒿草薰煙稍能免、務基依水際、居民數十家、環繞彌望、皆荷花、水多魚、徘徊久之、頗起懷鄉之思……許亢宗行程錄

第五章 女眞貿易の經過

一 明人の國際貿易觀念

捉はれたる明人の體面論 明人は、女眞人に「朝貢を要求した。朝貢といふ名は、支那では、言ひ古るしたこと、使ひ古るしたことではあるが、一七九三年乾隆五八年英國チヨード二世から清國へ派遣された大使マカートニイの坐乗支那船に、英夷朝貢の大旗の翻へされたことを想へば、現代語として、如何にその生命の恒久なるかを思はしむるのである。支那人は、その個人が遠物を玩賞する如く、その創建した朝廷の、四海萬國から奇珍の貨物を受取り、取らむことを要求する。支那人の天下思想は、歴史的因襲に捉はれた產物ではあるが、唐が亡びて以來、曾つて無い版圖と成績を收め得た明人に、天下思想の發生は、必然であらねばならぬので、太祖なり、成祖なりが、外種族に對

して比較的緩和の手段を採つた色彩は、漸次襍せ果て、支那人は専ら自己の先天の慾望を満足すべく要求することゝなつた。支那といふ地面が容易に天下思想に捉はれるといふ傾向にあることは、又た吾人の知らざるべからざることで、崑崙から發源した黄河と揚子江とが、その吐き口を異にするに關らず、支那の本部に入つてからは、その中間に於て何等双方の豁谷を隔絶すべき自然を見ないところから、多くの場合、國家は南北の分裂を許さざる事情の下に成り立つのである。彼等は、その古代の思想に於いて宣言された如く、支那は中華で、我等の周圍に在る種族は、野人であると思考して聊かも疑念を挾まなかつた。彼等は、自己の文明の根基の淵源について、確信を懷きつゝ、四裔の種族は、我等の産物の影響を受けて發達したに過ぎないのであると觀念し、外國の文化の發達を容認せざる傾向を今に持續するが明代では著るしく、それらの偏向が認められたのであつた。我等は支那人のこれら偏向に満足することを以て陋とするものではないが、明人のい

かなる代價を拂つても、その體面を立てさうとした傾向に對しては、寧ろ滑稽を禁ずる能はざらしむるものがある。朝貢といふことは種々なる意味に解せらるゝにせよ、當代の支那人性格を最も能く表顯した字面の一を以て視らるゝであらう。

朝貢は貿易の代稱 明代の支那人は今やどこまでも中國本位である、いづれの場合でも、自國人と外人と、平等の位置に在ることを欲しない。通商といふことは、本來有無相通ずるといふ意義に於て正しく解せられたが、彼等は、此文字を使用する代りに朝貢なる文字を強要し、若しも此字句の使用を肯せざる場合には、何國の人たるにせよ、一概に交通を拒絶する。彼等の思想は、清代の乾隆帝がマカートニイに附與して、英國王に寄せた勅諭に選ぶところがないのであつた、勅諭の第二書には、下の如き文字がある。

爾國王、遠く聲教を慕ひ、嚮化維れ股んなり、使を遣はして恭しく表貢を齎らし、海に航じて祝益す、朕、爾の國、恭順の誠を見、大臣に使臣等を帶領して瞻觀せしめ、

之に筵宴を賜ひ、賚予駢蕃す、業已に勅諭を頒給し、爾國王に文綺珍玩を賜ひ、用ひて懷柔を示せり。朕、爾の使臣、爾の國の貿易の事を以て稟請し、大臣等が轉奏せるに據るに、皆な定制を更張するに係り、准行に便ならず。向來西洋各國及び爾の國の夷商の天朝に赴きて貿易する、悉く澳門に於て互市す、歷久相沿、既に一日非ず。天朝は、物産豐盈あらざるところなく、原と外夷の貨物に籍つて以て有無を通せず、特に天朝所産の茶葉、瓷器、絲斤は、西洋各國及び爾の國必需の物たるに因り、是を以て加恩體卹し、澳門に在りて洋行を開設し、日用資あるを得、並びに餘潤に活かしむ。今、爾の國使臣、定例の外に於て、多く陳乞す、大に天朝遠人を加惠し、四夷を撫育するの道に乖けり、且つ天朝の萬國を統馭する一視同仁、即ち廣東に在りて貿易するもの、亦僅に爾英吉利一國ならず、若し俱に紛紛として尤めに效ひ、難行の事を以て、妄りに干瀆を行はば、豈に能く所請に曲徇せんや。(下略)

右の宣言は英國人の通商をば、廣東一港に局限せんとしたる清代の文字ではあるが、明人の對外思想をば、遺憾なく承繼したものと云ふことが出来る、乃ち乾隆帝といふ滿人の皇帝は、征服した漢人の思想に捉はれて、心にもない誇大の言辭をば、臆面なく玩弄したものと云はざるを得ないのである。

それは、ともあれ勅諭に宣じたる如く、中國なるものは、物産豐盈で、外國産に資るといふ不體面のことは無いから、我れより進みて、有無を通ずるといふ必要は無い、若しありとすれば、それは茶なり瓷器なり絲斤なりが、外國人等の國に於て、それぞれ必需であるから、恩惠的に供給するので、營利といふ考は寸毫も無いといふのが支那側の言ひ分であるので、支那の如き土地の盛運を告ぐる時代に於ては、その漢たると唐たるとを問はず、這般驕慢の觀念に驅らるるの、聊も怪むに足らぬことである。

外人の獲得せる利益鉅大 「朝貢」は宗主國がその附庸に對して強要する納租の形式である、そして、それには一定の儀禮が伴隨するが、明代に支那へ交通した外人は、何人も、それを拒むことを肯んぜなかつた、歐洲の先進國たる葡萄牙や、西班牙に於て既に然り、況んや、亞細亞の附庸に於てをやである。然らば外人は、何が故に這般の屈辱を忍びつゝ、あつたかといふに、これは、通商そのものが著るしい利益を獲得するからで、これらの事情の下に、朝貢は、

繼續された。平たぐいへば支那なる素封家は、その財東顔を敢てする代價として、それ相應の酒錢を拂ひ、外人は亦たその酒錢を受け取ることによつて、辛抱をつけて來たものであると解釋されぬでもないのである。之を我が日本の例でいふと、足利氏の通明は、日本人が、今に之を語ることをすら陋とする、應永八年といへば、明の建文三年に當るが、將軍義滿は、始めて使臣を南京に送り、同十年に再び使臣を出し、やがて永樂帝から、懇篤な褒詞と賜物を受け、九州の阿蘇山は、壽安鎮國とまで賜名せられた。支那人が外國の山川を封ずるといふ思想は、古代からある、厭勝の習慣でもあるが、渤海の山ですら長寧鎮國と賜名せられたほどあるから、何にも格段の待遇を認むることを得ないのであつたが、足利氏は、爾來多くの屈辱を忍び、苦しい手段を採用しても、明國との通貢より得る利益を放棄することを得なかつたのである。日本の記録の示すところでは、永享寶徳一四二九一五一〇の際に於て、日本刀一振が内地でもつて、僅かに八百文乃至一千文にしか値ひせぬのが、明

國の政府では、一萬文乃至は五千文に買ひ上げてくれたといふ事實がある、といふから、十倍以上乃至は五倍の價値を占めたといつてよろしいほどであつた。較々後のことではあるが、滿洲人の人參貿易にもこれと同様の事例がある。

通商互市は國家の安全辨 右の如く、外人の支那への貿易は、至竟有利であつたといふこと、併ひに支那人の國家は、因襲的の體面論に捉はれて、相應の代價をそれに仕拂つたといふことの外に、今一とつ重要な事實がある。それは支那の國家は、上古からして、絶えず北方外人の剝害を受けつゝあつたので、それらの剝害を免るゝ方策の一として、貿易を容認した。周や秦の代のことには、記録の徵すべきよしもないが、漢代では、匈奴と支那人との間に互市が行はれて、その互市の圓滿に行はれてある間は、平和が續けられる。漢代の記録によると、匈奴との互市は、前漢の景帝以後に行はれ、その行はるゝにつれて、漢の財物工藝品が匈奴に流行する、匈奴は、今の蒙古種であると

のことであるが、その射獵放牧の生活をつゞけて居つたのも、今日と大差なかつことであらう。支那の國家それ自らに、匈奴の生産品を利用する考慮のあつたがどうかは、知るに由ないが、支那人は、その工藝の材料として毛皮または毛類を要求し、農耕や食用品の上からは、その豊富なる馬や牛や羊やを需要したこの事實は、今の山西あたりの聶翁壺といふ商人が、匈奴と密貿易をやつて居つたことでも知るを得るであらう。ともあれ、匈奴の人々は漢の繪絮や食物を嗜む。財物は、掠奪に由つて獲られる場合もあるが、和親に由る貿易の利益あるに及ばぬといふことは、自ら知悉され、そこでもつて匈奴自らも、殊さらに和親を破るを肯んせぬといふことになるので、互市なるものは、國家の存在上、一種の安全瓣であると會得されたことが分かる。互市は、かくして國都に於ても、又た邊境に於ても、それ／＼設けられた。前者は乃ち支那歴代の會同館や四夷館で行はるゝ貢市、後者は國境で行はれた五代の回圖務、宋代の權場、明代でいふところの茶馬市のそれと一致すべき

きものである。

二 朝貢及び貢市

聖書の贈與は女眞の分離 永樂帝が女眞人を懐柔する政策として、衛印勅道(聖書)をば、彼等の君長と指さるものゝに贈與して、相互箝制の方法を取り、彼等の結合を妨げたことは、前にも言ひ及びたが、この政策は、恰も清代で康熙帝や乾隆帝の、全蒙古を内外十八盟に分ち、さらに百六十五旗に分ちた政策と略ぼその軌を一にするものといはねばならぬのであつた。政策の功果は、帝の代に於て認むることを得るが、それは、一には帝それ自らの偉大なる性格と、發展した國力とに伴ふものであるので、之を近代語でいふと、雄強なる兵力あつて、初めてそこに巧妙なる外交の行はれたものと觀測することが出来る。帝は、又た女眞内部の結合を妨ぐる、例へば海西女直は、建州女直に、建州女直は、さらに野人女直に、それ／＼相互に箝制をなさしめたば

かりでなく、滿洲に隣接した東蒙古の兀良哈は、女直人の力を以て箝制するといふ方法を採用したことは、明代の政治家の恒言するところでも想像される。そしてこれ又た相應の効果を収めたこと、思惟せらるゝが、此の政策は正統帝の代になつてから著るしい變遷を來すことゝなつた。

聖書より生ずる朝貢の形式 聖書は、何が故に女真双互の箝制を贏ち得たかといふことは、さらに吾人の究明を要するものである。聖書なるものは、今日でいへばその自身の官職爵勳を記した辭令書にすぎないのであるが、彼等女真人は、明廷から都督なり、同知なり、指揮なり、百戸なりに任命せられた高下厚薄に由つて朝貢に於けるその待遇を殊にするのであつた。(第三百八頁參照)朝貢そのものが外夷(女真人等)にとりて唯一の利權であることは、いふまでもない。大明一統志といふ明の地志によると、東北夷といふ題下に、下の記事がある。

女直は古の肅慎の地、混同江の東、開原城の北、東海に濱し、西、兀良哈に接し、南、朝

鮮に鄰る、金の餘孽たり、永樂元年、野人頭目來朝し、其後、邊を悉くして歸附す、九年、始めて奴兒干都司、建州、垂者等の衛及び千百戸所を設け、その會長を以て都督、都指揮、千百戸、鎮撫となし、勅印を賜へ、又た馬市を開原城に置きて、貿易を通ぜしむ、蓋女直三種の海西等の處に屬するもの、海西女直たり、建州、毛憐等の處に屬するもの、建州女直たり、各衛所の外に、又た地面あり、站あり、寨あり、建州、賜勅、一に三衛の制のごとし、その極東を野人女直となす、野人女直は、中國を去ること遠た甚し、朝貢常ならず、海西、建州は、歲に一たび人を遣はして朝貢せしむ。

貢物

- 馬 貂鼠皮 舍列孫皮
- 海青 兔腦 黃鷹 阿膠
- 殊角 即海象牙

右の記事で、建州や海西の女真人が、都督などに任命されて、馬や貂の皮や、鷹を齎らして朝貢したことは明白であるが、一歳に一回と限られた朝貢に於て、何様の制限のあつたかといふことは、明白でない。尙ほ詳かにいふと、「朝貢」といふ儀禮は、禮部で取り扱はれるから、待遇に關する給與は當該部の

所管であるが、都督とか指揮とかいふことは、名義上兵事に關するといふので、その任命や何ぞといふものは、兵部で擔任して居つた。禮部所定の形式によれば、次の如き法規もある。

貢使の員數貢道及び時期の指定 朝貢は獨り女真人に要求せられたものでないから、その國の遠近や強弱や種々の關係に由つてその形式の上、種々の規程が下される。清代の例でいふと、外國の朝貢は禮部の主客清吏司で取り扱ふので、朝鮮は毎年一回つゝ使節を送り、琉球は二年に一回、安南は六年に一回、老撾は十年に一回、暹羅は三年に一回、蘇祿は五年に一回の定めであつて、歐洲人は一六五五年順治一二年の勅裁によつて、八年に一回といふこと、そしてその使者は、大使一もしくは公使二、公使隨員一、秘書一、隨行者一百を越えざること、但しそれらも二十名を限りて北京に入るを許すといふ限定であつたが、それらの限定は、明廷でも同じい仕振りであつて、女真人には、毎年一回の朝貢每一貢每衛一百人を限る、そして都督の來朝には、隨行

十五人を許すといふ規定であるといへば、之を瓦刺の總數五十人に限られたことに比較して、格外の待遇であつたといはねばならぬ。以上の外、女真人は、開原城を経由すべきこと、尙ほ兀良哈が喜峯口に由らざるを得ずと限定した如く、自餘の通路は悉く拒絶せんことを主張した。これは海上に於て清初の歐洲人が、廣東なる虎門を経由せざるを得ざりしと同一で、歐洲人には船隻の數の各國三艘と限られた外に、時期の定めはなかつたが、女真人は然らず、彼等は十月に開原の關門を通過すべく、十二月に抵りて停止する、若しもこの場合持參せる璽書に偽りがあり、又は期日に後れたものは、事情明白なるものゝ外、一切を受け付けぬといふ法規もあつた。

貢使及び隨員の伴送 入貢者には上下程常例といふ法規があつた。それは、獨り女真人に限らず、入貢者が第一關門をば滞りなく通過すれば、そこに彼等は、明廷から獲たところの璽書辭令書に相應の待遇を、明の地方官から享受することになるので、上程即ち進貢の場合と下程乃ち歸國の場合と

に於ける接待の法規が公示されてある。大明會典に、一三九三年代の常例といふものがあるが、それによると、彼等は、一人五日毎に、二斤八兩の猪豚肉一斤四兩の乾魚、一瓶の酒、二斤の麪、二兩の鹽醬油、一兩の茶と油、二錢五分の花椒、每房五本の蠟を給與せらるゝこととなり、それが後代になつても、大體の標準をなしたものだと思はれる。彼等は、公設の傳馬と旅館とを利用するを得たるのみならず、その來往には、特別の伴送官が彼等を保護するといふ始末、彼等に取りては、此上もない厚遇を享けつゝあつたものといはざるを得ない、そしてそれらの法規の實際に行はれたといふとは、我が足利時代の策彦や允澎の「入唐記」や「驛程錄」によつて明白に立證するを得る。かくして貢使は、既にその指定の通路を経て、益々國都なる北京に入り込むことゝなつた。貢使伴送の費も所謂體面税の一であるといは、いへ、それら貢道に當る地方の年々に要するところの出費の浩繁なると思へば、明代の支那人に、苦情の百出してあつたのも、實は無理からぬ仕義であるので、これ

はた永久に行はるゝか、どうかは、支那そのものゝ内政に關連すといはざるを得ぬのである。

會同館及び南北二館の安頓

彼等貢使は、既に京中の人となつた。明では、一面には、その體面を誇らんがため、又た一面には、人民と接觸するを警戒する手段として、會同館四夷館と呼ばれたる官設の宿舎に彼等を收容するのである。大明會典には、右に關して下の如き規程がある。

凡そ各王府の公差人及び遼東なる建州毛憐海西等の衛の女直、朵顏、三衛の達子、土魯番、撒馬兒罕、哈密、赤斤、罕東等の衛の回回、西番、法王、洮岷等の處、雲貴、四川、湖廣の土官番人等は、俱に北館に安頓せしめ、迤北の瓦剌、朝鮮、日本、安南等の國、進貢の陪臣人等は、俱に南館に安頓せしめよ。

これに由つて、吾人は、會同館に南北の二館があつたことを知るのである。同じい規定に、凡そ諸番國及び四夷土官の使臣人等の進貢は、會同館に到りて、共に常例ありとあるから、滞在中の費用の明國で負擔しつゝあつたこと

が知れる、そして會典には、戸部から會同館に支出する糧石や馬糧の規程も認められてある。該館内には、大通事あり通事あり館内に雇用する、漢人は官から給せられた火印の木牌を懸けて、その出入を嚴にした大體からいふと、朝鮮琉球の二國人のみは、その束縛が較々寛かであつたといはれてゐる。

朝見及び緞絹の賞賜 朝見即ち明の天子への謁見は、一片の儀式たるに止まるとはいへ、彼等女真人にとりては、少からざる利害を有するものといはざるを得ないのであつた、會典での規定による、に彼等の進貢が禮部の検査を滞りなく通過すれば、官衙相應の規程に基いて緞絹などの賞賜がある、大明會典によれば、都督は毎一人に、綵段四表裏と折鈔絹二疋、都指揮は毎一人に、綵段二表裏絹四疋、折鈔絹一疋、各織金紵絲衣一套、指揮は毎一人に、綵段一表裏絹四疋、折鈔絹一疋、素紵絲衣一套、靴襪各一双、千百戸や鎮撫や舍人頭目は、毎一人に折衣絲段一表裏絹四疋、折鈔絹一疋、奏事の使者として來たも

のには、毎一人に紵絲衣二件、綵段一表裏、折鈔絹一疋、靴襪各一双とある、これは大方嘉靖年代までの規定であつたことであらうが、右の折鈔絹とあるのは、本來絹を賜給する筈のところをば鈔紙幣に換算して給與する、折衣綵段とあるのは、本來綵段を賜給する筈のところをば衣服に代へてやるといふやうな方法を併用したので、後世になつてからは、右の綵段や絹疋をば銀塊に換算して賜給したこともあつた。女真人の君長には、特別の賞賜を必要とすることもあつた、それは、明廷に對する報効といふやうな廉を理由として、金帶大帽を給與したことや、蟒衣といつて、蟒の紋様を織り出した段子を授けたこともあるが、それらは、蓋し賞賜の極點であつたのであらう、女真人には、私かに民間から自己の官爵に不相當な衣服を購ふて着用したものもあつたが、それらは治罪された。

官貿易及び私貿易の開催 右の朝見と同時に、明國の當局者は、賞賜の名の下に、女真人等との間に一種の官貿易を行へつゝあつたことは、吾人の特

に注意せざるべからざるところである。「賞賜」といふことは本来からいへばある功勞に對する報酬をいふのであるが、こゝで使用された「賞賜」なる字面は、明廷が外人の携來した貨物をば、法定の價格でもつて買上げることを意味するに外ならぬのであつた。大明會典に番使人伴の附搭せる買賣物貨は、官より價鈔を給して收買すとのあるのでも知らるゝ如く、これらは純然たる官貿易と視做さるゝのであるが、體面論に捉はれた明廷には、依然貿易をば「賞賜」といふのである。同會典には、一般法規として凡そ番國進貢の内國王王妃及び使臣等附至の物貨は、十分を以て率となし、五分は抽分して官に入れ、五分は給與し、その價値を還へすには必ず錢と鈔とを相兼ねるものとす、國王王妃は錢六分鈔紙幣四分、使臣人等は錢四分鈔六分、又た物にて折還換算することあり云々。

の制定もあるが、實際に行はれた經過、日本朝鮮の例でいふと、明國政府は貢使の齎らした貨物は、その全部に對して買ひ上げを行つたものといふこと

が出来から朝貢といふは、徒らに空名であることを想像せざるを得ぬのである。女真人から天子への貢物に對して會典は、馬一匹は綵段二表裏、折鈔絹一疋の回賜、貂鼠皮は四箇毎に生絹一疋の回賜云々といひ、後代には銀兩をやつたことも見ゆるが、それがどの邊まで確實であつたかは、知るに由ないのである。政府は貢物の中で需要さるべきもの又は民間に賣買さるゝことを好まぬといふやうなものを悉く買ひ上げる、かくして不用品いはゞ用に堪えぬといふやうな貨物は貢使の隨行者が齎らした貨物とゝもに嚴重な監視の下に於て會同館内で人民に貿易を許與するのであつた、一般にいふところの「貢市」とは之を指すのである。尤も、政府の買上げといふものは、その時代の内政の豐歉に伴ふのであつて、その價格でも、容量でも、會典に規定された如く、一定不變といふことを得ない、その次第は景泰二年を以て入貢した我が日本の使者が、政府の給價の前年と相違あるといふことに不平を訴へて、遂に政府をして聽從するに至らしめたのでも知るを得るの

であらう。

允澎入唐記の一節

日本國寶德三年(明景泰二)を以て足利氏から差遣された遣唐專使允澎の日記には、彼等が北京なる會同館に到着した以後の光景をば、明白に描寫してあるこれらの事實は、女直人にも適用すべきことであらう。

廿六日(享德元年九月)驛丞官、出車馬驛驢、日衆各乘之起京、晚入崇陽門、官人記人員姓名、引達于會同館。

廿七日 官命入鴻臚寺習禮亭、習朝參禮。

廿八日 朝參……

十月一日 朝參、奉天門見天子、朝儀如前、賜宴闕左門。

二日 朝參……

四日 馬船衆朝見天子于奉天門、賜宴如常。

五日 朝參、天子御奉天門、觀日本進貢馬二十疋、闕左門賜宴、知常、宴罷歸館、官給米麵粉酒酪菓子醬柴等。

七日 奏日本九號船一隻九月十四日到寧波府。

八日 四號六號七號八號等船衆……入京。

九日 中書舍人至、予呈一詩、舍人曰外域朝貢于大明者、凡五百餘國、唯日本人獨讀書云々。

十日 四六七八號船衆始朝參。

十一日 禮部檢日本勘合主客司、金屏風金字上添貼寫。

十二日 燕山初雪。

十三日 南蠻瓜哇國人百餘人在館、求通信於日本。

十四日 女直人來朝、皆服馬皮、似韃靼人。

十五日 朝參……

十六日 戊刻月食……

十七日 上命設茶飯於本館、以享百衆、內官一員、并禮部侍郎光伴倡優伎術事々、薦人。

十八日 朝參、致賜茶飯之謝、因觀見韃且人來朝、獻馬七十匹。

廿日 回回入來朝、獻馬二十四匹。

廿一日 入回々人館、見書字、々横行似梵字、而非。

廿八日 日本進貨匣入會同館、車七十五兩。

第五章 女眞貿易の經過

十一月一日 朝參...賜新曆。
 二日 上命入大隆福禪寺...
 三日 又命見大慈恩寺...
 四日 又有旨入大興隆禪寺...
 五日 主客司檢進貨物。
 八日 朝參奉天門獻日本貨物、鞋且回々諸蕃觀之。
 十一日 ...
 十二日 朝參、賜衣正副使金襴金環袈裟、綠藍羅衣襪子履、從僧紺羅銀環袈裟、柳綠藍羅衣襪子履。
 十三日 朝參致賜衣謝、各着官衣、又謁禮部院。
 十四日 冬至...
 十五日 朝參...
 十六日 鞋粗人八百人來朝、駝二十余匹從之。
 十九日 上憐日本人伴等賜冬衣裳。
 十二月一日 朝參奉天門朝禮賜宴。
 二日 朝參、每朝參必賜宴。
 六日 朝參、飲賜正副使段子羅沙四端、絹子六端、銅子一萬、從僧段子一端、絹子二端。

銅子五千。

大明景泰五年甲戌春正月一日、五更朝參、皇帝御奉天殿、千官排班...射拜與四拜、平身班首行禮祝壽、禮畢就班拜與四拜三拜、尋拜與四拜就跪、三呼萬歲々々々、并三呼萬々歲、拜與四拜平身禮畢、自鳳皇池出左掖門、入于闕左門、賜光祿宴、日本、賴麻呂、高麗、鞋且、回々、達々、女眞、雲南、四川、琉球等諸蕃皆預焉。
 六日 禮部給日本蕃貨價值。
 二月一日 朝參奉天門、正使捧表、請益方物、給價。
 四日 禮部召道通事問日本人所求、日給價若不依宣德八年例、再不歸本國云々。
 六日 禮部日方物給價、其可照依宣德十年例。
 七日 綱司謁禮部、日十年例、還本國、誅戮、只願憐察。
 八日 禮部院集侍郎々中員外郎儀定給價。

三馬市

馬市とは何ぞや 馬市とは、その名義からすると、馬の賣買を取引する市場といふことに受取られるが、その實際は、南人即ち漢人と北人との間に設

けられた互市場をいふのである。勿論馬匹そのものは、この互市場に取引される貨物の大宗ではあるが、必しもそれは全體といふことを得ないのである。然らば馬市は何に因て起つたかといふに、明の太祖の時軍國に馬匹を急とするが支那本部には大なる供給地を見出さないところから、とり敢えずそれを塞外に仰ぐこととなり、それらの取引が國境上に行はれた。太祖が没して成祖永樂の時になつて、前代に行はれた習慣やら、政策やらが基礎をなして、再び馬匹の取引を開始したのである。但たこゝに吾人の注意をさるべきことは、太祖の時には、その時の需要といふことを機會として、その都度馬匹を購買させた、洪武二十年に高家奴といふ特使を高麗に發遣して、その國の馬匹を徴したことがあるといふが、これらのことが風評をなしたことに、思はれ、四五年の後には、今の東蒙古なる兀良哈から朝貢品として馬匹を進献したのであつた。外人の馬の進物は、これらの時代から殆ど定りの儀禮とはなつたのである。

永樂帝馬市を立つ

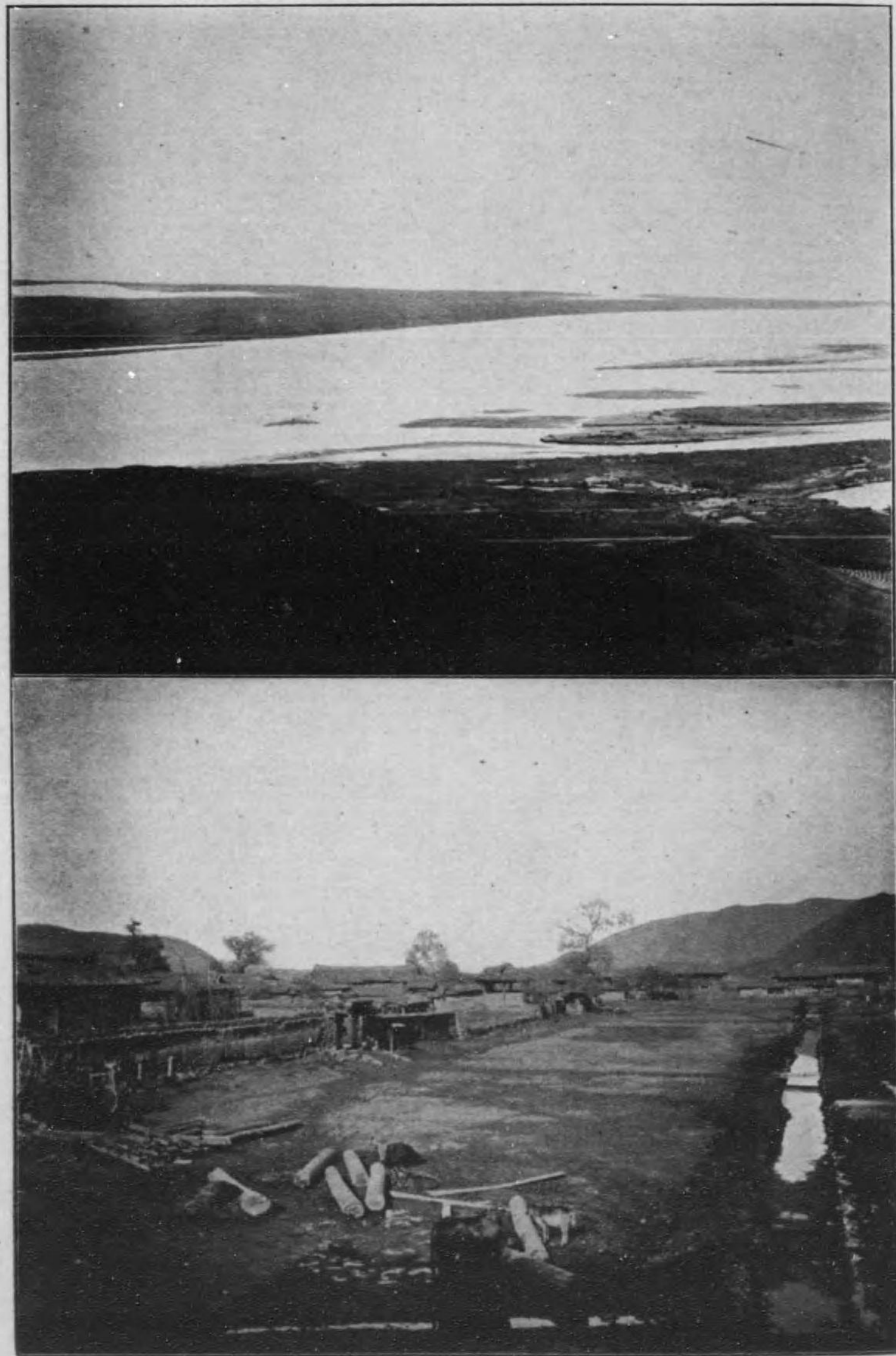
右の如く太祖の代には、その時々々の需要を主として馬匹を外人から購入したのであつたが、成祖の永樂三年に至りて、特定の馬市といふものが遼東に創建せられた。そして、記録に由るに、その位置は、開原に二箇所、廣寧に一箇所といふことである。同九年もしくはその前に、今の熱河の地に開平馬市の設けられたことも傳へられるが、それは暫らくで、廢せられたらしい。馬市そのものが馬匹を購入するといふ必要に促されたことは、成祖の代でも、前代と大差はない。或は以前よりも多く需要したと想像されるので、あれば、そこに特定の必要が起つたといはれぬでもないけれども、馬市の總數が、かりに開平を加算して四個であるといふのに、その三個までが遼東に設けられ、同一の開原に二個まで置かれたといふのは、その間に何等かの事情の伏在しつゝ、あつたことを思議せざるを得ないのである。全邊略記の著者孔方焯は、宣德帝の言ひ分であるとして、下の一節を吾人に提示した曰く、

宣德六年十一月總兵官巫凱、廣寧の馬市に市ふところの福餘衛、韃官が馬牛の數を上りぬ、上侍臣に謂ひけるに、朝廷は馬牛なくして之れと市をなすにあらざる、蓋しその服用の物皆な中國に頼るを以て、若し之を絶てば彼れ必ず怨みあらん、皇祖(成祖)のその互市を許せる、亦た懷遠の仁なり。と、宣德帝の言ひ分には、いふまでもなく、中華の體面論に驅られた驕慢も助けてはあるが、若しかりに、此言辭を基礎として論究すると、馬牛は必要でないが、兀良哈が恐ろしい、彼等の需要を絶つて怨を買ふことになるから、互市を行ふたのだ、これが永樂帝の本旨であつたといふことになるのである。

馬市は安全辨 吾人は、右の宣德帝の言ひ分をば、極めて道理ある説として採用せんと主張する。永樂帝が建文帝を倒して、帝位に即したこと、裏面に於ては、兀良哈の兵力を飽くまでも利用したといふ黒點が認められ、帝が、その武勳の赫々たるに似もやらず、渠等は、いつもながら、不遜なる態度に出でつゝあつたことは、これ又争ふべからざる事實であらねばならぬ。

である。明人の解釋に、帝は兀良哈に對する報償として、シラムレン以南大寧の封地を割與したのであるといふものもあるほどで、たとへば、その事は全然臆斷に出でたものとするにせよ、永樂以後の明廷に於いては、早く此の種族に對する態度に殊なつた優禮の加つたことは、容易に斷言するを得るのである。永樂帝は、兀良哈、緩和の一方便として、先づその來路たる廣寧と開原とに互市場を置いた。遼東には、三個の馬市であるが、その二個を割いて、兀良哈に與へたといふことも、此間の消息は認められるが、その即位の後三年にして、開設されたことを思へば、いかに急速の處置であつたかといふとも、想像されるのである。概していへば、馬市の數の多く創置されるれば、それだけ、外人の利權になる、反對に開市の位置を減じたり、その日限を短縮するといふやうなことは、著るしく外人の損害を來すのであつて、明人はいつもながら、その主權を自由にして、渠等を操縱せんことを努力した、馬市はこの點からいふと、海岸に設けられた市舶とその性質を一にするものといふ

豆 滿 江 海 口



滿 韓 國 境 市 場

べきで清代に開始された庫倫ウルフの買賣城や、クルヂヤのそれは、一層近接した意味を示すものであるであらう。

馬市と茶馬市 馬市の永樂帝によりて創置されたことは、右の次第の如くであるが、帝のこの計畫は、前代漢人が茶馬市を陝西甘肅や四川の境上に於て今の支那トルキスタンや西藏人を操縦したことに範を取つたものとも想像されざるを得ないのである。茶そのものが貿易品となつて該地方の人々を強烈に引きつけるやうに及びたことは、唐の貞元年間に回紇人が馬を驅つて來て茶を買ひ去つた時代に始まるであらうとは馬端臨のいふところであるが、若し此の説を然りとすれば、南北兩宋が租税の代りにまで茶を取り立て、之を西北邊境の貿易場に供給したことは、毫も怪むに足らぬのである。宋の制度では茶は山場といつて、一定の採茶園があり、それから造り出さるゝものは、政府の買上ぐるところとなり、或る地方を除くの外、一切民間の自由賣買を許さなかつたが、明代では、一層酷烈にいつたので、陝

西や、四川の茶園では、その茶の株の數までも仔細に計上され、十株毎に一株の割合を以て、徵納を命せられ、又た無主の茶園があれば、その地方の兵士に摘み採らせて、之を官庫に收むることとし、嘗ては、民間に一月以上の茶を蓄ふるを得ずとの法令を出したほどであつた。明の太祖の茶に關する言ひ分は、下の如くである。

古、帝王の世を馭する、必ず中外の辨を嚴にするは、蓋羌戎の俗、食にして厭くと無し、荷も之を制せざれば、必ず侵侮せられて、邊患をなさん。梁甘・烏思藏(西藏)長河西の諸番、昔より馬を以て中國に入りて茶に易ふは、所謂有無を懸遷する者なり。近者、私茶ありて境を出で、馬の互市するもの少し。こゝに於てか、番馬口に貴く、中國の茶、日に賤し、而して番人玩侮の心、漸く生ぜり。吾爾右軍、即ち秦(陝西)蜀(四川)二府の長史に檄し、私茶の境を出つるものを巡禁せよ。

右の外太祖は、私茶の禁について懇ろに注意を拂ひ、その都度地方官に警戒を促して居るのであるが、約するところ、帝の考では、番人即ち支那土耳其斯坦や、西藏人やを制するの法は、茶に對する供給を、政府の一手で掌握するに

在る彼等には、多くの良馬があれば、我れの潤澤な茶を以て、彼れの馬に易ふ
 る、これが一面には、彼等の死命を制するの道、又一面には、軍馬を收容するの
 最良手段である、彼等の侵略を免るゝには、茶の專買より勝るものはない、こ
 ういふ政策の下に於て、茶馬市を開設し、又た努力しつゝあつたので、永樂帝
 も、勿論前代の政策を襲踏した。吾人を以ていはしむれば、若しも元良哈や、
 女真人にして、彼等西番と同一に、茶を嗜愛するの度が強烈であつたならば、
 永樂帝は必ずや、茶馬市の制度を遼東に施行したことであらう。更めて、い
 ふが、茶馬市はたしかに、近古の支那人が、西北諸國との衝突を避くる方法と
 して採用した政策の、最も優良なりしことを語るものならざるを得ない、そ
 して、この政策の繼續すればするほど、塞外民族の間には、茶の嗜好が加はつ
 て來て、遂に彼等は支那を以て、生命の源泉の如く、思考することゝなつた。
 西藏の割合に早く、清國に併合されたことや、蒙古人の支那本部に侵略する
 の度の減じたことや、種々の原因の算へられるにせよ、茶に對する嗜愛の

その一大因をなしたことは、疑ふに由ないものである。

官市私市及び互市税の公布 朝貢に、官貿易と私貿易の兩者の行はれた
 如く、馬市にも官市と私市とが行はれた。その次第は、皇明實錄、宣德九年の
 條に「行在兵部奏、朝廷は廣寧、開原等の處に於て、馬市を立て、官を置いて之を
 主とす。以て外夷の交易を便にし、敢て侵擾するものなし。凡そ馬の市に到
 る、官之を買ひ、餘は諸人の市をなすに聽かず、近ろ聞く、小人或は酒、食、衣、服等
 の物を以て、中途に邀ひ、或は事務を詐張し、以て誘脅をなすと、甚しく遠人向
 化の心を沮む、請ふ禁約を掲榜せんと、之に従ふとあるので、外人の輸入貨物
 は、一と先づ馬市官なり、中央の特派官宦なりに、その主なものを買ひ上げ
 られて、その餘分を、一般民人の交易に一任すといふ形式にあつたことが認
 められるが、翁州史料には、正徳以後新たに開かれた大同馬市の成績の總督
 王崇古によりて報告せられたものが收められてあつて、それには明瞭に官
 市と私市との名稱がある、東夷考略といふ、明末の書物に、撫順馬市の故事だ

といつて、開市の次第を載せてあるが、それによるに、外人は當日を以て、馬市場に入ると、そこには、撫夷廳があり、外人は列坐して、馬市官たる備禦の出場を待つ。やがて馬市官は、外人の貨物を驗閲して、それを評價するといふ順序になるのであれば、形式に繁簡の差こそあれ、その組織が大體に於て中央なる國都で行はるゝところの朝貢や、會同館の私市と相違のなかつたことが、想像し得るのである。明廷では、官私貿易の法定價格及び互市の稅率を公示した。

馬市にて賣買さるゝ貨物 馬市で賣買された貨物は、大體に於いて、兩様に區別する。第一は工藝品―段子とか絹とかの被服材料や襖子といふ衣類農具としての鐮子、炊具としての鍋、これらはその品質の精粗に論なく、擧げて、南方漢人によりての提供さるゝところであつた。第二は天産物―馬牛、羊、驢等、牧畜で獲た畜類、貂皮、豹皮、鹿皮、水獺皮の如き野獸の毛皮、木耳、木枯人參といつたやうな山林で採拾し得た藥材、食料、これらは擧げて北人の提

供するところであつた。要するに、馬市は、南人がその豊富な工藝品を、北人に提供する、北人は、その潤澤な天産物を南人に供給するといふことに於て、和親の形をなしたものと解釋さるゝが、吾人は、北人ことに女真人が、その遠い前代に於て、多少の工藝品を出したに關らず、明代になつて、一向それらの製作の知らるゝに至らなかつたことに徴し、彼等の智能の退歩を疑はざるを得ないのである。互市稅は、馬市官によりて、南北ともに徴せられ、それは、撫賞なる名目に充當せらるゝといつてある。撫賞といふことは、女真人が、朝貢のために、遼東を來往する場合に於て、又は馬市にやつて來た場合などに、その勞を慰むるといふ名目で、酒食やその他の品を提供するをいふのであれば、體のよい接待費、又は口錢のやうにも受取られる、遼東志には、嘉靖年代の規定が、下の如く記載されてある。

海西(女真)朝貢(撫賞)

都督(每名)

牛一隻

大菓卓一張

都指揮(每名)

羊一隻

大菓卓一張

第五章 女真貿易の經過

海西(女直)買賣(供給)

- 都督(每名) 羊一隻 卓面三張(毎日) 酒三壺。
- 都指揮(每名) 羊一隻 卓面一張(毎日) 酒一壺。
- 部落(每四名) 猪肉一斤 酒一壺。
- 三衛(兀良哈) 買賣達子。
- 大頭兒(每名) 襪子一雙 鍋一口 靴襪一雙 青紅布三疋 米三斗 大菓面半張。

達子(每名)布一疋、米一斗、兀堵酥一雙、鍋一口、菓卓一張(每四名)

右の外、夷情傳報といつて、外人の情報を齎らした女真人には、白中布二疋、卓面二張、酒二壺を賞賜するといふ内規であつた、以上の費は、凡へて井市稅から仕拂はるゝ筈である。

外人束縛の禁令 馬市の開市は、大體三日と限られたが、開原は、毎月一市、廣寧は、毎月二市といふ規定であるといふから、女真人や、兀良哈にとりて、不足を訴ふることはなかつたのである。但た馬市は、互市場とはいふものゝ、中央政府では、全然政治上の意味で開設されたのであるからして、種々外人の束縛に關する禁令を下した。今、その一般をいふと、市場は城を距ること

二三里の距離に設定せられ、それにやつて來るには、自ら一定の關門を通過せざるを得ないのである。例へば、海西の女眞は、必ず開原の東北なる鎮北關を經由し、兀良哈は、必ず廣寧の東北なる鎮遠關を經由すべきものであつて、若し此關門を經由せないので、恣に市場に入らんとする場合には、拒絕される。關門では、又た彼等外人の身元調べが行はれる、例へば、彼等は、何衛の屬人であるとか、都督であるとか、同知であるとか、それらに關して、綿密な吟味が行はれ、ついでには、その輸入品に對しても、相當の査定が行はれた。朝貢の場合には、普通の場合とは、較々相違はあるが、朝貢品を嚴査して、若し合格せない時は、峻拒して、入れないといふ内規もあつたらしく思はれる。開市三日の後、直に邊門の外、百明里の地に退却するといふことは、又互市の法規で、中央政府は、毎々この厲行を要求したものであつたが、それが、どの程度まで、實際に行はれたかは、疑はざるを得ない、かくの如くにして、馬市は、たしかに外人との安全辦たる効果を相應に收むるを期待され、又た相應の働きをなしたこ

とに於て疑ふに由ないものである。さりながら馬市そのもの必要よりは、この市面に施された法令は、多くの場合外人よりも漢人によりて奉行されず、安全瓣は寧ろ衝突機關であるかのやうに思はれた。女真人の明國に對する忿等が主として馬市を繞りて生起したといふことは、これは明人の簡性の然らしめたものであると斷言するを得るのである。

明代遼東の馬市(一)

一 北虜と南倭

明の政治家が、國家の二大外患と稱し、は北虜及び南倭に外ならず。北虜とは、必ずしも韃靼のみを數へしに非ずして、東北の兀良哈をも併稱し、時としては、女眞をも韃靼の名の下に括せしことありき。ともあれ、北虜とは、長城以北沙漠を繞りて散住しけるをいひ、南倭とは、我が日本をいふ。倭は一に倭寇を以て稱せられしが、主にも、我南陲の海寇を數へしなり。北虜南倭、これ實に明人の實語たりき。吾人は今此等の事實を探究することに、兩者の間に著しき類似を認めずんばならず。試みに見よ。北虜は索頭、倭人は魁頭なるが、その漢人より見て、

被髮といふは同じ。北虜は、弓箭に長し、倭人は、刀槍に勝る。その武力に於て、明人を壓せしは同じ。もし言語風俗の仔細に亘りて、類似を求むれば、蓋し枚舉に遑あらざるべきが、こは會ま形式の擬似を語るに過ぎずして、更に兩者の發生の動機を探り、或はそが内容と經過とを究むれば、寧ろ共通的事實の多きに駭く者あるを疑はざるべし。吾人は今こゝに多くを擧ぐるの要を認めざるが、姑らくその一二をいはい、北虜といふも、實は韃靼の眞種のみにあらず。漢人の逃れて、彼等が部落に混じ、一種の假種となりて、本國に寇せるが、南倭といふも、これに等しく、漢人の海に入りて倭人に混じ、或は假倭の集團をなして、本國を侵し、こと稀ならず。明は、這般の事情の下に、一倍の苦痛を覺えたり。北虜の欲するところは、絲綸のみ。南倭の希ふところ、亦明の貨物を買はんと欲するに過ぎずして、兩者は共に此慾望を市易によりて満足せんとせるが、種々の惡劣手段は、市易の主人公たる明人によりて行はれき。不平について、憤怒は起りぬ。戈を執りて怨を報ゆるに至りて、寇の形乃ち成る。誰か寇の因の、南北その揆を一にせずといふや。南倭を語らんとする、必ず先づ北虜に思ひ及はざるべからず。

二 市馬と馬市との差異

馬市とは北虜と漢人との間に設けられし互市場をいふ。明人がその始、馬匹

の給を東北塞外種族に仰ぎしを以て、かくは稱せらる。兪州史料によれば高帝の時南征北討兵力餘あり、唯た馬を以て急となす。故に使臣を分遣し、財貨を以て四夷に馬を市へり。而して降虜土目の來朝及び正元萬壽の節、内外の藩屏將帥、皆な馬を用て幣となす。これより馬漸く充實せり。

とあり。明の國家が南方に起りしに似ず、その兵力の、開國の初に於て、早くも馬を捕魚海の上に飲ひ、東して元の遺孽を松花江畔に驅逐せしは、寧ろ驚異を以て視ざるべからず。兵力の發展につれ、軍馬の不足を告げらるは、免れず。兪州史料には、洪武二十年、高家奴を高麗に遣はして馬を市はしめしをいへり。高麗とは、恭讓王の時を指す。王、表請して馬の値を受けず。太祖禮部に諭して曰く、朕の諸番を待つ、務めて誠信を以てす、彼れ前んで約束を聽き、其互市を許す、故に人を遣はして馬を市へり。今彼れ敢て直を受けざるをいふ、豈其本心ならんや、蓋し勢を畏るゝのみ。勢を以て人に逼るは朕の爲さるる所、爾、それ朕の意を以て其國王に告して之を知らしめよ。

と。仍りて延安侯唐勝宗をして、高麗馬の至るを俟ち、その用ふべきを選び、價値を償はしめき。爾時高麗の送馬三千四十四といふ。明は遼東にて之を接受せしが、次いで、耽羅國亦馬を以て來貢しぬ。耽羅は今の濟州島をいひ、その馬を買せしは因由なからず。島上の馬は、元の征東行省が、その昔日本を討たんとて牧

畜せしものといふ。明人之を採りて北虜を討つ。奇縁としもいはざいふを得べし。同二十四年、明は又高麗に詔して馬一萬匹を求めき。八月、樞國事王瑋、判繕工寺楊天植等を遣はし、一千五百匹を遼東に致しけるは、今綸音を奉ず、敢て力を竭さざらんや、但た比年所産の馬、軀幹短小、懼らくは以て命に副へがたし。然ども禦倭致遠、負重耐寒、小邦之に頼れり。敢て先づ以て獻ず、その餘は次を以て奉進すと。十一月又た馬二千五百匹を送來せり。明は受けて遼東に牧養しぬ。

明が開國の始、馬匹の給を東、朝鮮半島に求めしは、北部の兀良哈、もしくは東北の女直と未だ戰守の状態に在りしを以て、已むを得ずして、之を半島の王廷に求めしものなるが、太祖が諭して勢を以て人に逼るは好まざる所といひ、一一そが値を給せしに徴し、その如何に軍馬を要せしやを判知すべし。同じき年、兀良哈の頭目哈兒兀歹と呼べるもの、その部屬脫忽思等を遣はして、馬を貢せしめしことあり、帝は命じて、鈔幣製衣を賜給しぬ。此等の事實は明かに馬市の先を爲せしものなるが、爾時は我より使を派して馬匹を購置せしものに係りて、未だ彼より來りて馬匹を賣らんとせしものあらず。所謂市馬の事實はあり、馬市の名は未だ起れりといはず。洪武の時代は、斯くして終りを告げらるが、建文帝、靖難の亂に亡び、成祖の北方に即位するに及び、馬市は邊郡に設けられたり。

三 馬市開設の緣由

馬市は永樂に始まる。尙州史料によれば、同三年に遼東の開原廣寧に馬市を立つとあり、又曰くその互市、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、一は廣寧に於てし、以て朵顏三衛を待つ、各々城を去ること四十里と。尙州史料は、又だ永樂九年に開平馬市の價を定めしを記せるが、この事實の何様たりしやは、未だ考へず。開平とは、今の承德府の境内にて、熱河の附近にありし元の上都をいふ。假りに明廷が此地にて馬市を立てしとせば、そば大同馬市の先を爲せしと疑はれず。ともあれ、永樂帝が北京の東北、今の滿洲の邊塞に於て、馬市を立てしは、事實なり。帝の兵を所謂北虜に用ひしも一、再ならず、就中永樂七年には、車駕克魯倫河に臨み、二十三年には今の阿魯璦、土刺の河上に至りしことあれば、太祖洪武の時代と等しく、幾多の軍馬を要せるの疑はれず。馬市の設立せられたる、一面這般の事情によりて解釋するを得べし。さり乍ら、又た一面より考ふれば、軍國の急需は、斯かゝる平常の設備を以て満足すべきに非ず。馬市開設の事由は、自ら別個の必要に促かされしを想像すべし。

互市といひ、貿易といふ。自から有無を通ずるにすぎず。明人は製作品を出し、北人は天産物を出し、各自に利益を規らんには、互市の能事完る。然ともこれ

果た個人についていふのみ。吾人は、馬市が南北兩種人の、這般の需要に驅られしを認め得るとも、一面此開市が永樂帝の勅命によりて設立せられしを思はざるべからず。吾人は未だ帝が民庶の利益を欲して此命令を發せしを聞かず。又た何様の意味を以て開設せしを聞かざれども、帝が北虜及び女直を操縦するの政策より、打算して此命令を發せしは疑を須むざるべし。孔方焯の全邊略記に下の如き記事あり。いふ

宣德六年十一月、總兵官巫凱、廣寧の馬市にて市ふ所の、福餘衛、韃官が馬牛の數を上つる。上、侍臣に謂つて曰く、朝廷は馬牛なくして、之と市をなすに非ず。蓋し其服用の物、皆な中國に頼るを以て、若し之を絶てば、彼れ必ず怨心あらん。皇祖の其互市を許せる、亦た是れ懷遠の仁なり。

此の言は、宣德帝の口に發すれども、父帝永樂の心事の斯く解せらるべきは、信ぜらるべし。

馬市開設の眞意は、略ほ知るを得たるが、開市の位置の幾んど遼東に限られしは、吾人多くの興味を以て視ざるを得ず。尙州史料の文字を襲踏したる明史は、永樂年間に設けられし馬市の二は、共に開原の城の東南に在りて、一は海西を待ち、佗は朵顏を待ち、その廣寧に設けられしは、亦た朵顏を待つとあり。此位地は、明代を通じて必しも一定せず、互市の數また増減ありたれども、永樂初設の時に

於いて、三個の中の二個を以て兀良哈を待ちしは、會々此部族の、明の國家に對せる位置を證するものに外ならざるべし。吾人は少しく兀良哈を語らざるべからず。

兀良哈をオランカイと音じムは、朝鮮の稱呼なるが、本邦の學者には、清正公の討入りしオランカイと混じしもありて、かくては明人のいふところと甚しき相違ありと論じムもあり。鮮人のオランカイは、豆滿江邊に出沒せる幹兒哈をいひ、清にては之を瓦爾哈といひて、始めよりこの部族に涉るところあらず。兀良哈の意義は、明かならず、蒙古游牧記には、蒙古源流を引きて、烏梁罕とは乃ち汗の爲めに金穀倉庫を守るの人、均しく大有福者に屬すとあれど、皇明職方圖には、幹兒とは虜語にて大寧といふとあり。明初の兀良哈は三衛に分たる。朶顔といひ、福餘といひ、泰寧といひき。兪州史料などにては、此の部族の明初よりして、早くも潢水、即ち今の西拉木輪の南に在りしをいへど、錯る。彼等は元代に於ける朶顔の部族と考へられ、洪武永樂の時代には、多分今の洮南府の境域より東は白都納、北は齊齊哈爾の地方に亘りて繁衍したるべし。建文元年、燕王棣即ち後の成祖が北京に兵を擧げしとき、王の脚は南に向けられずして、先づ北に投ぜらる。こは北京の北部なる今の大遼河上源の地大寧に藩屏たりし寧王をば、掠取して背後の患を絶たんと欲せるなりき。成祖大寧を訪ふて去る、寧王の送りて郊外

に至るや、一呼して起ち、王を擁して南するものあり、之を兀良哈の衆となす。果して知る、成祖は北虜兀良哈の力を假りて、その志を遂げしことを。此の小説に似たる事實は、たしかに成祖が功を成せしとはいへ、重要な大遼河の上源地は、爲めに明國の邊備を撤し、遂に後世兀良哈が根據地となれるの素を與へたり。吾人は之を以て成祖の失政を咎む。ともあれ、成祖は、彼等によりて背後の患を剪除し、更に彼等を抜いて騎兵を編し、南して建文を滅ぼせるが、此等の功勞に對する報償は、先づ彼等部族が間に議せられざるを得ず。明人は、此間の報償を以て大寧の兀良哈三衛に與へられしと解するもの多數を占むるが、この想像は、全く錯れるにせよ、明の兀良哈の部族を待てる自から從來と殊る所ありしは、いふをまたず。遼東に於ける兩個の互市場の開かれしは、實は背面に於いて此種の問答の關連せしに非るか、永樂元年、成祖位に即き、翌々三年、早くも馬市の設けありしは、此間の消息を説明す。

女直馬市に對する永樂帝の用意は、兀良哈のそれと同一に觀取するを得べし。明初の女直は、松花江及び豆滿江、併びに烏蘇利江の流域を數ふるが、主なるものは、吉林方面より來る集團を擧ぐべし。開原の南關に設けられたる市場は、海西女直を待つとあれど、實は、海西即ち今の松花江下流の女直のみに充てしにあらざして、建州女直、野人女直も、凡べて此市場に來れるなりき。尤も建州女直の遷